

(第二部)
第一百八十六回 參議院總務委員會會議錄第十八号

國第百八十六回
會

參議

院總務委員會

會議錄第十八號

10)

平成二十六年五月十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動 五月七日

補欠選任　吉田　博美　島田　三郎君　辞任

五月八日 辞任 補欠選任

吉田 博美君 島田 二郎

出席者は左のとおり、

理事

卷一

補欠選任	吉田 博美君
島田 三郎君	
山本 香苗君	
二之湯 智君	
丸川 珠代君	
吉川 沙織君	
若松 謙維君	
渡辺美知太郎君	
井原 巧君	
石井 正弘君	
磯崎 陽輔君	
小泉 昭男君	
島田 三郎君	
関口 昌一君	
柘植 芳文君	
藤川 堂故	
石上 俊雄君	
江崎 政人君	
難波 茂君	
藤末 孝君	
林 久美子君	
藤末 健三君	
片山虎之助君	

國務大臣		副大臣		副大臣		總務大臣		國務大臣	
局長	局長	復興副大臣	内閣府副大臣	内閣府副大臣	内閣府副大臣	谷公一君	新藤義孝君	寺田典城君	吉良よし子君
総務省自治財政	総務省自治行政	内閣府大臣政務官	内閣府大臣政務官	内閣府大臣政務官	内閣府大臣政務官	西村康稔君	又市征治君	西村岡田広君	主濱了君
佐藤文俊君	三輪和夫君	内閣官房内閣審議官	内閣官房内閣審議官	内閣官房内閣審議官	内閣官房内閣審議官	小泉進次郎君	伊藤忠彦君	山本博司君	門山泰明君
		利根川一君	向井治紀君	藤城眞君	川口康裕君	笛島博之君	恩賜行君	人事・恩賜行君	人事・恩賜行君
		佐藤文俊君	三輪和夫君	佐藤文俊君	三輪和夫君	佐藤文俊君	三輪和夫君	佐藤文俊君	三輪和夫君

○ 本日の会議に付した案件

○ 参考人の出席要求に関する件

○ 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査（地方自治法改正に関する件）

○ 日本郵政株式会社の株式上場に関する件（日本放送協会の役員人事に関する件）

○ (4K・8Kテレビの普及促進に関する件)

○ (人口減少時代の地方自治体経営に関する件)

○ (地方法人課税の改革に関する件)

○ (電気通信事業分野における消費者相談に関する件)

○ (電波利用の在り方に関する件)

○ (日本郵便株式会社の契約社員の待遇に関する件)

○ (臨時財政対策債及び地方交付税の在り方にに関する件)

○ (超高齢化社会における地方財政の課題に関する件)

○ (日本放送協会の事業運営に関する件)

○ (地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提える件)

○ 出、衆議院送付)

○ 委員長(山本香苗君)　ただいまから総務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官利根川一君外二十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することになりました。

御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会会長松井勝人君外四名を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井正弘君 おはようございます。自由民主党岡山選舉区の石井正弘でございます。

今日、質問の機会をうけていただきまして、感謝申し上げる次第でございます。私も長い間地方自治体の首長を経験してまいりましたので、今回、この質疑の後、大臣からの提案説明等があると聞いておりますけれども、私自身、今までの地方自治の経験を踏まえますと、やはり地方自治法改正案に關しまして一意見を申し上げ、御意見も是非お伺いしたいという思いで質問に立たさせていただきました。御理解いただきたいと思います。

お手元の資料に、一枚ございますが、総務省さんがお作りになりました今回の地方自治法の一部新たな広域連携の制度の創設、この二点につきまして概括的な質問をさせていただきたいと思ひます。まず最初に、新藤総務大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。

最初の項目なんですが、いわゆる総合区制度の創設についてございます。今、全国に政令指定都市二十二ありますけれども、人口二百万以上の

大都市、横浜、そして大阪、名古屋、そして一方で、人口が岡山は、地元でございますが、七十万程度といったようなことでございまして、様々な政令指定都市があるわけでございます。こういった中で、横浜市のように、三百六十八万、四国四県の人口規模に相当するような人口の大きい政令

指定都市にありますては、確かに一人の市長の下で市域全体の行政を一律に展開するということはなかなか困難ではないかということは指摘があるところでございます。

また、今回、平成の大合併ございまして、私も推進を当時してまいりましたけれども、人口等の要件を満たすということから合併をいたしました政令指定都市に移行したということになりますと、どうしても、合併の効果はありますものの、地域の声というものが、すなわち住民の声が届きにくくなつたとか、あるいはバランスの取れた地域の発展、これがなかなか難しいといったような課題が指摘されております。そういったことから、指定都市内の区単位においてのいわゆる都市内分権、これを推進させるということはこれは重要な課題であると、このように私も考えております。

こういった意味からは、今回の改正案につきましては一定の意義があると、このように思っています。けれども、ただ、政令指定都市側、特に人口の大きさのところの指定都市におかれましては、いわゆる特別自治市構想、県からの権限を政令指定都市に更に移譲していくこうという、道府県からの分権を改定する法律案の概要でございます。そのうち、一番の指定都市制度の見直し、そして三番の制度は今現在導入の機運が見受けられない、幻でございますけれども、一方で、今回の改正案についておりますけれども、この内容につきましては必要な情報提供をこれまで各市長会やいろんな団体等に対して連絡をさせていただき、説明をさせてきていただいたわけであります。

現状、その導入の見込みがあるかということではありますが、これは法案の成立前でありますから、私どもとすれば指定都市の検討状況は把握をしております。これを見ますと、政令市、総合区といいます。これを見ますと、政令市、総合区といいます。そもそも指定都市においても規模においてはまだ差があるわけであります。それから、指定都市にある区についてもそれぞれなんですね。ですから、そういう町の特徴を踏まえて、人口規模や面積、それから市民性であるとか、そういう住民側とどのような調整をされたのか、総合区導入、これを検討している指定都市はあるのかどうかといつた点も含めて大臣の見解をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(新藤義孝君) もう委員は長期にわたりまして地方自治の最前線でリーダーシップを取られたわけでありまして、いろいろなことをよく御存じの方だと思いますから、是非いろんな建設的な御意見を今後もいただければ有り難いと、このようにまず御期待を申し上げます。

そして、その上で、ただいま御指摘いただきまして今回の地方自治法の改正における総合区制度、これは、基礎自治体でありながら人口規模が都道府県並み、そしてカバーするサービスが幅広いと、そういう特徴を持つ指定都市につきまして更に住民に身近な行政サービスが実現できるよう、そういう意味で総合区という制度を置いています。

この自治法の改正案、第三十次の地方制度調査会の答申を経て、それに基づきまして今回御提案させていただきました。答申を得るまでに二年の作業がございます。その間に、地方制度調査会において節目節目において指定都市の市長会からも三回の意見聴取を行つて、そういった御意見を頂戴してきたところであります。それから、法案の検討過程におきましても、この内容につきましては必要な情報提供をこれまで各市長会やいろんな団体等に対して連絡をさせていただき、説明をさせてきていただいたわけであります。

私も當時県議会等でも質問を受けたことがございましたが、岡山県と岡山市におきましてはそのような具体的な二重行政解消の問題というものは当時は把握をしていなかつたところであります。こういった点からいたしまして、実際に、今現在、ほとんどの県と市は実際上定期的に会議を設けて連携強化を図つてはいるのではないかと思われます。私も、現に岡山市との間に定期的に会議を開いて、毎年、県庁と市役所、会議場を替えて会議を行つて、その成果として、一緒に観光キャンペーングアジアの都市を訪問していこうとかいろいろ、例えば一緒にマラソン大会をやりましようとか、いろんな成果があつたわけでございました。

います。

今回のそういう経緯の中で、改正の趣旨とい

うもの、そして導入をしようとする機運の盛り上がり、まだ自身も具体的には見えないよう気に感

じられておりますけれども、事前に政令指定都市

側とどのような調整をされたのか、総合区導入、

これを検討している指定都市はあるのかどうかと

いつた点も含めて大臣の見解をお伺いいたし

たいと思います。

○國務大臣(新藤義孝君) もう委員は長期にわたりまして地方自治の最前線でリーダーシップを取

られたわけでありまして、いろいろなことをよく御存じの方だと思いますから、是非いろんな建設的

な御意見を今後もいただければ有り難いと、この

ようにまず御期待を申し上げます。

そして、その上で、ただいま御指摘いただきま

ります。

そもそも指定都市においても規模においてはまだ差があるわけであります。それから、指定都市

にある区についてもそれぞれなんですね。ですか

ら、そういう町の特徴を踏まえて、人口規模や

面積、それから市民性であるとか、そういう住民

ニーズ、こういったものを踏まえて、それを

指定都市が地域の実情に応じて私は今後提案をさ

れるんではないかと、また、これは選択制であり

ますから柔軟な対応がなされるんではないかと、

このように思つておるわけであります。

○石井正弘君 ありがとうございます。私も、意

見申し上げましたとおり、大変これは意義があ

りますので、是非、法案が成立された後には

と思います。

これに関連して、政令指定都市都道府県調整会議、二つ目の項目でありますけれども、いわゆる

県と市の二重行政の解消の問題、これにつきましては確かに大阪府、大阪市の例でマスコミ等で多

く取り上げられました。あいつたような地下鉄

とかあるいは上下水道、さらには大学等々、大変

分かりやすい典型的な事例、一部には図書館とか

体育館、こういったものはあるかもしれませんけれども。

ただ、二重行政解消ということになりますと、

私も當時県議会等でも質問を受けたことがございましたが、岡山県と岡山市におきましてはそのよう

な具体的な二重行政解消の問題というものは当時

は把握をしていなかつたところであります。それから、

ういつた点からいたしまして、実際に、今現

在、ほとんどの県と市は定期的に会議を設けて会議を行つて、その成果として、一緒に観

光キャンペーンでアジアの都市を訪問していこう

と思います。

そもそも指定都市においても規模においてはまだ差があるわけであります。それから、指定都市

にある区についてもそれぞれなんですね。ですか

ら、そういう町の特徴を踏まえて、人口規模や

面積、それから市民性であるとか、そういう住民

ニーズ、こういったものを踏まえて、それを

指定都市が地域の実情に応じて私は今後提案をさ

れるんではないかと、また、これは選択制であり

ますから柔軟な対応がなされるんではないかと、

このように思つておるわけであります。

○石井正弘君 ありがとうございます。私も、意

見申し上げましたとおり、大変これは意義があ

い
ま
す。

こういったような中で、県と市の連携強化という意味でありますと私も非常にこの調整会議の意味といふものは分かるわけでござりますけれども、二重行政解消となりますと、通常の大規模な人口の多いところの政令指定都市、これはまだ一人、それ以外の政令市におかれましてはそのような喫緊のそういうたの課題というものは余り感じられないのではないかと、こう承知しております。

そこで、隣の福島県にお聞きいたしますが、この調整会議設置の趣旨はどういうことでございましょうか。さらに、法律にこれを位置付けまして、その調整に総務大臣が勧告という制度の設計になつていいところでございますが、これは大きな地方分権の流れからいたしますとどうなんである

驗されて地方分権に取り組んできた一人でありますが、前して、そういう御懸念もあるかと思いますが、前提としては、この調整会議で全てがうまく図られると想定しておりますが、萬が一協議が進まずに第三者者が入って調整をしてほしいという流れの中で市長又は知事から要請があつた場合に、議会の議決を経て総務大臣が勧告を行うものでありますて、決して地方分権の流れに逆行するようなことはないように対応すると考えております。

○石井正弘君 ありがとうございます。是非、大きな地方分権の流れ、これを考慮していただきました柔軟なる運用というものをお願いをいたしました。このように要望させていただきたいと思いまます。

それでは、後半の二つ目の質問でございます。

それからもう一つ、議会の議決をして締結する
が一点でございます。
お尋ねにございました、現行もいろいろな共同
の仕組みがござります。一部事務組合ですか
の委託といったようなものがございます。これ
と連携協約との違いでございますが、一つには、
連携協約におきましては、通常の事務の分担とい
うだけではなくて、基本的な方針とか政策面での
役割分担、こういったものも定めていくという
市町村との有機的な連携をして活性化していく
と、こういうことが重要だと考えているわけでござ
ります。そのために、新たな広域連携の仕組み
として連携協約制度というものを創設することと
したものでございます。

○石井正弘君 ありがとうございます。
これと、今もう既に御指摘がありましたけれども、次の項目の代替執行の問題でございます。両方非常に今回の広域連携の新たな制度創設ということは大変私は意義深いものがあると思っておりまして、是非、こういった将来を見据えますと、自治体間同士の連携というものにこれからも大いに力を注いでいくべきだと思っておりますが。
ただ、一方で心配もあるわけでございまして、と申しますのも、今お話をございました、地方中核都市が中心になって周辺の市町村と連携をし、あるいは一部代替執行を行う。この代替執行は当該地方公共団体の名においてほかの地方公共団体

うかといったような指摘を耳にすることもありましたけれども、こういった点につきましての見解をお伺いいたしたいと思います。

が、新たな広域連携の制度の創設、その中で、連携協約制度の創設でありますけれども、今、地方の財政は大変厳しいものがあります。こういった中で、多くの自治体は、特に市町村、人口の減という事態に直面することとなります。こういった人口減少社会における市町村行政の今後ということを考えますと、今回のように自治体の中で業務を補完し合つたりする、こういうような方向性、これは非常に理解できるものであります。

こういった中で、まず自治行政局長にお伺いしたいんですが、今回の改正の趣旨及び今まであります一部事務組合等とのよう違うのか、交付税措置はどうなるのか、そして、先行したモデル事業を今年度中に何か所かで実施するとのことでありますけれども、これにつきましてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたしたいと

わけでございますが、万が一紛争が生じることもないとは言えませんので、将来紛争が生じたときの解決の手続、これもあらかじめビルトインしているということが二つ目でございます。

そして三つ目といたしましては、やはり一部事務組合等の場合には別の組織をつくるということになります。これは、やや重い、あるいは固い連携になつてているという面がござりますので、別組織をつくらない簡素で効率的な仕組みということを要点といたしまして連携協約制度を設けようというふうに考えているところでございます。

そして、この連携協約を活用いたしまして、地方中枢拠点都市、こういったものを構想いたしまして、地方中枢拠点都市圏の取組を進めたいと考へておるわけでござりますが、本格的な交付税の措置等につきましては平成二十七年度からの全国

に事務を管理、執行させる、すなわち執行権限の譲渡を伴わないといつ点に特徴があるということです。ございりますから、従来の事務委託と併せますと連携が非常に進んでいくということで期待されるわけでございますが、そういった周辺の市町村の機能というものを中心となる人口規模の大きさところ、これが一方的に補完をして集約してしまうのではないか。あるいは、そうなると、地域内における一極集中がどんどん加速するのではないかという懸念がありますね。一方で、都道府県がその市町村の事務を補完するということになりますと、今度は逆に市町村が、都道府県への依存関係が高まってしまいまして、本来の基礎自治体を中心の自立した地方分権型社会構築、これに水を差すようなことになりはしないかという心配があります。

委員から御指摘ございました、現実にもう都道府県と指定都市とで会議を設置しているケースがあるということになりますが、これが調整会議として同様の性質であるというものでありましたら、この調整会議として位置付けることも可能であると考えております。

○政府参考人(門山泰明君) お答えいたします。
御指摘のとおり、人口減少社会という中におきまして、全国の市町村が基礎的な自治体といったとして持続可能な形で行政サービスを提供していくくということは必ず必要なことでございます。そのためには、単独の地方公共団体それぞれが活性化するということもちろん重要なわけでありま

展開を考えているわけですが、そのためには、今年度、二十六年度におきましては、今御指摘にございましたようなモデル事業というものを通じまして、連携協約の締結にもう既に積極的に考えていただいている地方公共団体と一緒になりまして、連携協約の具体的な在り方、併せまして必要な財政措置の在り方等につきまして検討を行いまして、先行的なモデルを構築し、それを二十二

むしろ、お互いのネットワーク機能というものを強化する方向、すなわち食料の支援を周辺の自治体が行っていくとか、介護の問題、それから今申し上げた災害が起つた場合、いろんなことでお互いの地域の特徴を生かした相互補完的な役割分担、これがこれから的地方行政が目指していく方向ではないかと、このように思つております。そこで、自治行政局長に再度お伺いしたいんで

七年度以降の措置に反映していきたいという考え方

卷之三

（石井正弘君　ありたけいへいくん）
これと、今もう既に御指摘がありましたけれど

も、次の項目の代替執行の問題でござります。両方非常に今回の広域連携の新たな制度創設という

ことは大変私は意義深いものがあると思つております

L

すが、都道府県が補完する小規模市町村の事務、
これは具体的にどのようなものを想定をされ、また、
市町村間のお互いの連携、これはどのような
ものを想定されているのか、お伺いをいたしたい
と思います。

○政府参考人(門山泰明君) お答えいたします。
まず最初に、連携協約それから代替執行併せて
でございますが、地方自治法上におきましてはこ
ういうものはできないといったような特段の制限

は双務的に連携していくと、こういつたような形が連携として想定されるのではないかと考えていいところでございます。

○石井正弘君 ありがとうございました。

それでは、そういうたの議論を踏まえて、最後に新藤総務大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。

それは、今回の自治体連携のこの強化策が、今後の自治体行政の在り方、特に地方分権改革のこ

行つても、それは自治体間の連携によつて、こういつたような制度を使うことによつて補完されらる、市町村行政は今のままで大丈夫だといふようなことを私は念頭に置いて主張しているわけでござりますが、以上のような私も見解を述べさせていただきましたが、大臣の、今回の自治体連携の強化策が道州制も含めた今後の地方分権改革論議に及ぼす影響につきましての御見解をお伺いをさせていただきたいと思います。

そして、分権は、どこから分離独立するのではなくて、あくまでその地域の総合的な力を高めるものでなければいけないと、その将来見える先に出てくる大きな統治機構の変換が道州制であると、こういうことだと思います。

は設けないということござります。
そして、具体的に、それでは都道府県が小規模市町村の事務を補完するといったことでどんなことが考えられるかというお尋ねでございますが、例えば介護保険ですか地域包括システムなどと

いいました各種社会福祉関連業務の中で特に専門性が要求されるような分野というのがございま
す。人材の面なども含めてでござります。こういった分野ですとか、あるいは道路・橋梁・水道などのインフラの維持、これも大きな問題になつ

ておりますが、こういったインフラの維持に関する業務につきましてもやはり専門性が要求される分野というのはかなりあるという認識でございまます。こういった分野、さらには地域振興、観光といった企画部門につきましてはなかなか小規模な

町村では担当者の数も本当に一人とか二人、限られています。といったようなケースもありますので、こういった地域振興などの企画部門の業務といったものも考えられるのではないかというのが、今の時点で想定している主なものでございます。

それから、市町村相互の連携といたしましては、地方中枢拠点都市圏におきましてやはり中心的な都市が地方圏の経済の牽引、これをやつていいだくという産業振興的な面、これがやはり一つ大きいというふうに考えておりますが、このほか

にも、例えば三大都市圏におきましてもこれから急速な高齢化が進むといったこと、それから公共交通の老朽化というのは、これは地方、都市、両方通じての問題でございます。こういった喫緊の課題につきまして水平的、相互補完的に、あるいは

は双務的に連携していくと、こういったような形が連携として想定されるのではないかと考えているところでございます。

○石井正弘君 ありがとうございました。

されど、そういつた議論を踏まえて、最後に新藤総務大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。

それは、今回の自治体連携のこの強化策が、今後の自治体行政の在り方、特に地方分権改革のこれからの方針性、さらには道州制論議、こういったものにどのような影響を及ぼすかについてであります。

地制調の答申、先ほど大臣も御紹介いただきましたけれども、これを、報告を見ておりまして、集落の数 자체は人口ほど減少しない、すなわち、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯が増大すると、このように指摘されておりますし、また、一般、民間の研究機関、日本創成会議の発表がございましたけれども、二〇四〇年までに全国の八百九十六自治体で二十歳から三十九歳の女性、これが半減すると、こういつたような独自の試算を発表をされているところであります。

こういつたままで、人口減少が止まらない、行政機能の維持が困難と、このようにされているところでござりますけれども、市町村の行政の役割が逆に言いますと今後とも重要性が更に増してくる、そういう事態にならないようにするためにも、更に地方分権を強力に進めて、思い切つて権限を財源とともに地方に移譲していくべきではないかと思います。

こういつた中で、今回のお示しいただいた、お互いの自治体同士が、市町村同士が水平的に補完をしていく、あるいは都道府県が必要に応じて市町村の業務を垂直補完していくというこの考え方には、大変私は規模の小さい市町村の行政を助け合っていくという意味におきまして意義があると、このように思っております。

私が道州制を主張しておりますのも、姿としては、都道府県から市町村に事務が基礎自治体にて連携として想定されるのではないかと考えています。

行つても、それは自治体間の連携によって、こういったような制度を使うことによって補完され、市町村行政は今のままで大丈夫だというようなことを私は念頭に置いて主張しているわけですが、ささいますが、以上のような私も見解を述べさせていただきましたが、大臣の、今回の自治体連携の強化策が道州制も含めた今後の地方分権改革論議に及ぼす影響につきましての御見解をお伺いをさせていただきたいと思います。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、地方分権というのは、その対極に中央集権というのがあって、国の一法律的な行政サービスをそれぞれの地方の個性に合わせた、そういうより豊かな住民生活を実現するためには分権を進めていくのではないかと、こういうことが発端だったと思います。しかし、それから約二十年たちまして、日本は更に次の段階に入りしつつあると思っています。それは今お触れになりました人口減少社会であります。

人口減少社会になりますと何が起きるかというと、人口の小さな弱い地域から衰弱していくわけですね。今、現行で人口五万人以下の市町村というのが全国の中でも七割あります。残りの三割の地域に八割の人口が住んでいると、その地域では都市問題が発生し、そして一方で、地方では過疎化が進みつつもう自治体を維持することも苦しくなるそういう状態が見えていく、そこに更に日本の人口が激減をすると。

こういう中にあって、私たちはどういう策を打つべきか。それは、地域を活性化させて、それぞれの地域にとどまつて自治を確保しながら自立する自治体をどうつくっていくか。ですから、一方で必要なのは地域活性化です。もう一つは、その地域活性化を可能とする地方分権だと、私はそのように考えて、今回の地方分権改革の一括法を出させていただいておりますけれども、これも、市町村単位で多様な、またやる気のある自治体にのみできるような、そういう制度を与えようではないかと、こういうようなことをやらせていただいだわけであります。

そして、分権は、どこから分離独立するのではなくて、あくまでその地域の総合的な力を高めるものでなければいけないと、その将来見える先に出てくる大きな統治機構の変換が道州制であると、こういうことだと思います。

委員は道州制のビジョン懇のメンバーでもありますし、知事会における特別委員長さんでもございました。ですから、私たちは、この国の実情、将来のことを見据えながら、道州制、私は道州制推進担当大臣も拝命しております。ですから、そういう問題を取り組む中で、根本にあるのは、いかに日本を持続可能な状態で社会を維持していくか。それは、全国津々浦々、自分の住んでいる町にとどまつて、その場が、その地域が発展できるような、そういう国をつくらなければいけないと。この中で分権や活性化、そして道州制、こういったものを考えていただきたいと、このように考えております。

○石井正弘君 どうもありがとうございました。大臣の非常に前向きな地方分権改革に懸ける思いをお聞きいたしまして、大変安心いたしました。是非頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末でございます。

私は、今日、三つの点、一つは、郵政の株式上場、四月十四日に財政省が動き出しましたが、それにつきまして一つ。そして二つ目に、ゴールデンウイークにアメリカのUSPS、アメリカ郵政公社に行つていろいろ経営の戦略の話を聞きましたので、それについて。そして最後に、実名を挙げますとグーグルという検索サーチ会社、またかつプロバイダーもやつている会社につきましてどのように考えるかという三点につきまして御質問を申し上げたいと思います。

まず初めの郵政の株式上場につきましては、四月の十四日、政府は日本郵政の株式上場に向けました本格的な議論をスタートしております。財政省が動き出しました。ここにこぎまして、日本郵

政の株式総額は十二・四兆円というふうに、これは簿価ベースでございますがございまして、この三分の一を売却するとしますと、売却益は約八兆円になるのであるうといふふうになつております。

こうした中、非常に気になりますのは、将来金融二社、貯金とかんば生命の上場をしたときに株式の売却益が出るわけでございますが、この売却益をどのようにするかということについて御質問申し上げたいと思います。

私はこの株式の上場の利益というのは復興財源に充てるということでございますので、株式の

売却益を最大化するつまり企業価値を最大化することが重要だと思います。そういう意味で、新規投資に向けた方針は、日本郵政グループが新規

○政府参考人(美並義人君) お答えいたします。
いします。

い投資をし、その投資によつて株価を上げる、企
業価値を上げる、ひいては売却益を上げるという
ふうにすべきだと思いますが、その点につきまし
てお答えいただきたいと思います。よろしくお願
いします。

今先生御指摘がありました金融二社についての上場やその株式売却収入の使途につきましては、親会社である日本郵政の経営判断を踏まえる必要はござりますけれども、日本郵政の株式上場時における政府の収入を左右する重要な要因になると考えております。株主である財務省といったましては、日本郵政グループが一層魅力ある企業となるよう自ら努力して、日本郵政株式の価値を高め、政府の収入ができるだけ大きくなることを期待しているところでございます。

金融二社株式の売却収入の使途につきまして
も、このようないかん觀點から総合的かつ適切に検討が
なされることが必要であると考えております。
○藤末健三君 今までよりも前向きな御答弁をい
ただきましたありがとうございました。
是非、総務省も、監督官庁として、この株の売
却益が高くなるように、企業の価値が高くなるよ
うに、ひいてはやはり新しい事業で収益を上げら

れるような体制にうまく持つていっていただきたい
いと思います。

また、次の問題点、この株式上場、こ
に重要な点でござりますけれど、資金力
あります多国籍企業が、多国籍企業とい
資が郵政の株を大量に購入することが考
んではないかと非常に危惧しております

この郵便事業、社会活動や経済活動のインフラでござりますので、例えば、W郵政サービスに外資規制を掛けてもいいうになつてゐるはずでございますが、それがございましょうか。

○政府参考人(利根川一君)
す。

支那の重宝十日銀の鑑定と鑄造

「協定」は外回資本の参加を制限しないところ、な約束はしておりません。すなわち、規約といううことにについてはその限りでは可なります。ただし、もう先生御案通りでござりますけれども、日本郵便株式会社としては、日本郵政株式会社法につきましては、日本郵政株式会社の一〇〇%会社である日本郵政株式会社になつてござりますので、WTというふうになつてござりますので、WT問題として、外資が日本郵便の株式を持てきなふとふうことになつております。

さらば、じゃ、親会社の日本郵政株式
いてどうかということにつきましては、
いふるな見解を受けてから二三日後も

したが外資規制は必要ないだろうというよ
うを当時して今日に至つてはいるということ
を併せて御説明いたします。

○藤末健三君 外資の規制につきましての法的な考え方があると思います。先にしゃついていただきましたように、WTO ピスの貿易に関する一般協定の第十六条クセスにおきまして、その中で郵便サービスには外資規制を掛けてもいいですよとになつておりまして、我々は外資規制をとるという約束をしていませんので外資規

られると。

じゃ、国内法上どうかというと、二つのやり方がございまして、一つは外為法という法律がござ

確保できるというふうに考えられたことから、当時、外資規制は設けないという整理をいたしました。

ですので、基本的にはしっかりと監督等をしていただぐというのがまず一義かなというふうに思

○藤末健三君　是非きちんとやつていただきたい
　　います。

それで、何かと申しますと、恐らく外資、まあ外資が全て悪いということは申し上げませんが、国内に基盤を持たない資本が社会のインフラである郵便事業の株を持つた場合、一番危惧されるの

は、郵政というのは地域性、公益性を發揮しなさいと書いてあるわけですよ、法律に、七条に。いや、もう例えば資本の理論などだけでどこかく利益

を上げなさい利益を上げなさいといった場合に、恐らく局ネットワークの維持、後で話しますけ

ど、アメリカはどんどん郵便事業を縮小しようとしているんですね、利益が出ないから。本当にそれでいいんですかという根本問題まで行くと思います。

ですから、監督してくたさいよということも必要かもしれません、実際にその外資規制がどのような仕組みでやれるかどうかぐらいは検討しておかなければ駄目ですよ。本当に。それが役割だと思いますね、私は。それは是非申し上げたいと思います。

やるかと二、三の半島をやたなくてやれるよ」とい
準備しておく。検討しておくことは役所の役割で
すよ。これは、後は、法律を作るかどうかは立法
府が決めます、我々が。外為法でやるのか、それ
とも郵政関係の法律、郵便関係の法律でやるかど
うかは我々が決める話であつて、是非検討はやつ
ていただきたいと思いますし、WTO上できると
いう枠組みの中で、我々は何かあつたときに立法
で止めることができるという準備はしておかなければ
れば、これから株式が上場される中で、恐らく四
十万人に近い方々がこの郵便事業、郵政事業に関
与されているわけでござりますので、本当に安心

して働いていた。ただ、環境を整備していただきたいということを申し上げておきます。
次にございまるのは、上場の順番という話を申上げたいと思います。

況、ユーバーサルサービス責務の履行への影響などを勘案しつつ、できる限り早期に処分すると、こういうふうになつております。

いただいているところになります。

○政府参考人(美並義人君)　過去のNTT、JTBの売却におきまして、全てではございませんけれども、主幹事証券会社の中に外資系の証券会社が入つていいことはござります。

パニーそして金融二社、貯金とかんぽ生命がござりますけれど、子会社であるその金融二社を先行上場させた方が株の価格は高くなるんではないか、政府に入るお金が高くなるんではないかといふ話が実際に金融機関の方々から流れていると。恐らくそういう金融機関の方々は価値が高い金融二社だけを買いたいと思つておられるのかも知れません。しかしながら、私はそれは絶対させてはいけないと、いうふうに考えております。我々国民の資本であるとの金融資本、そして同寺ご都文九

ると思いますが、金融二社の株式処分については一義的に日本郵政の経営判断で行うものでござります。ただ、日本郵政におきましては、先ほど申し上げましたような法の規定にのつとつて、こういった金融二社の株式処分について、ユニバーサルサービスの提供及び公益性、地域性の発揮、こういった履行への影響などを勘案して検討されるものというふうに考えてございます。

○政府参考人(美並義人君) 先ほども申し上げましたように、金融二社株式の上場につきましては、

○藤末健三君 答申の内容はお答えいただくのは多分難しいとは思うんですが、私、今手元にNTTとJT、日本たばこの上場時の答申を手元に持っているわけでございますが、これを読ませさせていただきますと、基本的な考え方とか、あと基方針、そして売却に当たり留意する事項とか、あとは政府として例えばこういう予定価格の価格の付け方、ブックビルディングとかそういう方法を使つてござるところにつき非常に概略的なものであります。

このように、株式の上場につきましては、六月の中旬とかいう話でござりますんで、この国会が終わる前までに答申が出るという形でございますので、是非ともこの参議院におきましてもまた答申が出た後にいろいろ議論をさせていただきたいと思います。非常に重要な問題でござりますんで、この上場の仕方につきましては是非議論を深めさせていただきたいと思います。

続きまして、アメリカの郵政公社に関連しまして質問をさせていただきます。賛斗昇

局のネットワークの維持をするためにも、この金融二社の先行上場、先行上場すれば基本的に切り離れますので、金融二社だけが郵政グループからはずすべきじゃないと私は考えます。

しかしながら、一方で、法制度上、政府がこれを制約することはできないということは理解させていますが、しかしながら、一方として、株主として子会社の売却には、今回、今、国会で議論されています会社法が変更されれば、

は、親会社である日本郵政の経営判断を踏まえる必要がありますけれども、日本郵政の株式上場時における政府の収入を左右する重要な要因になると考えております。したがいまして、財務省としても、この点につきまして日本郵政と緊密に連携しつつ適切に対処することが必要であると考えております。

○政府参考人(美並義人君) NTTやJTの過去の答申につきましては、先ほど申し上げました財政制度審議会の国有財産分科会において、事務局から、過去の答申の内容はこういうことですといふうに説明させていただいております。ただ、それを踏まえて、今後、審議会、分科会のもと生じる意見が出てこられる限り、見直しがあります。されば、どうぞよろしくお聞きください。

皆様のお手元に英語の資料をちらよと配らせて
いただいておりますが、これは、ゴールデンウ
ィークにアメリカの郵政公社に伺いまして、そこ
の国際担当の、エグゼクティブダイレクターとい
いますから、幹部ど、あと経営戦略のまた幹部、
ダイレクターと会つて話をしまりいました。コ
ンフィデンシャルと書いてございますが、きちんと
と今日国会で使うことは了解を得ています。
二つ目は、きら活の仕事についてお話ししますが、

法の変更が通れば、子会社の株式の売却について、大規模な売却につきましては株主総会にかけなきやいけないとなる、変わるわけござりますが、そういう状況を踏まえまして、政府として、郵政グループが地域性そして公益性を發揮するためにはこの三事業一体で事業を進めるべきと考えますが、その点いかがでござりますでしょうか。

よりもはるかに踏み込んで回答いただいていがて、
ので、非常に有り難いと思います。

○藤末健三君 分かりました。
それでは、ちょっとと次長、「一つまた追加的にお聞きしたいことがございまして、よくこの株式上場の議論をさせていただくときに、株式を実際に値付けして売却する手続を行います主幹事の証券会社のことをよく言う方がおられます。そのとき

これは長い長い話をさせていたまきたいと思ひますが、まず、これは非常に多くの資料の抜粋でございまして、何かと申しますと、今後のアメリカ郵政公社、U.S.P.S.がどういう経営をしていくかということが書かれてございます。

私は、日本郵政グループが一兆三千億円の投資をするということで非常に注目を浴びましたけれども、中期経営計画を策定していくたいたわけですが、さいますが、よくもう人といふる話、関係者と

○政府参考人(今林顯一君)　お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、地域性、公共性の発揮といつたことにつきましては法令上も明記をされております。他方、その金融二社の株式につきましては、民営化法におきまして、金融二社の経営状

りましたように、四月十四日に、財務大臣より財政制度等審議会に対しまして日本郵政株式会社の株式の処分についてを諮問いたしまして、これまでは、同審議会の国有財産分割会におきまして、同日、四月十四日と四月二十四日の二回にわたつて主幹事証券会社の選定基準などについて御審議

に、いや、外資系の証券会社が入ってくると困るよなということをおっしゃる方がおられますけれど、過去のNTTとかJTの主幹事につきまして、外資系が入っているかどうかということだけちょっと簡単にお答えいただいてよろしいでしょうか。

話をしますと、この中期経営計画、何かよく展望が分からぬと言われる方が非常に多くおられます。将来何をすればいいのか、我々はど、どうなるのかということを聞くわけでござりますが、これにつきましては所管官庁である総務省はどういうふうにお考えかといふことをまずお聞きした

い。

実際に、この資料をちょっと見ていただきますと、一枚目の下側、インダストリーと書いてござりますが、ポイントは二つござります。エマージングマーケットということで、ここにはボンドとかあと円とかのマークが描いてございますが、やはり金融を新しくやりたいという要望を持つて、新しい金融サービス。ただ、それも、自分たちで銀行をつくるというよりも、いろいろ銀行の窓口をやりたいということを言つていました。そしてまた大事なことは、Eコマース。

ビューチョン、配達を行うということに注力していくはどうかということ。そして、次のページちょっと見ていただけますでしょうか。青いところでございますが、ここで非常に重要なのは、アーバニゼーションと書いてございますが、都市化、都市に対する投資を行うといふことでございまして、これはやはり、利益を上げるがゆえに消費者が多い都市にどんどん集中投資しようという話が非常に印象的でございました。

そして、最後でございますが、二枚目の下側の紫色の囲みでございますが、ここは非常に新しい取組とすることでございます。後で御質問申し上げますが、クラウドサービスをやつたり、あとオートメーションをやりましょ、あと、フェュエルボリューションと書いてございますが、これは燃料を変えていきましょうというような議論を行つておるところでございます。

特に、アマゾン・ドット・コムという会社がヘリコブターでいろいろ商品を配るということを発表していますけど、そういうこともアメリカの郵政公社は研究していると。また、あと無人郵便ラックを使つて無人で配達しようということも検討していると言つておりました。

そしてまた、燃料の話でいきますと、大体売上げの一割弱が燃料費であるという状況で、やはり燃料を転換して安い燃料、バイオマスに変えて

い。

いったり、いろんなことを検討しているというこ

と。

あと、ついでに言いますと、3Dプリンターを郵便局に置いて、郵便局で3Dプリンターを使えるようにしていこうというような話をまでしてしまったけれど、郵政これから上場、いろんな課題がござりますが、是非とも夢と希望がある郵政事業の展開を総務省も会社と一緒に議論していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。お願いします。

○政府参考人(今林顯一君) 中期経営計画につきましては、先生から先ほど御紹介ございましたように、本年二月公表されました。これは民営化以降初めてでございまして、総務省といたしましては堅実で戦略的に将来を見通した計画として評価しているものでござります。

他方、先生御指摘になりましたJSPSの資料、斬新で大胆なアイデアに満ちておりまして、大変参考になると思いますが、郵政公社に対応するもの、日本郵政では、日本郵政グループの方で

経営の裁量の中で一義的には検討されるものと考

えてござりますけれども、総務省といたしまして

も、先般、情報通信審議会の中間答申出ました

が、この中で、例えばICTとの融合だとか、

サービスの多様化、高度化を図つて新たな付加価

値を生み出すことが期待されるという提言も頂戴しております。

今後、審議会におきましては、最終答申に向

けて、ユニバーサルサービスを将来にわたつて確保するための方策の在り方を中心とした様々な検討をお願いいたします。

総務省といたしましては、今後とも、こういつた国民利便の向上あるいは経済の活性化につながるよう、こうした場での検討を含めまして、日本郵政グループと様々協力してまいりたいと考えます。

○藤末健三君 是非議論を進めていただきたいと

思います。

特に私が注目しましたのは、このお配りした紙

の二枚目の紫色の箱の中にクラウドテクノロジーと書いてあるんですね。このクラウドテクノロジーは何ですかという話を聞きしますと、アメリカ郵政公社は政府用のクラウド情報サービスシステムを構築するんだということを言つています。

どういうことかと申しますと、郵便局の窓口を

利用して、いろんな連邦政府の横串、連邦政府がいろいろやつている窓口業務をやれる仕組みをつくりていくと、なぜアメリカ郵政公社がやるかと

いうと、アメリカ郵政公社はやはり公的な機関で

あります。これが何かといいますと、アメリカの郵政公社の収益のカーブでござります。

二

〇〇六年からどんどんどんどん赤字が拡大して、二百億USドル、二兆円近く二〇一六年までに

一枚目の上方、これは何かといいますと、アメ

リカの郵政公社の収益のカーブでござります。

二

〇〇六年からどんどんどんどん赤字が拡大して、二百億USドル、二兆円近く二〇一六年までに

一枚目の上方、これは何かといいますと、アメ

リカの郵政公社の収益のカーブでござります。
思います。

○藤末健三君 このアメリカの話は最後の質問に

させていただきたいんですけど、ちょっとこ

れ、是非、郵政に関心のある方はまた見ていただ

きたいんですけど、この一枚目、お配りした紙

した。た。

どういうことかと申しますと、郵便局の窓口を

利用して、いろんな連邦政府の横串、連邦政府が

いろいろやつっている窓口業務をやれる仕組みをつ

くっていくと、なぜアメリカ郵政公社がやるかと

いうと、アメリカ郵政公社はやはり公的な機関で

あります。これが何かといいますと、これは。

赤字の累積が拡大するという資料です、これは。

何が原因かと申しますと、いろんな原因があり

ます。大きくて二つあるんじやないかと思つて

います。一つは、様々なユニバーサルサービスが

課されているにもかかわらず、アメリカの郵政公

司は、例えば、今まで配達をやつしているやつを五

日配達に縮小したいといつたら、それは議会の反

対でできませんでした。あと、郵便局ネットワー

クも維持しなきゃいけない。様々な制約がある中

で、かつ郵便の切手料金もなかなか上げれない

という状況。そして、何が一番大きいかと申しますと、これ、二〇〇六年に、実はアメリカの郵政公社は退職金とか、あとは医療のヘルスケア関係の負担を公社がやらなきゃいけないという法律が通りました、二〇〇六年に。その負担が非常に大きくなっています。それで、何が一番大きいかと申しますと、このユニバーサルサービスの問題。アメリカの郵政公社も、このユニバーサルサービスの義務を課され、そして同時に様々な制限が掛けられている。その中でどうなんどんどん赤字が拡大しているわけでございま

す。

私は、昨年、イギリスのロイヤルメールという郵便会社も見てまいりました。局も。ロイヤルメールは去年株式を上場しました。そのときに何

があつたかと申しますと、二つございまして、一つは郵便局のネットワークには年間五百億円の支

援をしている、政府が支援しているという話。そ

してもう一つは、上場時に株式上場の利益の一〇

%を職員に分配する、株式を一〇%職員に分配す

ます。

特に私が注目しましたのは、このお配りした紙

思ひます。

私は、昨年、

るところまでやっている。それはなぜかと
いうと、職員のやる気を出すためだということを
言っていたわけでございますが、是非とも、この
ユニバーサルサービスが確実に提供される仕組み
を検討していただきたいと思いますが、いかがで
ございましょうか。

○政府参考人(今林繁一君) 一二二バーサルサービスにつきましては、これまで先生から様々な御指摘を頂戴してまいりました。

確かに、日本でも引受郵便物数が長期的に減少傾向でありますし、先ほど総務大臣の方からお話を聞いておりました人口減少社会が到来しております。他方で、ＩＣＴ化の進展によりまして一層の減少も予想されるところでございます。郵政事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増していく中で、二バーサルサービスについても議論をやつていかなきやいけないというような認識は私どもも共通に持つてございます。

情報通信審議会 先ほど触れていたたま
したけれども、その中でも委員の皆さんからユニ
バーサルサービスに関して、例えば、地方は
高齢社会になつておる程度コストを掛けてで
もユニバーサルサービスは守つていただきたいと
いつた意見も頂戴しましたし、他方では、ICT
を利用してもつと効率のいいユニバーサルサービ
スというのが可能ではないかと、こういつた様々
な意見も頂戴しているところでございます。
総務省としては、こういつた経営の自主性、創
造性、効率性を高めるとともに、公正かつ自由な
競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通
じた国民の利便の向上等を図ると、こういう郵政
民営化の基本理念を踏まえまして、国民利用者の
皆様の声に耳を傾けまして、諸外国の状況もよく
勉強して、将来にわたつて良い郵政事業のユニー
バーサルサービスの確保の在り方というものを
探つてまいりたいと存じます。

されました。だから、他国とはまた違う仕組みで、我々は取り組めるんだと思いますので、あらゆるリスクに関しては、また可能性については、これではたゆまざる検討を、また研究をしていくことは当然のことだと思いますが、定められた中で確実に進めていくことも重要だと思います。

特に、今回、中期計画が初めて作つたわけですから、ようやくとそこまで来たということでもあります。逆に、まだなかなか派手なところが見えないじゃないかといふんです、私は、西室社長になつて、経営者としてはまずは体質強化を行う、その意味で、今やらなければいけないことが先送りになつて、いたものを逆に思い切つてきちんとやろうという姿勢は、非常に堅実かつ戦略的だとうふうに評価をさせていただきたい、その旨も意見書に書いていただきました。

ですから、私たちは郵政をしっかりと支えていかなくてはならないし、日本のDNAでもあります

す、これは、はつきり言つて。実際に、ある日本の方が、自分の名前を入れるとそこの検索と同時に非常に悪口が一緒に出でてくるようなことがあつたんで、日本で裁判を起こして今係争でござりますが、グーグルは日本の裁判所の仮処分決定に従つてないという状況でござります。

同時に、電気通信事業者法も改正されました
が、じゃ 電気通信事業者法でグーグルが対象にな
るかなど、なつていません。ついでに申し
上げますと、消費税、グーグルは恐らく向こうから送つているものに対しては消費税も掛かっていないといふ状況になつていて。完全に我が国の法
律が届かないようになつていて、裁判が起つてもそれは無視されるような状況になつていて
う中で、私は是非とも電気通信事業者法で掛けるべきだと思います、規制を何とかして。いかがで
しょうか、それについて。

され。もう大体赤字の六割ぐらいです、実は、計算すると。一点言いますと、私、先ほどロイヤルメール、イギリスの話を申し上げましたけど、イギリスは上場するときに退職金の負担は全部政府が肩代わりしました。それだけ退職金とかの負担、あとベンション、ベンションではなくてヘルスケアの負担などは大きいものでございまして、是非、これ、上場のときも含めて、できるかどうかいろいろな問題があると思います。しかしながら、この退職金とかいろんな問題、難しいことを言うとバランスシートですけど、会社が持つている負債をなるべく軽くしてあげることによって株価が上がることは十分考え得ると思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

最後に、この郵政に関しまして御質問を二つ、上場と、そしてアメリカの状況をお伝えしましたので、大臣のちょっとと所見をお聞かせいただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、委員がいろいろアメリカですかイギリスですか、フィールドワークをフットワーク軽くやっていただいていることは本当にやり難いというふうに思いますし、また行つても、本当に極めて精緻にいろんなものを情報を取つてきていただけるので我々も大変助かっているところでございますから、引き続き建設的ないろんな御意見、御提言いただきたいと思います。

私は、委員と同じ危機感は共有できると思つています。ですから、できるだけ企業価値を高めながらこの株式の上場を行つて適切な時期に処分を行う、これを何としても成功させなければいけないということあります。

それから、我が国の郵政は独特の、しかも世界最高水準のサービスを持ちながら、そしてそれを維持しているわけであります。既にもう民営化な

されました。だから、他国とはまた違う仕組みであります。我々は取り組めるんだと思いますので、あらゆるリスクに關しては、また可能性については、これははたゆまさる検討を、また研究をしていくことは当然のことだと思いますが、定められた中で確実に進めていくことも重要なと思います。

特に、今回、中期計画が初めて作つたわけですから、ようやくとそこまで来たということでもあります。逆に、まだなかなか派手なところが見えないじやないかというんですですが、私は、西室社長になつて、經營者としては体質強化を行ふ、その意味で、今やらなければいけないことが先送りになつていてものを逆に思い切つてきちんとやろうという姿勢は、非常に堅実かつ戦略的だとうふうに評価をさせていただきて、その旨も意見書に書かせていただきました。

ですから、私たちは郵政をしっかりと支えていかなくてはならないし、日本のDNAでもありますから、この部分はやつていただきたいというふうに思ひます。あわせて、このアメリカの郵政公社に関する、ここに書いてあることは私たちも当然やるべきですし、同じようなことを既に考えておりります。

ですから、政府が進めていくことと、それから、日本郵政というものがこれからいろんなことを彼らは彼らなりの考え方を出してくるわけであります。必要などころは連携を取りながら、うまく相互に補完をしながらこういった新しい基軸も取り入れていきたいと、このように考えております。

○藤木健三君 じゃ最後に、通信系の話をさせていただきたいと思います。

グーグルの問題をさせていただきたいと思つておりますて、今、グーグルの問題、大きく言いますと、いろいろなサーチエンジンはヤフーといふところもグーグルのサーチエンジンを使つてゐるという状況でございまして、ポイントは何かと申しますと、例えば、私の名前を検索したときに全部誤口ばかりにするということも可能だと思ひま

す、これは、はつきり言つて。実際に、ある日本の方が、自分の名前を入れるとそここの検索と同時に非常に悪口が一緒に出でてくるようなことがあつたんで、日本で裁判を起こして今係争でござりますが、グーグルは日本の裁判所の仮処分決定に従つてないという状況でございます。

同時に、電気通信事業者法も改正されました
が、じゃ、電気通信事業者法でグーグルが対象にな
るかなど、なつていません。ついでに申し上
げますと、消費税、グーグルは恐らく向こうか
ら送つているものに対しては消費税も掛かってい
ないという状況になつていて。完全に我が国の法
律が届かないようになつていて、裁判が起つて
もそれは無視されるような状況になつていて、とい
う中で、私は是非とも電気通信事業者法で掛ける
べきだと思います、規制を何とかして。いかがで
しょうか、それについて。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げま
す。

電気通信事業法を含めまして、一般的に我が國
の法の効果が及ぶ範囲は日本国内に限られるとい
うことござります。

電気通信事業法は、電気通信設備に着目してお
りまして、電気通信事業者の規律を定めておりま
すが、法文上、その設備の設置場所については、
例えば国内に限定する等の制限は規定されてはお
りません。したがいまして、ある者が国外に電気
通信設備、サーバー等を設置したとしても、国内
に拠点を置いて国外の電気通信設備を支配、管理
している場合には、電気通信設備を用いて他人の
通信を媒介する役務を提供しているものと認めら
れることから、電気通信事業法の規律が及ぶとい
うふうに考えられます。

反対に、国外にサーバー等を設置しております
が、国内で国外のサーバー等に対しても支配、
管理をしていない場合、例えば国内向けにサービ
スを提供していたとしても電気通信事業法の規律
は及ばないというふうに考えられます。

以上から、グーグルにつきましては、国外に

サーバー等を設置して国内向けに直接サービスを提供しておりますが、国内にあるグーグル日本法人は、国外に設置された電気通信設備を支配、管理していないというようなことから、電気通信事業法の規律は及ばないというふうに考えられました。したがつて、御指摘のような我が国の電気通信事業法の電気通信事業者には該当しないというふうに考えております。

とでござります。

ですから、そういうものの調整というものはやはり必要だと思います。そして、グリーン化ですか環境性能特別とか、こういったものを検討する中で、どのような税率、また税額にするか、こういったものはこれはよく検討していただきたいと、このように考えますし、それも踏まえての与党の税調プロセスがあると、このように考えておられます。

○林久美子君 できない理由というのはやっぱり幾つも挙げられるんだと思うんですね。でも、そうではなくて、冒頭申し上げたように、大臣御自身も今お述べになつたように、やはり日本というのは、都会だけじゃなくて、均衡ある国土の発展ということで地方も含めてここまでやつてきたわけです。そういう地方の方たちにとつてまさに本当に大事な軽自動車、さらには自動車産業全体の中でも非常に大事な部分でありますから、ここはユーチャーにとってしっかりと分かりやすいように、しかも、きつと国内でもやつぱり事が売れようなどいふところに目を配りながら、これについてはしっかりと御検討をいただきたいというふうに私は思います。

先ほど、既にあるグリーン化の仕組みなんかとの整合性も見ながらというお話をいただきましたけれども、私自身は、普通乗用車のグリーン税制と同じ仕組みでなくてはならないということはないんだと思うんですね。軽自動車独自の仕組みで、むしろ減税額が一定であるという方が私は分かりやすいと思うんですけれども、こうした形でお考えいただきたいと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは自動車税における検討を踏まえて、それらも含めて検討していくわけです、軽自動車につきましてもですね。ですから、同じになるかどうかは、それは検討の中でも明らかになつていくわけなので、まだそこを決めているわけではございません。ただ、いざれにしても、いろいろな工夫をしな

がら、これは国民の方にも御理解をいただき、ま

た税制としても整合性の取れたものにしていく、すとか環境性能特別とか、こういったものを検討する中で、どのように考えますし、それも踏まえての与党の税調プロセスがあると、このように考えておられます。

○林久美子君 是非これ大臣、前向きに検討をいただきたいと思います。

国民の皆さん御理解を

いただきたいと思います。

○林久美子君 お話をありまし

たけれども、そのためにも、先ほど有識者会議の設置は考えていないというお話でしたけれども、この議論のプロセスはできるだけ透明化をして広く見えるようにしていただきたいということをお願いをさせていただきたいというふうに思いました。

○大臣政務官(山本博司君)

日本郵政株式の売却

方法につきましては、現在、財政制度審議会の國

有財産分科会、御審議をいただいておりますけれ

ども、現時点においてまだ決まつてはいるわけでは

ございません。

平成九年九月から様々な、この売却の方法とい

うことでござりますけれども、入札方式とか、ま

たいらんな形ござりますけれども、平成九年九月

に東京証券取引所におきましてはブックビルディ

ング方式、これが導入されて以降、新規株式公開

におきましては全ての案件でこのブックビルディ

ング方式が採用されると承知をしておりま

す。また、平成九年以降のNTTとかJTの株式

売却におきましてもこのブックビルディング方式

が採用されているところでござります。

○林久美子君 今、東証、東京証券取引所がブッ

クビルディング方式を導入して以降、全てのIP

○案件がブックビルディングだというお話があり

ました。そういうことを考へると、今回の日本郵

政の株式の売却も、かなりそのブックビルディン

グ方式が優位であるというふうに考へてよろしい

んでしようか。

○大臣政務官(山本博司君)

まだ具体的な形で決

まっておるわけではございませんけれども、国有

財産分科会の委員の方々の意見の中には、入札方

式は大変公開価格が高くなつて流動市場に影響が

あるというふうなことでござりますとか、今、大

型案件、これは国内外で募集しておりますので、

海外で主流となつておるブックビルディング方式

が採用されているという、審議会でもそういう委

員が出ているのは承知をしております。

○林久美子君 議論の中でもブックビルディング

が大勢を占めているということかなというふうに

ござります。

○大臣政務官(山本博司君)

この数につきまして

は、従来、NTTとかJTの答申において具体的

に数は何社なのかという明確に記載はされており

ません。ですから、答申をいただいた選定基準を

基に財務省として適切に対応していくという形で

ございます。

ちなみに、現実的に今までのJTとかまたNT

Tの売却等では複数社の形になつておる次第でご

幹事証券会社の選定についてお伺いをしたいと思

います。

基本的に、参議院の附帯決議にも盛り込まれて

いるように、広く国民に保有をしてもらうとい

う思いますけれども、その方向感を含めてお話をい

ただきたいと思います。

○大臣政務官(山本博司君)

この日本郵政に係る

主幹事証券株式会社の選定基準ということに関し

ましては、財政制度審議会や国有財産分科会にお

きまして、事務局よりNTTとかJTの選定基準

について説明をして、それらを踏まえながら今現

在審議をしているところでござります。

この具体的な観点といふことに關しましては、

主幹事証券株式会社のコンプライアンス上の理

解度とか、また証券会社のコンプライアンス上の

問題がないこと、こういったことを確認すべきとい

う、こういう委員の意見も出でる状況でござい

ます。その意味では、海外も含めて公平に検討する

という形でござります。

○林久美子君 ということは、海外のところもや

はり対象に残るのかなとは思いますが、主

幹事証券会社の数というのは、かなり今回規模大きいでですね、についてははどれぐらいを考えてい

らつしやるんでしょうか。

○林久美子君 ということは、海外のところもや

はり対象に残るのかなとは思いますが、主

幹事証券会社の数というのは、かなり今回規模大きいでですね、についてははどれぐらいを考えてい

らつしやるんでしょうか。

○大臣政務官(山本博司君)

この数につきまして

は、従来、NTTとかJTの答申において具体的

に数は何社のかという明確に記載はされており

ません。ですから、答申をいただいた選定基準を

基に財務省として適切に対応していくという形で

ございます。

ちなみに、現実的に今までのJTとかまたNT

Tの売却等では複数社の形になつておる次第でご

ざいます。

○林久美子君 複数社、これだけ規模が大きいと

一社というのはなかなか難しいのかなとは思いました。

今回の株式売却収入の四兆円程度、復興財源にこれ充てるわけですね、東日本大震災の。そういうことを考えると、先ほどからお話をあります

が、金融一社も含めてしっかりとトータル的にこれがやっぱり姿が見えていかないんじやないかと。NTTの株の売却も二十年掛かっているわけですね。そういうことを考えると、時間的な長さも頭の中に描きながら、しっかりといた価値でこの日本郵政の株式が売却される、これが重要だと思います。

そして、総務省としてもしっかりとこれはバッ

クアップをしていただきたいと思いますけれども、新藤大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 先ほども申しましたが、郵政の企業価値を高めながら上場を良いタイミングで行って、その後に適切な処分を行って、それを財源としてしっかりと我々は国民に還元すると、こういったことをやっていきたいと思つておるわけであります。全面的に支援をさせていただきたいと、このように考えております。

○林久美子君 ありがとうございました。

では次に、地方公務員の非正規化の状況についてお伺いをしたいと思います。

早稲田大学メディア文化研究所が全国の十八歳から七十四歳の二千五百三十人に行つたインター

ネット調査がありまして、この結果、官製ワーキングニアと呼ばれる非正規の公務員について、減らすべきとする人が八割を超えて、処遇を改善すべきという人も八割を大きく超えました。非正規公務員の六割以上は年収が二百万円以下の状況でございます。なおかつ、その非正規公務員の七割以上が実は女性なんですね。これは、女性だから非正規にしているわけではないけれども、結果として非正規のほとんどが女性だということになる

と、これはやはり間接差別にも当たつてくる話だと思います。

安倍政権は、現在、女性の力を最大限に活用す

るんだということをおっしゃつていらっしゃいますし、人事についても女性の積極的な登用をして

いうこととかと思いますけれども、そういう

う安倍政権にとつても、この間接差別を解消する

ということは非常に重要なテーマであると思いま

す。非正規公務員を減らして待遇を改善すべきとい

う国民の声もあるし、安倍政権が女性を活躍でき

るようにするんだと言つてはいるその政府方針も考

えると、やはりこの公務の現場でもしっかりと女

性の力が正當に活用される必要があると思います

けれども、これは大臣、どういう手立てを講じて

いこうと総務省の中で考えていらっしゃいます

か。

○国務大臣(新藤義孝君) 女性の社会進出は、我

が國において非常に重要な部門だと思います。

ちょうど総務省の中でも考えていらっしゃいま

す。

○林久美子君 ありがとうございます。

では次に、地方公務員の非正規化の状況についてお伺いをしたいと思います。

早稲田大学メディア文化研究所が全国の十八歳から七十四歳の二千五百三十人に行つたインター

ネット調査がありまして、この結果、官製ワーキ

ングニアと呼ばれる非正規の公務員について、減

らすべきとする人が八割を超えて、処遇を改善すべきとする人が八割を大きく超えました。非正規

公務員の六割以上は年収が二百万円以下の状況でございます。なおかつ、その非正規公務員の七割以上が実は女性なんですね。これは、女性だから非正規にしているわけではないけれども、結果として非正規のほとんどが女性だということになる

と、これはやはり間接差別にも当たつてくる話だ

るんだということをおっしゃつていらっしゃいま

すし、人事についても女性の積極的な登用をして

いることとかと思いますけれども、そういう

う安倍政権にとつても、この間接差別を解消する

ということは非常に重要なテーマであると思いま

す。非正規公務員を減らして待遇を改善すべきとい

う国民の声もあるし、安倍政権が女性を活躍でき

るようにするんだと言つてはいるその政府方針も考

えると、やはりこの公務の現場でもしっかりと女

性の力が正當に活用される必要があると思います

けれども、これは大臣、どういう手立てを講じて

いこうと総務省の中でも考えていらっしゃいま

す。

○国務大臣(新藤義孝君) 女性の社会進出は、我

が國において非常に重要な部門だと思います。

ちょうど総務省の中でも考えていらっしゃいま

す。

○林久美子君 大臣、それは、女性の力が求めら

れる職場にばかり、あえて言えば、非正規の枠を

持つていつているということにもなるわけです、

これ。

○林久美子君 大臣、それは、女性の力が求めら

れる職場にばかり、あえて言えば、非正規の枠を

持つていつているということにもなるわけです、

これ。

○林久美子君 大臣、それは、女性の力が求めら

れる職場にばかり、あえて言えば、非正規の枠を

持つていつているということにもなるわけです、

今委員が御指摘いたしましたように、間接云々というお話をお話ししましたが、これは臨時・非常勤職員の確かに四分の三は女性が占めています。

しかしそれは、看護師、保育士、給食調理員、こういった方々が主にいらっしゃるわけであります。

しかしそれは、看護師、保育士、給食調理員、こういった方々が主にいらっしゃるわけであります。

しかし、人事についても女性の積極的な登用をして

いるわけであります。

しかしそれは、看護師、保育士、給食調理員、こういった方々が主にいらっしゃるわけであります。

しかし、人事についても女性の積極的な登用をして

いるわけであります。

務省さんが通知を出して非正規化が進んじゃつて

いるんですよ。

私は大阪の池田小の事件とか、いろいろ学校現

場に不審者が入ってきて子供たちが傷つく事件が

相次いだときに、学校安全対策基本法というのを作ります。

しかし、それでは、女性が差別してそうなつて

いるわけで、これは女性が差別してそうなつて

いるのではなくて、女性が求められている職場に

その方たちが行つた結果多くなつてはいるとい

うことはないかというふうに思つております。

いづれにしても、しかし、この非正規公務員に

つきましては、これは能力が十分に發揮できるよ

うに、地方公共団体において働きやすい環境の整

備、そういうものは是非やついていただきたい

とではないかというふうに思つております。

されど、しかし、この非正規公務員に

つきましては、これは能力が十分に發揮できるよ

うに、地方公共団体において働きやすい環境の整

備、そういうものは是非やついていただきたい

とではないかというふうに思つております。

されど、しかし、この非正規公務員に

つきましては、これは能力が十分に發揮できるよ

うに、地方公共団体において働きやすい環境の整

備、そういうものは是非やついていただきたい

とではないかというふうに思つております。

されど、しかし、この非正規公務員に

つきましては、これは能力が十分に發揮できるよ

うに、地方公共団体において働きやすい環境の整

備、そういうものは是非やついていただきたい

あるわけであります。もちろん、本来ならば正規であるべきものが様々な事情で非正規にならざるを得ない部分もないとは言えませんね。ですか

ら、そういうたものは、これはもう問題解決しなくてはいけないんですねが、ゼロ、一〇〇ではなくて、やはりそれの方々に合ったそれぞれの働き方、そしてそれぞれの安定的な待遇、こういったものをつくれるような努力が必要ではないかと、私もそのように考えております。

○林久美子君 働き方の多様性は確かに必要なんですけど、少なくとも私の周りでは、こういう自治体関係の非正規の方に聞くと、正規になりたいという方が多いです。

待機児童の保育所の問題も、保育士さんが非正規で待遇が悪いから、キャバとしてはあっても、保育士さんを募集しても来ないから結果として待機児童が発生しているところも実はいっぱいあるんです、地方に行けば。

そういうことを考えても、私は、いろんな働き方の多様性は認めつつも、むしろそういう声にしつかりと応えていくんだという前向きなお取り組みを心からお願いをしたいと思います。では、最後に、NHKの問題に入りたいと思います。

もう余り時間がなくなってしまったんですが、今日は糸井会長にも浜田委員長にもお越しをいただきました。時間がないので簡単にお答えいただきたいのですが、先月二十二日に総務委員会で、このメンバーでNHKさんに視察に行かせていただきました。そのときに糸井会長は、もういろいろな問題を起こすこともないから皆さんの期待に応えられないかもしれませんと半ばアイロニカルに笑顔でお話しになつたのを覚えてるんですねけれども、その日の午後に経営委員会があつて、突如そこで人事案を提案されたと伺つております。当然、これまでには私信という形で事前に提案してたにもかかわらず、何で今回、当日、急遽提案したのかと経営委員のメンバーからも異議を唱える

声が上がつたと言われています。

これは、人事権の濫用はしないんだとずっと糸井会長おっしゃつてこられたわけなんですね。ですから、そういうたものは、これはもう問題解決しなくてはいけないんですねが、ゼロ、一〇〇ではなくて、やはりそれの方々に合つたそれぞれの働き方、そしてそれぞれの安定的な待遇、こういったものをつくれるよう努力が必要ではないかと、私が申すまでもなく、人事については、それが漏れないようにするということは非常に重要なことであります。私はこれを非常に重要視しまして、それともう一つ、経営委員会のスケジュールを考えて四月二十二日にやつたわけでございま

す。そして、しかも、この四月二十二日にお伝えするということにつきましては、三月二十六日の経営委員会において皆様方にあらかじめそのように申し上げております。

○林久美子君 じゃ、あらかじめおっしゃつてるのであれば、かつてから私信で送つてきて、漏れないように、そこは経営委員会の方のきちっとした倫理観を信用なさつて対応されるべきだったと思ひますし、これは経営委員会としても黙つているというのはおかしな話じゃないかと私は正直思ひます。

しかも、糸井会長はこの経営委員会の前日に、二月に再任されたばかりの専務理事二人の方に個別にお会いになられて辞任を迫つたというふうに伺つておりますけれども、これは事実でしようか。

○参考人(糸井勝人君) 個々の人事のことについてお答えできません。

○林久美子君 糸井会長は恐らくそういうふうに御答弁なさるだろうと思っておりましたけれども、私もきちつとそれについては事実として確認をさせていただいた上で御質問をさせていただいております。

放送法第五十五条のところに理事の罷免について書かれているわけでござりますけれども、このときには、「会長は、副会長若しくは理事が職務を執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるとき、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。」と書かれておりますけれども、二月に再任されたばかりの二人がこれに当たるとは到底思えないと、罷免要件に当たらないのに辞任を求める、辞職を求めるというの、私は、これが漏れないようにするということは非常に重要なことであります。私はこれを非常に重要視しまして、それともう一つ、経営委員会のスケジュールを考えて四月二十二日にやつたわけでございま

す。そして、しかも、この四月二十二日にお伝えするということにつきましては、三月二十六日の経営委員会において皆様方にあらかじめそのように申し上げております。

○林久美子君 じゃ、あらかじめおっしゃつてるのであれば、かつてから私信で送つてきて、漏れないように、そこは経営委員会の方のきちっとした倫理観を信用なさつて対応されるべきだったと思ひますし、これは経営委員会としても黙つているというのはおかしな話じゃないかと私は正直思ひます。

しかも、糸井会長はこの経営委員会の前日に、二月に再任されたばかりの専務理事二人の方に個別にお会いになられて辞任を迫つたというふうに伺つておりますけれども、これは事実でしようか。

○参考人(糸井勝人君) 個々の人事のことについてお答えできません。

○林久美子君 糸井会長は恐らくそういうふうに御答弁なさるだろうと思っておりましたけれども、私もきちつとそれについては事実として確認をさせていただいた上で御質問をさせていただいております。

○参考人(糸井勝人君) 個々の人事のことについてお答えできません。

○林久美子君 糸井会長は恐らくそういうふうに御答弁なさるだろうと思っておりましたけれども、私もきちつとそれについては事実として確認をさせていただいた上で御質問をさせていただいております。

放送法第五十五条のところに理事の罷免について書かれているわけでござりますけれども、このときには、「会長は、副会長若しくは理事が職務を執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるとき、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。」と書かれておりますけれども、二月に再任されたばかりの二人がこれに当たるとは到底思えないと、罷免要件に当たらないのに辞任を求める、辞職を求めるというの、私は、これが漏れないようにするということは非常に重要なこと

です。そこは経営委員会なんです。二回これまで漏れないようにするということは非常に重要なこと

○参考人(浜田健一郎君) 経営委員会は、放送法のルールに基づき、私どもとしては十二人の委員の合議体であります。その委員の意見を集約を図りながら、貿易と業務を遂行しているというふうに思っております。

○林久美子君 ジャ、最後に一問だけ。浜田委員長は、糸井会長でいいと思つていらっしゃるんですか。

○参考人(浜田健一郎君) はい、そのとおりでございます。

○林久美子君 ジャ、浜田委員長は糸井会長がNHK会長にふさわしいと思つていらっしゃるといふことは、私はある意味ショックギングに受け止めさせていただきましたけれども、だとすれば、浜田委員長は現場のNHKの職員の方の思いを分かつていいのです。受信料を払つてゐる国民の皆さんの思いも分かつていいないです。

第六期の口座振替・クレジットカードの継続支払の動向は、支払方法を、銀行に行つてちよつとやめてよと言つた人の数は一万六千件で、前年同期より五千件増加してゐるわけです。これがまさに国民の思いなんです。視聴者の思いなんです。

そういう意味においても、これは引き続き、こういうことを繰り返してゐる糸井会長の下で私はNHKがきちんと国民の期待に応えられるとはなかなか思えないので、引き続きまた議論をさせていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○石上俊雄君 民主党・新緑風会の石上俊雄でございます。

本日は、消防の関係から、太陽光発電とキューピタル式非常電源専用受電設備の接続の関係と、さらには非常用エレベーターについて質問をさせていただきたいのと、さらには、放送の関係から、4K、8K、このテレビの普及について質問させていただきます。さらには、ICTを活用したモバイルアンドデジタルヘルスについて最後に質問をさせていただきたいと、いうふうに思いました。以上四点質問をさせていただきたいと思いま

すので、是非よろしくお願ひしたいと思います。中には規制改革ホットラインの中に記載された内容もありますけれども、今日質問させていただくながら、貿易と業務を遂行しているというふうに思つております。

○林久美子君 ジャ、最後に一問だけ。浜田委員長は糸井会長でいいと思つていらっしゃるんですか。

○参考人(浜田健一郎君) はい、そのとおりでございます。

○林久美子君 ジャ、浜田委員長は糸井会長がNHK会長にふさわしいと思つていらっしゃるといふことは、私はある意味ショックギングに受け止めさせていただきましたけれども、だとすれば、浜田委員長は現場のNHKの職員の方の思いを分かつていいのです。受信料を払つてゐる国民の皆さんの思いも分かつていいないです。

第六期の口座振替・クレジットカードの継続支払の動向は、支払方法を、銀行に行つてちよつとやめてよと言つた人の数は一万六千件で、前年同期より五千件増加してゐるわけです。これがまさに国民の思いなんです。視聴者の思いなんです。

そういう意味においても、これは引き続き、こういうことを繰り返してゐる糸井会長の下で私はNHKがきちんと国民の期待に応えられるとはなかなか思えないので、引き続きまた議論をさせていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○石上俊雄君 民主党・新緑風会の石上俊雄でございます。

第六期の口座振替・クレジットカードの継続支払の動向は、支払方法を、銀行に行つてちよつとやめてよと言つた人の数は一万六千件で、前年同期より五千件増加してゐるわけです。これがまさに国民の思いなんです。視聴者の思いなんです。

そういう意味においても、これは引き続き、こういうことを繰り返してゐる糸井会長の下で私はNHKがきちんと国民の期待に応えられるとはなかなか思えないので、引き続きまた議論をさせていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○石上俊雄君 民主党・新緑風会の石上俊雄でございます。

第六期の口座振替・クレジットカードの継続支払の動向は、支払方法を、銀行に行つてちよつとやめてよと言つた人の数は一万六千件で、前年同期より五千件増加してゐるわけです。これがまさに国民の思いなんです。視聴者の思いなんです。

そういう意味においても、これは引き続き、こういうことを繰り返してゐる糸井会長の下で私はNHKがきちんと国民の期待に応えられるとはなかなか思えないので、引き続きまた議論をさせていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○石上俊雄君 民主党・新緑風会の石上俊雄でございます。

第六期の口座振替・クレジットカードの継続支払の動向は、支払方法を、銀行に行つてちよつとやめてよと言つた人の数は一万六千件で、前年同期より五千件増加してゐるわけです。これがまさに国民の思いなんです。視聴者の思いなんです。

そういう意味においても、これは引き続き、こういうことを繰り返してゐる糸井会長の下で私はNHKがきちんと国民の期待に応えられるとはなかなか思えないので、引き続きまた議論をさせていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○石上俊雄君 民主党・新緑風会の石上俊雄でございます。

しても、太陽光発電の導入というか、この接続にちゅうちょしている書き方とか、消極的な方向、そういうふたところ、さらには誤解を招きかねない表現になつてているというふうに私は考えるわけであります。

もう少し親切に、これからこの太陽光発電といふのはやっぱり普及させていかないといけないわけですから、そういう観点でやつて、消防といつたところについても必要なんで、そこはしっかりとその連携が取れるような書きぶり是非変更していつたらどうかというふうに思うわけですけれども、その辺に是非御意見を賜りたいというふうに思います。まさしくここがグレーゾーなんですね。やりたいけどやれない、踏み込めないといった部分でありますので、この冊子の更新がいつになるかちょっと分かりませんが、是非検討いただけないかというふうに思うんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(市橋保彦君) 御指摘の資料でございますけれども、キュービカル式非常電源専用受電設備に係ります登録機関であります日本電気協会が実施している認定業務を紹介するために作成しているものでございます。

御指摘の記述につきましては、認定業務、通常出荷前に行うということでございますので、設置後の変更の場合は消防機関の確認が必要という趣旨で書かれているものと考えられます。決して既存であればおよそ接続できないというわけではないわけですが、ただいま御指摘のように誤解を与えるというのであれば、先方に伝えた上でよく検討してもらいたいというふうに考えております。

○石上俊雄君 是非、普及のためにもお願ひしたいといふふうに思います。続きまして、これも消防関係なわけでありますけれども、決して、今の太陽光発電と一緒に、毎回、先ほど申し上げていますが、消防活動というのは人命に直接関わる活動でありますから本当に重要なだという観点の中から、しかし、いろい

ろな設備を導入する中で、様々技術的な進歩あるわけなので、しっかりと連携を取りたいなという観点で、非常用エレベーターとの関係についてこれから質問をさせていただきたいというふうに思つております。

高層マンションなどには必ず非常用エレベーターというのが付いているわけであります。これは普通のエレベーター、普通我々が乗っているエレベーターとは違つて、あらゆる、何というんですかね、規制がある、規制というか、性能が携わつてているんですね。実際の一次消防スイッチと二次消防スイッチというのがあって、そのスイッチにすると要是ドアが開いたままエレベーターが上下するとか、そういうような形になつているわけなんですよ。それに対して、いざといったときの対応ができる、そういうエレベーターになる、ちゃんと規格、規制が掛かつております。

○政府参考人(橋本公博君) 建築基準法に定める非常用エレベーターにつきましては、ただいま御指摘がありましたとおり、火災時に消防活動に使つてありますけれども、その辺の検討は、あるいは人命救助に使う等の用途がございませんので、例えば、今委員御指摘のように、扉が開いたままでも特別なスイッチを使えば上下ができるとか、あるいは電源が切断されても非常用の予備電源に切り替えられる、これは蓄電池では足りませんので自家発電に直接すぐ切り替えられるとかの基準がございまして、このような非常用のための安全、安心のために特に他のエレベーターとは違う基準を適用しておるところでございます。

○石上俊雄君 そうなんですね。今御説明いたしましたように、ほかのエレベーターとは違つところのものを使つていて、かつ、じゃ、それに合うように機械室がないというものを適用できないのかといったところについては、実は、消防活動をするときに水が掛かるので、モーターとか制御盤が、線路、要は途中にあると水が掛かる可能性があるということで、これが普通の機械室レスのエレベーターというのは、これはすごくメリットがあるんだけれども、非常用エレベーターには使えない。建屋の中で、だからパトーンが、せっかく屋上をフラットにしようと思つてやろうと思つても、普通のエレベーターは機械室レスでいいんだけど、非常用エレベーターは機械室を設けないといけないというケースが出てくるわけなんです。

しかし、そのモーターをしっかりと防水機能を果たすとか、制御盤を防水機能をしっかりと持つてくるということをすれば、これも先ほど申し上げましたように、エレベーターの技術といふのは本当に設計に対する自由が広がるんですね、ただ穴を空けておけばいいわけです

ど一次消防スイッチとか二次消防スイッチとかどちらが機械室レスのエレベーターも導入する方向に進んでいけるのではないかなどといふうに思つておるわけでありますけれども、これは先ほど申し上げましたが、ホットラインの中の案件にも上がつていて、検討いただいているというふうな記載があります。

○政府参考人(橋本公博君) 建築基準法に定める非常用エレベーターにつきましては、ただいま御指摘がありましたとおり、火災時に消防活動に使つてありますけれども、その辺の検討は、あるいは人命救助に使う等の用途がございませんので、例えば、今委員御指摘のように、扉が開いたままでも特別なスイッチを使えば上下ができるとか、あるいは電源が切断されても非常用の予備電源に切り替えられる、これは蓄電池では足りませんので自家発電に直接すぐ切り替えられるとかの基準がございまして、このような非常用のための安全、安心のために特に他のエレベーターとは違う基準を適用しておるところでございます。

○政府参考人(橋本公博君) お答え申し上げます。

現在、建築基準法で非常用エレベーターに機械室なしのエレベーターは使えないという根拠になつておるのは、今委員が御指摘のとおり、例えば昇降路内に重要な機器があつて水が掛かると止まつてしまふ等の観点でござります。

しかしながら、一方で、御指摘のとおり、現在、新設のエレベーターの相当部分、大部分が機械室なしのエレベーターになつておるという状況も踏まえまして、今後は機械室なしのエレベーターを非常用エレベーターとしても用いることが可能となりますように現在検討を進めております。

具体的には、まず、消防の現場でどのような問題があるか消防の現場の意見を聞く、それから、各メーカーさんとに具体的な防水措置がどのような措置がとれて、実際に学識経験者等にそれが妥当であるかどうかを評価をいただくということで、そういう検討を現在進めております。

最終的には告示の改正にならうと思いますが、そういうことも踏まえて、今年度中にはそういう非常用エレベーターに機械室なしエレベーターが使えるような結論に至りたいと思つております。現在そういうことで検討を進めております。いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○石上俊雄君 やっぱり機械室なしのエレベーターというのは本当に設計に対する自由が広がるんですね、ただ穴を空けておけばいいわけです

リットがありますので、是非前向きに検討の方よろしくお願ひしたいと、そういうふうに思つております。

それでは、続きまして、放送関係でござりますけれども、4K、8Kのテレビの普及と促進について御質問をさせていただきたいというふうに思っています。

昨日 サッカーのブラジル・「ベルトナッペ」の二十三人の選手発表になつたというのは皆さんも御存じだというふうに思います。開幕まであと一ヶ月でございますが、あのメンバーなら必ずいい結果につながるだろうというふうに、国民、本当に全員思つているんだというふうに思いまして、日本全体が期待を寄せているんじゃないかというふうに思うわけです。

容があるわけであります。それは何かというと、今総務省としてもしっかりと推進をしようとしている4K、8Kのテレビの行方というか、これどうなるんだというところであります。

要は、先月の四月の二十三日開催されました4

K・8Kロードマップに関する「オローアップ会合」というのがあつたわけであります。そこの中で、4Kテレビの試験放送が、六月の二日月曜日から一日数時間規模で行う、そして秋からは放送時間を拡充させるんだというふうな形で公表されたのでありますけれども、その後、何ら具体的な内容は一切明らかにされていないということになります。

テレビの技術的な進歩というのはスポーツと密接な関わりがあつて、スポーツを放送することによつてその都度進歩してきているんです。東京オリンピック、一九六四年でありますけれども、カラー放送が始まつたり、衛星国際放送、国際中継が出来たり、スローモーションの技術が導入されたりということです。最近では、ロンドン・オリンピックで、スーパーハイビジョン、8Kのバブリックビューリングがお披露目されたという、こういう、やっぱりスポーツとテレビの放送という

のは連携しているんですね。したがつて、今回

開始する最終的な準備がされているところでござ

量が多いものですから、新たな画像の圧縮方式を確立する。

ワールドカップについても、やはり何がしかの4K、8Kに対応していかないといけないんじゃないかなというふうに思っているわけあります。

いります。
また、御指摘のワールドカップの放送をこの4Kのパブリックビューイングでどういう形にしていくかということにつきましては、これは、実はま

るいは変調方式を導入いたします。したがいまして、それを受信する機能は残念ながら現在販売されているテレビ受信機にはございませんので、チューナーを接続するという必要がございます。

そんな中で質問をさせていただきますが、4の試験放送まであと一ヶ月を切ったわけあります。ワールドカップも間近になつてきましたので、これまでけれども、どういう形でこの4Kテレビ普及させていくか、総務省さんとしてどのように考えられているかといったところをお聞きしたいのと、さらには、パブリックビューイング、それで4Kを味わえる機会などが検討されているか、そういったところについて、やはりスポーツの、このワールドカップというのをやつぱり注していきますので、この機会を逃すことはないなうふうに思いますので、是非その辺について聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○政府参考人(福岡徹君) お答えを申し上げ

現在関係者間で本当の最後の調整中というふうに聞いてござりますので、今申し上げました、試験放送開始をどういう形で進めていくか、そして、今ワールドカップの放映をどうするかということにつきましては調整が、間もなくでござりますが、付き次第、関係者の方から、あるいはNEX-TVフォーラムの方から公表されるという予定だというよう聞いてございます。

それから、パブリックビューイングにつきましては、私ども総務省といたしましても、公共スペース等において積極的に行って、より多くの人々が4Kの映像による放送に触れる機会を是非つくついていきたいというように考へているところでござります。

○石上修旗君 是非前向きによろしくお願ひしたいと思います。

カツブ杯 サッカー」といった世界的なスポーツ等のイベントに合わせて新たな放送のサービス等の普等が図られるということは、これは過去にもそういう経験をしてござります。

そういうこともございまして、これもう御案かと思いますけれども、昨年の六月に総務省ので、放送サービスの高度化に関する検討会での討を受けて、4Kにつきまして、ワールドカップが行われます本年にます4Kの試験放送を当時年間前倒しということで、そういうロードマップを決めた、固めたというところでございます。その後、総務省も予算等で支援をしてまいつたと

うところでございます。

現在 量販店に行くと 4Kのテレビ たくさん並んでいます。それで試験放送見れるのかな?と思つたら、ちょっと聞くと、いや、見れないんです、多分見れないんじゃないのと、専用のチューナーが要るんじゃないというようなことを聞いたんですね。この辺について、何かちょっと、本当なんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○政府参考人(福岡徹君) 今般、来月開始される予定の試験放送は、衛星の東経百二十八度にあるCS、通信衛星を使う、あるいはケーブルテレビ等に行われる予定でございます。

今御指摘の点はそういうことでございまして、

この最初の、本年の、二〇一四年の4K試験放送を開始するに当たって、これは、これもう既に、次世代放送推進フォーラムという放送事業者やメーカー等の関係者から成る団体がございして、こちらの方で今までに六月から試験放送

現在販売しております4Kテレビは、放送がいわゆる現在のハイビジョン、2Kでしか放送されておりませんので、それが受信できないわけにはいきませんので、その2Kの受信方式にのつとつてございます。4Kの放送は、これは非常に情報

そんな中で、総務省がしている「総務省ミッション」とアプローチ二〇一四」、この中のアケジュールを見ると、二〇一六年までは何となく何かやろうとするは分かるわけでありますけれども、一六年から二〇二〇年、東京オリンピックに向けた間、4Kから8Kに行く辺りが、これどんな感じになるのか。
やはり技術だけじゃないと思うんですね。見るコンテンツをしっかりととか、さらにはアーティビの普及をどうやって段階的にやつていこうか、ある程度数が見えないと多分メーカーさんが作り出せないと思いますので、その辺しっかりとしていかないといけないと想いますけれど議論をしていかないといけないと想いますけれど

○石上俊雄君 いろいろ難しい内容があると思ひますけれども、推進組織、N E X T V フォーラム、立ち上げられていますことでありますので、ここの中でしつかり議論いただいて、4K、8Kのテレビの普及推進にお力添えを賜りたいと、いうふうに思うんです。

そんな中で、総務省が出していいる「総務省ミッショントアプローチ二〇一四」、この中のアケジユールを見ると、二〇一六年までは何となく何かやろうとするは分かるわけでありますけれども、一六年から二〇二〇年、東京オリンピックに向けた間、4Kから8Kに行く辺りが、これどんな感じになるのか。
やはり技術だけじゃないと思うんですね。見る

コンテンツをしっかりとしようとか、さらには「データ」の普及をどうやつて段階的にやつしていくか、ある程度数が見えないと多分メーカーさんとか、作り出せないと思いますので、その辺しっかりとした議論をしていかないといけないと感じますけれど

も、その辺についてお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○政府参考人(福岡徹君) 御指摘のよう、先ほど申し上げました昨年策定したロードマップでは、4K、8Kとも試験放送をスタートするというのを中心た、そこまではまとめていたところでござります。

ほかの国がやつていてなければいいんですが、ほかの国もとにかくもうしつかり力を入れてやっておりますので、それに負けないように総務省としてもしつかりとした旗振りの中、推進をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきますが、モバイルアンドデジタルヘルスについてお聞きしたいと思います。

東京開催が決まりましたので、総務省におきましては、本年の二月から、昨年定めましたロードマップをより詳細化していく、具体化していく、更に加速化していく、ということを念頭に置いて、今年の二月から4K・8Kのロードマップに関するフォローアップ会合を開催をして、今現在まさに御指摘の二〇一六年と二〇二〇年の間にもどのようにことを目標として定めていくべきかといった議論を、現在、放送事業者、メーカーさん、お集まりいただきてさせていただいているところで

ほかの国がやつていなければいけないんですが、ほかの国もとにかくもうしつかり力を入れてやつておりますので、それに負けないように総務省としてもしつかりとした旗振りの中、推進をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきますが、モバイルアンドデジタルヘルスについてお聞きしたいと思います。

ここ数年、スマホやタブレットで自分の血圧とか歩数とか脈拍とかいうデータがしつかりとデータとして上がってくる仕組みというのが出てきました。これは、ウエアラブル機器といつて、着用してデータを、これを管理していくといつですね。これが医療機関につなげられるかといったところが今最大の問題になつてゐるんです。遠隔医療というのは別のことなのでしっかりと進んできているんですけども、じゃ、これをどうやっていくかといつたところが今最大の問題です。遠隔医療といふことは別のことなのでしっかりと進んできます。現在のモバイルヘルス分野、医療分野ますけれども、現在取り組んでおりますことは、まず、健診データなどのビッグデータを解析いたしまして、生活習慣病等の発症とか、あるいは重症化するおそれがあると、そういうたまらず傾向を分析いたします。またさらに、これに、今先生御指摘ありました、いろいろウエアラブル機器等がございます。こういったセンサー等で収集しまして日々の健康データを組み合わせることによりまして重症化を予防するといった、きめ細かいそれをの人に合わせましたサービスを提供していくことができるのではないかということを考えております。

こういつた、予防モデルといふうふうに我々は言つておりますが、こういうことを確立することによりまして国民の健康寿命を延ばしていく、あるいは医療費の適正化につなげていくことができればといふうに考えていくことができる

○石上俊雄君 健康、これをしつかりと管理して

それで、御指摘の受信機の普及とニンテンドーの充実、これはやはり、まず試験放送であれ放送が始まらないと、そしてそれを広げていくということが何よりも大事だというふうに考えてございます。ロードマップがより御指摘のように具体化することによって、コンテンツにつきましては放送事業者さんが本格的に作っていただける、それから、受信機につきましてもメーカーさんにおきま

ほかの国がやつていなければいけないんですが、ほかの国もとにかくもうしつかり力を入れてやつておりますので、それに負けないように総務省としてもしつかりとした旗振りの中、推進をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきますが、モバイルアンドデジタルヘルスについてお聞きしたいと思います。

ここ数年、スマホやタブレットで自分の血圧とか歩数とか脈拍とかいうデータがしつかりとデータとして上がつてくる仕組みというのが出てきました。これは、ウエアラブル機器といつて、着用してデータを、これを管理していくといつです。これが医療機関につなげられるかといったところが今最大の問題になつていてるんです。遠隔医療というのは別のことなのでしつかりと進んできているんですけどれども、じゃ、これをどうやってやつていくかといったところが今最大の問題であります。現在のモバイルヘルス分野、医療分野と融合させるためには、より安全でより高い精度を求められるわけでありますけれども、それをやつているとなかなか大変だと。

一方、要是医療分野とは別に、健康寿命を延ばすとか国家レベルでの医療費削減という、こういふ考えの下、何かほかにやることがあるんじやないかということがあるわけであります。そういうところも、やっぱり総務省さんとしてしつかり

しますけれども、現在取り組んでおりますことは、まず、健診データなどのビッグデータを解析いたしまして、生活習慣病等の発症とか、あるいは重症化するおそれがあると、そういうふたつずつ傾向を分析いたします。またさらに、これに、今先生御指摘ありました、いろいろウエアラブル機器等がござります。こういったセンサー等で収集しました日々の健康データを組み合わせることによりまして重症化を予防するといった、きめ細かいそれの人に合わせましたサービスを提供していくことができます。それができるのではないかということを今考えております。

こういった、予防モデルといふうに我々は言つておりますが、こういうことを確立することによりまして国民の健康寿命を延ばしていく。あるいは医療費の適正化につなげていくことができれば、どうふうに考えていくところでございます。

○石上俊雄君 健康、これをしつかりと管理していくというのも本当に重要でありますので、是非総務省としてもしつかりとした旗振りで進めていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

してこれも本格的に製造、販売をしていただけで
ることを具体化するということが大事かというふう
に思つております。

ほかの国がやつていなければいけないのですが、ほかの国もとにかくもうしつかり力を入れてやっておられますので、それに負けないように総務省としてもしつかりとした旗振りの中、推進をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきますが、モバイルアンドデジタルヘルスについてお聞きしたいと思います。

ここ数年、スマホやタブレットで自分の血圧とか歩数とか脈拍とかいうデータがしつかりとデータとして上がってくる仕組みというのが出てきました。これは、ウエアラブル機器といって、着用してデータを、これを管理していくというやつですね。これが医療機関につなげられるかといったところが今最大の問題になっているんです。遠隔医療というのは別のところでしっかりと進んできているんですけども、じゃ、これをどうやってやつていくかといったところが今最大の問題でありまして、現在のモバイルヘルス分野、医療分野と融合させるためには、より安全でより高い精度を求められるわけでありますけれども、それをやつしているとなかなか大変だと。

一方、要は医療分野とは別に、健康寿命を延ばすとか国家レベルでの医療費削減という、こういいう考え方の下、何かほかにやることがあるんじやないかということがあるわけであります。そういうところも、やっぱり総務省さんとしてしつかりと旗振りをされるべきだというふうに思いますが、その辺の認識、今現在どのような取組をされているかについて御紹介いただけますでしょうか。

○政府参考人(吉田靖君) 超高齢社会に向けまして、国民がいつまでも健康で生きがいを持つて働ける社会を構築していくことが必要であると考えております。そのためICTを最大限活用していくことが重要だというふうに認識しております。

○若松謙維君 公明党の若松謙維でございます。

今日は一般質疑でございますが、私は、この人口減少時代の自治体経営改革という観点から幾つあります。

御質問ございました、健康分野におけるICTをどのように活用していくかということでございました。

午後一時開会

○委員長(山本香苗君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、行政制度、公務員制度、地方財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若松謙維君 公明党の若松謙維でございます。

今日は一般質疑でございますが、私は、この人口減少時代の自治体経営改革という観点から幾つあります。

まずけれども、現在取り組んでおりますことは、まず、健診データなどのビッグデータを解析いたしまして、生活習慣病等の発症とか、あるいは重症化するおそれがあると、そういうたままであります。

そこで、いろいろウエアラブル機器等がござります。こういったセンサー等で収集しました日々の健康データを組み合わせることによりまして重症化を予防するといった、きめ細かいそわぞれの人に合わせましたサービスを提供していくことができるのではないかということを今考えております。

こういった、予防モデルというふうに我々は言つておりますが、こういうことを確立することによりまして国民の健康寿命を延ばしていく、あるいは医療費の適正化につなげていくことができれば、どうもふうに考えているところでございまます。

○石上俊雄君 健康、これをしつかりと管理していくのも本当に重要でありますので、是非総務省としてもしつかりとした旗振りで進めていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長(山本香苗君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

ほかの国がやつていなければいけないんですが、ほかの国もとにかくもうしっかりと力を入れてやつておりますので、それに負けないように総務省としてもしっかりととした旗振りの中、推進をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきますが、モバイルアンドデジタルヘルスについてお聞きしたいと思います。

ここ数年、スマホやタブレットで自分の血圧とか歩数とか脈拍とかいうデータがしっかりとデータとして上がってくる仕組みというのが出てきました。これは、ウエアラブル機器といつて、着用してデータを、これを管理していくというやつですね。これが医療機関につなげられるかといったところが今最大の問題になつてます。遠隔医療というのは別のことだとしっかりと進んできているんですけど、じゃ、これをどうやってやつていくかといったところが今最大の問題でありまして、現在のモバイルヘルス分野 医療分野と融合させるためには、より安全でより高い精度を求められるわけでありますけれども、それをやつているとなかなか大変だと。

一方、要は医療分野とは別に、健康寿命を延ばすとか国家レベルでの医療費削減という、こういふ考えの下、何かほかにやることがあるんじゃないのかということがあるわけであります。そういうところも、やっぱり総務省さんとしてしっかりと旗振りをされるべきだというふうに思いますが、その辺の認識、今現在どのような取組をされているかについて御紹介いただけますでしょうか。

○委員長(山本香苗君) ただいまから総務委員会を開きたいと思います。また、午後一時まで休憩いたしました。

○委員長(山本香苗君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたしました。

○委員長(山本香苗君) 午後零時六分休憩

午後一時開会

か質問をさせていただきます。
もう誰もが認める少子高齢化が進行して、人口減少時代が迎えております。そして、いわゆる行政の歳出項目であります、いろんな言い方ありますが、義務的経費、私は会計士なので、固定費と変動費という、こういう呼び方があります、これは行政も同じだと思います。特に義務的経費というは、いわゆる固定費、これから人口減少ですので、やはり固定費は増やせないと。かつ、変動費は、恐らく高齢化に伴つていわゆる高齢者福祉費等は増えると。じゃ、教育費はどうなつていいのかと、いう、ちょっとこういつた観点からまず質問をさせていただきますが、この人口減少時代の今後、老人福祉費、そして教育費、これはどういうふうに増減なつていくか、これについて推移をお答えください。

○政府参考人(佐藤文俊君) 地方公共団体の普通会計の決算で比較をしてみました。平成十四年度と直近データであります平成二十四年度の決算を比較してみますと、老人福祉費は三・八兆円から五・七兆円へ一兆九千億円増加をしております。これは五一%の増加になります。一方、教育費は、十七・六兆円から十六・一兆円へと、一兆五千億円、九%減少をしております。

今後の推移は、制度改正などの影響がありますので正確には分かりませんけれども、現行制度を前提としますと、老年人口がしばらく増加をしていきますので、これに伴つて老人福祉費は増加し、年少人口は減つていきますから、これに伴つて教育費は減少していくことになろうかと思います。

○政府参考人(佐藤文俊君) 今申し上げましたこの十年間の変化を比較いたしますと、先ほど申しましたように、老人福祉費が一兆九千億円の増加、教育費が一兆五千億円の減少ということです。教育費は減少であります、その二つだけでも相殺しますと、いわゆるネットですか、としては、この少子高齢化はどうなるんでしょうか。

から、単純に足し合せれば、全体としては歳出は増えているということになるかと思います。

ただし、これは、単に人口の変化だけではなくて、制度改正などの影響も入っていると思いますので、ずっとそういう傾向でいくのかどうかということについては何とも申し上げようがありません。

○若松謙維君 ちょっととざつくりとした聞き方で申し訳ないんですが、先ほどの老人福祉費、それと教育費、共にいわゆる変動費的な見方があると思うんですけども、一人当たりのいわゆる経費となると教育費と比べてかなり少ないわけでありまして、今後、先ほど、増えるという傾向ではあります。すけれども、じゃ、歳入はというと、今度は、これ人口減少もありますので、いわゆる所得税とかそういう、消費税ももちろん税率が変わらなければ減っていくということで、じゃ、全体的に歳入と歳出を踏まえて、今後財政は、いわゆる差額ですけれども、結局増えていくのか減つてしまふのか、いわゆる支出の方が多くなつていくのか、それとも結局人口減少というのは支出も結果的に減つていくんだと、そこはどういう見込みでしようか。

○政府参考人(佐藤文俊君) 一般的に言えば、人口が小さくなれば歳出は小さくなる。これは時系列的な比較でなく水平的な比較をしても自明のことではありますので、総人口が減つていくということになれば超長期的には歳出も小さくなつていくんだろう、そういう傾向はあるんだろうと思います。

ただ、そのときに、おっしゃるようにしばらくは老年人口が増えますから、これに係る経費は増えていく。一方で、若年人口が減ることによって改定などもあるうかと思いますので、そういったものがどうふうに影響するかということも考えなければならないので、ちょっと難しいお尋ね

ですでのこの程度のお答えしかできませんけれど、お許しください。

○若松謙維君 じゃ、いろんな質問しながら、最終的にそこが一番関心があるところで、ちょっと一緒に考えていただきたいと思います。

それでは、これは固定費なんでしょうかね。特

に人口減少が進んで、一方、公共施設の老朽化、

これが進行するということがあります。そうすると、地方公共団体の財政負担軽減のために施設の維持管理費を、これを効率化すると、これはやらなければいけないものだと思います。

今後、人口動態があると思うんですけれども、この維持管理しなければいけない一方、人口減少でもありますので、恐らくは既存の施設の選択と集中、いわゆる取捨選択ですね、これも同時に進めいかなければいけないと思うんですけれども、

も、この新しい支出、また更新のための支出、これも、いずれにしても人口減少を抑えていくといふ、これがやっぱりもうやらなければいけない課題だと思うんです。具体的にはどんな取組しているのかどうかについて伺います。

○副大臣(関口昌一君) 地方公共団体において、特に一九七〇年代は、都市化に伴つて、経済発展に伴つて公共施設等が建設をされてまいりました。ちょうどこれら公共施設等が大量に更新時期を迎えて、老朽化対策が大きな問題となつております。一方、先生おっしゃるとおり、地方公共団体では大変厳しい財政状況、さらに人口の減少、少子化等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれております。

そうした中で、地方公共団体においては、現状を踏まえて急速に公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視点を持つて公共施設等の管理を計画的に行うことによって、財政負担の軽減平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るようになっております。

そのため、総務省においては、地方公共団体が

請したところであります。

計画策定に要する経費に係る特別交付税措置、二十六年度から三年間、二分の一、特別交付税措置ということであります。さらに、計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置によつて計画策定を支援してまいりたいと考えております。

御指摘いただきました、このような中、公共施設の管理計画の策定の中、予防的修繕等による公共施設等の長寿命化、P.P.P., P.F.I.の積極的な活用、さらに多目的の公共施設等の合築、市区町村域を超えた広域的な検討をすることによつて、御指摘の選択と集中の観点も踏まえた検討に

よりまして公共施設等の更新費用等の抑制も進んでいくと考へております。

○若松謙維君 この公共施設等総合管理計画、こ

れは非常に大事な作業でありますので、今、公会計固定資産台帳ですか、固定資産台帳の、公会計も含めて今進んでおりますので、これは非やつていただきたいということなんですが。

ちょうど、済みません、質問通告していいん

ですけど、もし、イメージ的に分かる範囲で、

私は実は東北、北海道中心に活動しているんで

すけど、いわゆる限界集落という言葉がありま

す。その町に行きますと、数世帯が残つてゐる

と。特に冬場、大麥、私、岩手の二戸へ行つたと

きは、途中に舗装されていない道路を行くんで

す、その九世帯の方にお会いするため。毎日、

道路が変わるんですね。どういうことかという

と、雪で、こつちが川になつたり、こつちが川になつたりと、そういうところが実はいっぱいあ

るわけであります。

こういつたところに對して、先ほどの人口減少

そして高齢化というときに、何というんですか

それから、何よりも、そういう住組みもつぐら

なければいけないと、このように思います。

それから、何よりも、そういう住組みもつぐら

み続ける、また逆に、そういう住組みもつぐら

を支援するための新しい人がそこに入つていくよ

うな、そういう仕組みも必要だと。これにおいて

は、地域活性化や地方分権の取組というものが、

そこで効果を出すために我々もやらせていただ

いるわけでありまして、総合的な政策を取つて

いかなくてはいけなくて、それは今までと同じや

り方、またその延長ではなくて、これを、今まで

のものを踏まえながら新しい仕組みというものを

私たちがつくるべきではないかと、まあ、私の私

見がかなり入つておりますが、そういうことが重

うことであります。やつぱりこの人口減少、高齢社会においてはこういった特に限界集落の方々に対しても地域政策というのを、どうあるべきかという、何か検討というか一つの指向性とうのが出されているんでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) ここは非常に重要な部分だと思います。

端的に言うならば、これまでの行政サービスの

限界を超えるということだと思います。です

から、今までと同じやり方でもし対処するなら

ば、人を増やし、公共施設を整備すると。しか

し、その限界集落は全国至る所にむしろ増えてい

くわけでありまして、効率性を求めるという観点

からすればそれはコンパクトシティーという構想

もございませんけど、全ての方々がそのようになる

わけではないということになります。だから、私

たちは、今もう、少し考え方を変えた新しいス

テージが必要だと私は思つてゐるんです。

一つには、ICTを活用した効率的な町づくり

り、そして公共施設の整備ができるないかといふ

こと、さらには、いわゆる社会的課題を解決するよ

うな、コミュニケーションビジネスとかソーシャルビ

ジネスと言われている分野でありますけれども、

行政とは違う、また奉仕団体とも違う、そういう

社会的課題を解決するための活動が、それが仕事

として成り立つような、そういう仕組みもつぐら

なければいけないと、このように思います。

それから、何よりも、そういう住組みもつぐら

み続ける、また逆に、そういう住組みもつぐら

を支援するための新しい人がそこに入つていくよ

うな、そういう仕組みも必要だと。これにおいて

は、地域活性化や地方分権の取組というものが、

そこで効果を出すために我々もやらせていただ

いるわけでありまして、総合的な政策を取つて

いかなくてはいけなくて、それは今までと同じや

り方、またその延長ではなくて、これを、今まで

のものを踏まえながら新しい仕組みというものを

私たちがつくるべきではないかと、まあ、私の私

見がかなり入つておりますが、そういうことが重

いことであります。

第二部 総務委員会会議録第十八号 平成二十六年五月十三日【参議院】

要だと思つております。

○若松謙維君 今、新藤大臣のいわゆるまとめの方、お考え方、大変私は賛同いたしました。特に、総務省としてもいろいろ議論されているでしようけど、更に見える形で引き続き検討をお願いしたいと思つております。

次に、特に去年の夏、ゲリラ豪雨がございました。山形又は岩手等にもゲリラ豪雨がありまして、私も行きましたけれども、ゲリラですからやはりなかなか予測が難しいと、これがまたゲリラ豪雨であります。

先ほどの固定費という、いわゆるインフラ整備に、いや、どこにどうお金を掛けるかというのに對して、ゲリラに対応するわけですから、これはなかなか難しいということで、でも、やはりゲリラの発生比率は着実に温暖化とともに高まつているということになりますと、このゲリラ対策のためのいわゆる固定費というか、公共インフラの整備費、これを抑えるというんですかね、どうした

らいいのか。ゲリラ豪雨といつても、まず予測するのが気象庁ですから、気象庁といわゆる総務省との連携というんでしようかね、そこ辺はどうなんでしょうね。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、ゲリラ豪雨のボイントは、いつ発生するか分からることと、短期集中で降りますので百ミリを超えるわけです。そうすると、大体今地方公共団体の河川の整備だと、それは流量が六十とか八十分ミリぐらいですから、仮に今の計画が整備されてもゲリラ豪雨には対処できないんですよ。かつ、対処しようと思つていてるうちにあつて引いてしまいますから。

だから、大切なことは、まず第一に、もつと正確な予測をして被害を最小限にとどめること、それから、ゲリラ豪雨に対する対策もやはりこれまで違う考え方でやらないと、金体的な河川整備をしても賄えないような、今までとは想定できぬい、していなかつたものが起きるわけですから、

それに対するピンポイントの対策というのが必要ではないか。これは国交省と連携しながら我々は研究していかなくてはいけないことだと、このよ

うに思います。

○若松謙維君 今、総務省から、そういう新しい言わばアプローチですね、ということですけれども、それを恐らく受ける気象庁ですかね、につきましてはどんな取組されていますでしょうか。

○政府参考人(横山辰夫君) 気象庁では、約千三百か所に地域気象観測所、アメダスと言われるものなんですけれども、これを運用しておりますで、毎時の降水量の観測を行つております。その観測データを用いて、一九七六年以降の短時間強雨、短い時間に強い雨が降る現象の発生回数の長期変化というのを分析しております。この分析結果については、気象庁が毎年刊行しております気候変動監視レポートというものに取りまとめて、都道府県厅やそれから関係省庁に提供するとともに、気象庁のホームページにも分析結果を掲載して広く一般に公開して利用していただきしております。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、ゲリラ豪雨のボ

イントは、いつ発生するか分からることと、短

期集中で降りますので百ミリを超えるわけです。

○若松謙維君 ということで、情報提供されてい

るところでありますので、是非、引き続き、さらに

向上して、それぞれの地域に必要な情報提供をお願いしたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、ゲリラ豪雨のボ

イントは、いつ発生するか分からることと、短

期集中で降りますので百ミリを超えるわけです。

○若松謙維君 ということで、情報提供されてい

るところでありますので、是非、引き続き、さらに

向上して、それぞれの地域に必要な情報提供をお願いしたいと思います。

がどういうことかということ、それに対する活

用方法をどう考えているか、これについてお尋ね

いたします。

○政府参考人(横山辰夫君) 御指摘のとおり、近年の少子高齢化に伴いまして、各地方公共団体の判断により学校の統廃合が行われまして、廃校が発生をしているところでございます。これらの廃校につきましては、地域活性化の観点から、地域の実情やニーズに応じまして有効に活用されることが重要であると考えております。

直近の調査によりますと、平成十四年度から平

成二十三年度の十年間で発生した公立学校の廃校

数は四千七百九校であり、そのうち四千二百二十

校の建物が現存しているところでございます。

そのうち、約七〇%が社会体育施設、福祉施設、

体験交流施設など地域のニーズに応じて様々な用

途で活用されておりまして、約六〇%が利用予定あり

りとなっております。一方で、残りの約三四四%、一千校が利用予定のない状況となつております。

て、その有効活用が課題となつております。

文部科学省では、地方公共団体における廃校の有効活用を促進するため、国庫補助を受けました

公立学校施設を転用する際に必要となる国庫納付金につきまして、補助事業完了後十年以上を経過

した場合には免除するなど、財産処分手続の大大幅

な弾力化を行いますとともに、廃校の活用事例等

を掲載したパンフレットの作成、また、廃校を農

村体験施設や福祉施設等に改修する際に利用可能

な他省庁の補助制度の紹介、さらには、廃校の情報

をホームページ上に公表いたしまして活用希望者

とのマッチングを行う「みんなの廃校」プロジェクトの実施を行つたところでございます。

○若松謙維君 まだ残りが千校ということです

今後とも、地方公共団体の創意工夫により、廃校

が有効活用されるように支援してまいりたいと考

えております。

○若松謙維君 まだ残りが千校ということです

が、そうすると、今ありましたとおりパンフレット

を作つて、何かこういう、グランプリじゃない

んですけれども、こういうアイデアがあります

と、表彰とかつてやつてゐるんですか。

特に、私八幡平行ったとき、小学校が廃校になつて、今ホテル、ホテルとか、旅館といふ

んですけど、なつてゐるんですが、それぞれ、例え

ば旅館にだつて名前がありますよね、菊とかキリ

とか、そこの小学校のその部屋の名前は一年二組

とか三年四組、そのままなんですね。非常に新鮮

に感じたんですけど、そんな何か競争という

んですかね、表彰というか、そういうのはいかが

でしょうか。

○政府参考人(横山辰夫君) 表彰といふことは行つておりますが、先ほど申し上げました廃校の活

用事例、様々ございますので、そういったことに

つきまして収集をし、広くこれを参考にしていた

だくということでいろいろ紹介をしているところ

でございます。今後ともそういうことを努めて

まいりたいと考えております。

○若松謙維君 そうすると、この千校、無償提供

ももちろんあるということですね。

○政府参考人(横山辰夫君) 国庫補助を受けました

公立学校の転用をする際に必要となる国庫納付金につきまして、補助事業完了後十年以上を経過し

た場合には免除するというようなことで行つてお

ります。

○若松謙維君 そうすると、この千校、無償提供

ももちろんあるということですね。

○政府参考人(横山辰夫君) 国庫補助を受けました

公立学校の転用をする際に必要となる国庫納付金

につきまして、補助事業完了後十年以上を経過し

た場合には免除するというようなことで行つてお

ります。

○若松謙維君 分かりました。また機会を見て柔

軟に是非対応を、いっぱい空いているんですよ、

とにかくね。ですから、残存価額、誰かが引き

取ります。それで、譲らないという考え方だと恐ら

くこの千校はそのまま廃校になつてしまつと思ひますので、是非いろいろと工夫していただきたい

と思います。

○若松謙維君 分かりました。また機会を見て柔

軟に是非対応を、いっぱい空いているんですよ、

とにかくね。ですから、残存価額、誰かが引き

取ります。それで、譲らないという考え方だと恐ら

くこの千校はそのまま廃校になつてしまつと思ひ

ますので、是非いろいろと工夫していただきたい

と思います。

○若松

か六十万人ですか、という方もいらっしゃいます。そういう中でどういう議論をされているのか、大臣、お願ひしてよろしいですか。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、地方公共団体の職員数は、各自治体において、その実情に応じ基本的に適切な管理に取り組んでいくものだと、これが原則であります。

それから、実態として、平成六年をピークにいたしまして地方公共団体の総職員数は十九年連続で減少していると、こういう中で行政需要の変化に対応しためり張りのある人員配置というものができます。このように考えておるところであります。

私どもとすれば、これは適正な定員管理の推進に取り組むように助言をお願いするとともに、また一方で、自治体が、まさに首長さんたちがおっしゃる血のにじむような、そういう中で合理化なり行財政の再建を図られているということだと思います。

これを今後も更に引き続き進めていくわけであります。さらにその先をどうしたらいいかといふことになると、仕事は増えるんですね。仕事は、よりきめ細かくサービスが、二一歳が高まり、しかもいろんなものを向上させようとする。だから仕事が増えるんですねけれども、職員は増えない。そして、その正規、非正規の問題もまた、もう既に発生しております。

でも、私は、もう一つ、電子行政というものを徹底的に入れられないかと。これは国、地方併せてありますけれども、そういう行政の事務を電子化することによって効率を図る。それから、必要な人數を、逆に今の仕事の時間を減らすことができれば、その仕事を減らした時間でほかの仕事に割り振ることができます。ですから、そういうような工夫をしていくべきではないか、またそういう中でやつしていくべきだろうと。

さらには、地方議会の方は、「これはもう合併によつて半分になりましたから、ですから、まさに適正な定数というものも自治体がそれぞれお決め

になるわけでありますけれども、地方議会の政策提言機能というものを充実させることによって私は議会の必然性というのは高まつていくと、このように考えております。

○若松謙維君 これも本当に難しい話であります。が、先ほど言いましたICTですか、特に今、会津若松市で、たしかアクセンチュアが関わって、御存じのように、今、各自治体もいわゆる部課ごとにデータがばらばらなんですね。それをいわゆる企業ですとERPという形で情報統合する。なぜそれができないのか。いわゆる自治体OSというんですかね、私は、これは本当に早急にすべきだと。恐らくそういった観点からもたしか総務省取り組んでいらっしゃると思うんですが、そういう理解でいいんでしたつけ。

○國務大臣(新藤義孝君) 私は、金曜日から土曜日にかけて会津若松にお邪魔をしておったところでございまして、まさにそういういろいろな取組を、ICTというものは、ICTを使って何をするかが問題なのであって、ICTで、何を導入するかではないんですね。ですから、今のようなそれぞの行政需要を総合的にチェックをして、そしていろいろなサービスも統一のルールと共に基盤の中ができるようだ、そういう仕組みが必要だと思つています。これは是非進めたいたいと考えております。

○若松謙維君 最後の質問になりますけれども、今、せつかく会津行かれたので、そのデータ、これ誰のものかということで、恐らくあそこは市民のものだと。市民がどんどん使っていただいて、その中でどんどん自治体が良くなると、恐らくそもそも、見た目のあれはいいんだけれど、株はもう一万四千円の前半で動かないでしよう。ダウは、日経平均株価は。それから、為替の方も大体百二円から四円ぐらいでほぼ膠着状態ですよね。やっぱり世界中は日本の景気を様子見しているんじやないかと、こう思つんですよ。日本の景気は、この三月決算なんかいいわね、物すごく、大企業は、びっくりするような史上空前の決算であります。あれはほとんど円安ですよね、円安。

○國務大臣(新藤義孝君) これは、非常に今危機的といりますか、私は重要なタイミングにあると思つています。それはなぜならば、各自治体でいろんな工夫をされているんですね。これは住民サービスだけで

はありません。地域包括ケアですか福祉の現場においてもそれぞれ自分が自分たちで今一生懸命おつくりになられています。結果、別々のシステムがたくさんできてしまうんです。それは、隣の町に人が移つたら、もう一回全ての仕組みをやり直しとか、これ意味がありません。

だから、電子社会をつくると決断するならば、基盤には共通のものを使つてもらう。そして、その上で決定したり管理するのは個々がやる。そういう仕組みを早く国として示さないと、自治体が、それぞれが努力された結果がばらばらになつてしまふ。こういうことがあって、電子行政なりこのICT基盤を整備するというところを国としても早急に指針を出すべきだと、私は政府の会議で何度も申し上げているところでございます。

○若松謙維君 電子行政、是非頑張つていただきたいとお伝えして、質問を終わります。

○片山虎之助君 それでは質問を始めますが、前にも質問いたしました税制について続編をやらせいただきたいと、こういうようにも思います。

消費税が四月から上がりまして景気がどうなるのが、腰折れるのかどうかと思いましたが、割に景気は頑張っていますよね。スーパーなんかに行つても大勢人がいて物が売れているし、レストランなんかも多いんですよ。案外私は底堅いんじゃないかと思うけれども、しかし、分かりませんわね、あれだけの駆け込み需要があつたんですから、二月、三月に。そりや、反動減は必ずあるんで、車や電気製品は全くそうですよね。

これがどうなるかが今後のおれなんだけれども、その中でどんどん自治体が良くなると、恐らくそもそも、見た目のあれはいいんだけれど、株はもう一万四千円の前半で動かないでしよう。ダウは、日経平均株価は。それから、為替の方も大体百二円から四円ぐらいでほぼ膠着状態ですよね。やっぱり世界中は日本の景気を様子見しているんじやないかと、こう思つんですよ。日本の景気は、この三月決算なんかいいわね、物すごく、大企業は、びっくりするような史上空前の決算であります。あれはほとんど円安ですよね、円安。

これがどうなるかということが私はこれから課題なんだけれど、今の日本の景気は第一の矢の金融緩和と第二の矢の財政出動でまだもつているんですよ。第三の矢の本命の、やっぱり実体経済を良くして企業が元気にして新製品や新技術をどんどん開発するような本格的なものにはまだなつていないので、そういうことをする意味で、この新成長戦略を六月にもう一遍まとめるんでしょう、私はその中身によると思う。それは皆さんが言われたように、一つは規制改革ですね。もう一つは、私は税制改革だと言つてます。

そこで、前から言われてるんだけれども、法人税は日本は高い高いと。ヨーロッパは大体、二〇%後半もあるけれども、一〇%台の真ん中辺りやないかと。アジアは二〇%台の下から一〇%台じゃないかと。日本は三五・六四か何かでしょう、東京が何が。だから、それを下げる下げろという議論があるので、私はある意味ではもつともだと思う。

安倍さんはヨーロッパにずっと回つてね。まあよく回るわね、しかし。元気でお好きだからいいんだけれども、あつちこつちで法人税は下げるといふ実効税率下げると言つてはいるんですけど、安倍さんは、それから甘利さんも、あれイギリスか何がで、五年ぐらいで二〇%台にするといふこととも言われたし、昨日も何か、今日の新聞見たら、ただ外形標準課税で代替財源出るのは慎重にと言つたとか言わぬとかでしよう。

ただ、財務大臣の方は、財務省の方は、財政再建と両立しなきや、でしよう、法人税だけ下げるというのはお金が足りぬようになると、こういうことなので、今日は、総務大臣に財務副大臣に甘利大臣のところの副大臣ですか、おられるので、それぞれ、甘利さんも機関の長なんだから甘利個人じやないよ、財務大臣も財務省の長としての発言だから、それぞれ、法人実効税率引下げについての大臣としての御所見、副大臣としての御所見を承りたいと思います。まず、新藤大臣。

○國務大臣(新藤義孝君) 私は、日本の国際競争

力を強化する、そして新しい経済を日本が押し出していくためにはこれは必要なことだと思っています。そして、既にもう半ば国際公約化されておりましす、外国人投資家は、この日本の税制がどう変わっていくか、それを注視しながらそれを待っている状態だと、こういうことも言われております。

その上で、しかしその法人税は六割が地方に影響する問題でありますから、地方の財政に影響が出て穴を開けたままでよいと、私がどんなに逆立ちしてもそんなことは言うつもりもありませんから、やはり工夫をしながら、この財政を維持しつつそういった国際競争力を強化するための方策が必要だと。そして、甘利大臣もそれは税調プロセスを超えたものではないということをおっしゃつておられますから、私どもは、意見を申し上げながら、これは国のために進めていかなくちゃいけないことだと、このように思います。

○副大臣(西村康稔君) 甘利大臣の下で経済財政政策あるいは成長戦略を担当しておりますが、大臣、副大臣それぞれの立場があつて、その立場あるいはその視点ですね、それぞれの視点から様々な発言がありますけれども、基本的には今新藤大臣から御発言のあつたとおり、方向性は一致をして、その方向についていろんな視点から今検討を加えているという状況だと思いますので、経財政諮詢会議、あるいは政府税調、それから与党、自民党、公明党の税調、こうしたところで様々な議論が行われております。

その議論を踏まえて、集約化して、最終的には

国際競争力がある、まさに片山委員おっしゃった

ように、今第一の矢、第二の矢で時間稼ぎをある

意味している間に新たな成長の方向性を出すため

に法人税の改革をやつしていくとということで、方向性は一致しておりますので、是非議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○大臣政務官(山本博司君) 今大臣、副大臣もお話をございましたように、方向性は同じでございますけれども、やはり財源の確保がこれは必要でございますので、その財源の確保をどうしていくか閣としての方針だと私も承知をしております。

その上で、確かにその法人税は国税と地方税とあるんすが、その法人税には国税と地方税とあるんすよ、御承知のように。今、新藤大臣が言われたのは、地方税の方のそれをやると、財源の問題があるというお考えなんでしょうけどね。

私は、もう何度も予算委員会でもこの委員会で

も言いましたように、地方法人税改革こそ今回や

るべきだと。地方法人税の改革をやるべきだと。

法人事業税全体の負担を低くすることによって国際競争力が強くなつて外国からの投資を誘導できますよね、国際標準並みにすることによって。それと

もう一つは、それによって地方の財源を安定させ

る、偏在性をなくする。地方税は本来応益性なん

ですから。地方団体のサービスを受けた見返りに

よりも受益によつて出してもらう性格なんだから

それをもつと徹底したらいといふのが私の昔か

らの議論なんですよ。

したがつて、今後考えられる検討項目の一つに、今、片山委員がおっしゃつたような外形標準化の拡充、これは検討項目の一つになるであろうと、このように思われます。そして、自民党的な野田税制会長もそういう方向性を示唆されている

とともに私も承知をしております。

あとは、実際の企業に対する負担をどのように緩和していくといいますか、そういうことを広げていくかと

いうのは、これは議論があるということだと思います。

また、法人住民税の振替につきましては、これ

は、もう片山委員が予算委員会等々からずっと

おつしやついていたのであります。やはり総合

的に考えないと、それを振り替えただけでは問題

は解決いたしませんので、私としては、これはも

う何度もこの委員会でも議論させていただきまし

たが、しかし、委員がおつしやついているようない

ろいろ工夫をしていかない場合には、本当にこれ

は、法人実効税率を下げるとなれば何らかの手段

を取つていかないところは穴を埋められないわけ

れは一石二鳥じゃないかと。法人税負担を下げるし、それによって地方の税収は、振り替えることによって、あるいは外形標準課税化することに

よつて、安定して、景気の変動によつた上がり下が

りがなくなるし偏在性も少なくなると。

こういうふうに思うんですけど、その考

えについて、今御答弁された三人の方の御意見を承

ります。それで、恐らくそれは、いずれにせよ減

税ですから財源の問題が当然出てくるんで。とこ

とことはほぼ方向性では一致したと、こう理解し

た上で質問であります。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、この法人事業税につきましては、まさにその応益性を高めるといふことは、平成十五年だったと思いますね、あの頃に外形標準を出すときも、本来、総務省は枠を定めずに、基本的に全てのものに外形標準化しようと、こうしたことだつたと思います。しか

し、様々な議論の中で資本金一億円以上となつた

わけであります。

したがつて、今後考えられる検討項目の一つに、今、片山委員がおっしゃつたような外形標準化の拡充、これは検討項目の一つになるであろうと、このように思われます。そして、自民党的な野田税制会長もそういう方向性を示唆している

とともに私も承知をしております。

あとは、実際の企業に対する負担をどのように緩和していくといいますか、そういうことを広げていくかと

いうのは、これは議論があるということだと思います。

また、法人住民税の振替につきましては、これ

は、もう片山委員が予算委員会等々からずっと

おつしやついていたのであります。やはり総合

的に考えないと、それを振り替えただけでは問題

は解決いたしませんので、私としては、これはも

う何度もこの委員会でも議論させていただきまし

たが、しかし、委員がおつしやついているようない

ろいろ工夫をしていかない場合には、本当にこれ

は、法人実効税率を下げるとなれば何らかの手段

を取つていかないところは穴を埋められないわけ

でありますから、それは貴重な御意見として承りたいと、このように思います。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○大臣政務官(山本博司君) 地方法人課税を含む

法人課税の在り方につきましては、日本経済の活

力もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 地方法人課税を含む

法人課税の在り方につきましては、日本経済の活

力もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○大臣政務官(山本博司君) 地方法人課税を含む

法人課税の在り方につきましては、日本経済の活

力もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい

きたいというふうに考えております。

○副大臣(西村康稔君) 経済財政諮問会議でまさ

にこの地方税分も含めて法人税改革の方針性を議

論しているところであります。御指摘の点は一

つの考え方だと思います。

一方で、後ほどまた政府税調の議論も御紹介あ

ります。そもそも税調の議論も、政府税調の議論にお

いては、外形標準課税について、応益性の観点か

らこれは強化すべきだ、いい考え方じゃないかとい

う御意見の一方で、赤字法人課税、賃金課税の強

化もあるという反対の意見もあつたというふう

に承知しております。この辺りの点も含めて、

地方税を含めて、全体として議論を更に深めてい</

理屈はあるんだけれども、本来地方税であるものを国税にして、それを譲与税にするか、法人事業税の場合には、法人住民税の場合にはそれを交付税にしているんですね。

私は、こんなやこしいことを何でするのかと思ひますよ。一方は地方法人特別税一兆八千億、今度一兆二千億になる。一方は地方法人税ですよ。それに法人税があつて、それから法人住民税、法人事業税があつて。しかも、例えば法人事業税の中は所得割と、ここに資料があるから見てくださいよ。これは外形標準課税の、そのための資料ですけれども、所得割があつて、これが四分の三ですわ。四分の二が付加価値割と資本割、付加価値と資本割が二対一ですよ。これ以外に、電気、ガス、保険は収入割というのが別にあるんですけど、四千億。もう訳が分からないいやないです。

私は、税制としてこれでいいのかな?という気がするんですけれども、個人の意見でもいいから言つてください。

新 精緻なこういいう仕組みは自治省以来の伝統た
と私は思つております。
ですから、よく、私も大臣になりまして改めて
いろいろと触れておりますけれども、とにかくや
やこしいことこの上ない、こういうことでありま
す。ですから、その意味において、しかし今回
の法人住民税の国税原資化は、これはやつぱり極
めて、理論上、税制の偏在性を地方の中でも解消
していく、この意味において私は意義のあるこ
とだと、このように思つております。

それから、やはりややこしいと、精緻であれども、あるだけ、でも公平にはなつていていますね。極めて客観的にそれぞれの立場にいろいろな利便が及ぶようになつてゐるという意味においては、これは私は誇れるものであると思いますが、しかし、このまますつと積み重ねていつて、次から次へと新しいようにこねぐり回していくことで解決できるのかといふところもござります。

したがつて、シンプルにできるところは思い切つてシンプルにしようと。それはしかし、シンプルにするということはそこまでの不公平が生じる。今までの公平ではない新しい公平をつくらなければならぬんだとすれば、それを受け入れる準備というものは、国、地方合わせてやはりきちんと話し合わなければいけないと、このように思っています。

きやいかなのです。それは公平だと思いますよ。公平でもなきやこんなやっこしいこと誰がやりますか、ばかばかしい。

しかし、何で譲与税にしているかというと、東

ものが取扱われているんだよね。それは地方消費税を増やしたからだと、こういうことになるんだろうけどね。しかし、これはどっちにも私は言い分があると思いますよ。是非そこは、本当に分かりやすい、シンプルない税制を心掛けてください。ここで長時間その議論をやろうとは思わないけれども。

そこで、今の外形標準課税の難点は、一つは赤字企業が課税されるということ。それからもう一つは、中小企業に打撃を与えると、こういうことがありますよね。それからややこしいところです。そういう何点があるんだけれども、私はそれ一つ一つ議論ができると思うんですよ。

そこで、今日は、税務局長、あなたは専門家だから、赤字企業については、國民がこれだけ消費税の負担をやるんですよ。赤字企業だから一切税を免れるというのは私はおかしいと思うんですね。やっぱり企業には社会的責任があるんだから。

ら、少なくとも〇・四%か何かぐらいの税負担はしなきや。固定資産税はしているんですよ、赤字企業もくそもないんだから。単なる所得割、収益課税についてじゃないということを少なくとも地方税については私徹底すべきだと。赤字企業だつて地方団体のサービスを受けているんですよ。その分は、ただ、まけなきやいけないですよ、いろんな制度設計で考えないかぬけれども、私は負担すべきだと。思うけど、赤字企業も。いかがですか、まず。〇政府参考人(米田耕一郎君) 委員これまで御指摘いただきましたように、地方税の一番大きな原則というのは、応益負担の原則が国に比べて非常に強いということだと存じます。さらだ、黒字企

業に負担が偏り過ぎるといふようなことについてもいろいろな御議論がございまして、現在、政府税調においても、今御指摘のような観点から、やはり応益原則を徹底する、特に市町村におきまして

は固定資産税がこの応益原則を代表している税でございますが、都道府県におきましては事業税がこの応益原則を代表すべきであるというようなな議論が非常に強く行われているわけでございまして、

で、私どももそのように考えております。
したがいまして、法人事業税は発足の当初から
ら、法人が事業活動を行うに当たって地方団体の
行政サービスの提供を受けている、そのことに対する
経費を負担していただくという性格を持つて
いる税でございますので、それを徹底していく。
その中で、当然のことながら黒字企業のみならず
赤字企業にも御負担をいただかないといけません。
けれども、広く薄く御負担をいただくという趣旨
を御理解いただく必要があるというふうに私ども
は考えております。

○片山虎之助君 それで、もう一つ、外形標準は
付加価値ですよね。付加価値を中心にして人件費
費課税になるんですよ。賃金課税に。これは良く
も悪くもそうなるんだね。私配った資料にも二枚目
にありますから見ていただければいいんですね
が。そこで、しかしこれは私はやむを得ないとと思
うのよ、これも。だから、それについての反論と

○政府参考人(米田耕一郎君) 今御配付いただきました資料の中にも下の方に書いてございますけれども、この外形標準課税の附加価値割というのを二つの要素から成っております。その中の収益分配額といふ部分におきましては、これは報酬と与額が入つておりますので、言わば給与課税である、賃金課税であるという御批判が非常に強うござります。

しかしながら、その右の方、もう一つの要素、単年度の損益というのも入つてございます。この単年度の損益は、当然のことながら費用を掛けますか。

すとこれはマイナスの方向に行くわけでござります。賃金を増やしますと左の方の報酬給与額ではその分増えますけれども、右側の単年度損益の方では費用でマイナスになります、同額マイナスに

なりますので、私どもは、賃金を上昇させる」と
に対する制約にはこれはならない、非常に中立的
であるというふうに考えております。

負担が大きくなり過ぎないかという観点から、雇用安定控除というものを設けております。収益配分額の七割を超える報酬給与額については、それを超えさせないという控除を付けております。実際、現在行つております一億円超の資本金の企業に対しましても、かなりの企業が、七、八割の企業がこの雇用安定控除の適用があるということございまして、そういう意味で、賃金課税であるということに対しては手も打たれてるというふうに考えております。

○片山虎之助君　局長、雇用安定控除なんてみんな知らないわ。もう少しこういうことを徹底ないと、普及しないと駄目だと思うよ。雇用安定控除を使えば、出してもその分は必ずそれで税にならないんですね。

そして、問題は、やっぱり赤字を含めて中小企業なんですよ。恐らく甘利さんも、やっぱり懸念を持っているのは中小企業対策なんだね。そ

で、大企業と中小企業では税率に差を付けるとか、あるいは中小企業には簡易課税方式を認めるとか。消費税にあるでしよう、一定の率で計算して幾らというやつを。そういう工夫をやることによつて広がると思うんですね。そういう努力がないね。いかがですか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 中小法人への拡大につきましては、やはりこの新しい税金に対する不安、それから赤字企業が相対的に多いというようなことからいろいろ議論がございましたけれども、この外形標準課税が導入をされましたときに、一般的に大法人に比べより不安定な経営環境下に置かれている中小企業に対しましては、現下の景気の状況等も勘案をして、取りあえず資本金一億円超の法人のみを対象とするというふうにされた経緯もございます。

そのような不安をどのように解消していくのかということですけれども、実は、この外形標準を入れたときの自治省の原案等におきましても、中小法人に対しましては一定の簡易な課税を認めたり、それから、現在ございます賃金に対する控除額、これ七割で今設定しておりますけれども、これの特例を認めたりといったことを検討してはどうかというような提案も行つております。今後、この拡大についてはこのような点を十分勘案しながら進めていく必要があるうかと思います。

○片山虎之助君 それともう一つは、やっぱり手間が大変だということなんですね。これは税についてはある程度もうしようがないことではあるんだけど、手間の簡便なあれば、今の簡易課税なんかそうだけれども、これについての何か工夫はありますか。

は若干新たに手間が増えたんだというような声も聞いておりますが、一旦新しい形に慣れますが以後はそれと同じような形で資料は納めればいいということ、現在のところは、約十年経過しておりますけれども、大きなトラブルは今のところはないというふうに思っております。

ただ、何らか工夫のできるところは引き続き工夫をしていきたいというふうに考えております。

○片山虎之助君　日本の戦後の税制は、もう御承知だと思つけれども、シャウプという人がアメリカから来て勧告してつくったんです。有名なシャウプ勧告です。昭和二十四年、二十五年の辺につくつたんですよ。昭和二十五年に、二十六年に改正するんだけれども。それは二十七年の四月から実施する予定だつたんだけれども、いろんな反対が出て延びて二十九年になつて、結局は漬れるんです、附加価値税は。それで今の法人事業税になるんですよ。

それがずっといろいろな変遷を経て今日に来ているんで、まあ私も大臣のときに一生懸命外形標準課税の導入を力説しましたよ。私が大臣辞める寸前に自民党税調が認めてくれて、今の一億円以上の法人の四分の一、それだけ外形標準課税が導入されたんですよ。六千億ですよ、まだ。私は、これを拡大していくことが、ゆっくり時間を掛けても、私は、今言つたように法人税負担の軽減のためにも、地方税の安定のためにも是非必要だと思つてゐるんですよ。大臣、やつてくださいよ、大きい税源移譲は一段落したんだから。

これから、やっぱりそういう法人税を下げながら地方を安定させるという、地方の税財政、それが大きい課題だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君)　私が今軽々に申し上げることは慎みますが、冒頭申し上げましたように、この日本の法人実効税率を下げることは国際公約であつて、国として今内閣が示した方針であります。それを地方財政をきちんと維持しながら

成し遂げるためには様々な工夫が必要で、そして、かねてより、税は結局のところびほうにびほうを重ねて、また精緻なものになっておりますけれども、どこかできちつと整理をしてシンプルなものにできるだけ近づけていくということは非常に重要な御指摘だと私も思っております。

○片山虎之助君 時間が来たので終わります。

○寺田典城君 寺田でございます。維結から委員会質問をさせていただきます。

通信分野というのは、ある面ではライフラインと言えると思うんですね。これはまあ今よくL.I.C.Tというふうな形でも表現されていますけれども。ところが、その通信分野の消費者のトラブルというのは、相談窓口というのは、総務省管轄と、それからどちらかというと地方行政が管轄する地方消費者センター、消費生活センターがあるわけなんです。

同じような相談を受ける窓口が複数存在するという現状について行政改革推進本部はどうに考えていらっしゃるのか、また総務省は同じ問題についてどのように捉えているのか、お聞かせください。

○政府参考人(藤城眞君) 行革の観点から一般論として申し上げますと、国民に対して行政サービスを効率的・効果的に提供するよう不斷に努力していくことは重要であるというふうに認識をしております。

その上で、御指摘のありました電気通信事業者に係る消費者行政の在り方につきましては、業法を所管する総務省において適切に対応することが重要であると考えておりますが、他方で、自治体に置かされました消費生活センターも一般的な消費者保護の観点から必要な役割を果たしております。両者がそれぞれの機能や特性というものに応じまして適切に連携をしていくことが求められております。

これらの業務が効率的・効果的なものとなりましてサービス利用者の利便の向上に資するものとなっているかどうか、行革の立場からもしつかり

○國務大臣(新藤義孝君)　お尋ねの消費生活センターとそれから総務省の電気通信消費者相談センター、これは相互に連携を図ることが重要だと私は考えております。

消費生活センターは、これは消費者安全法に基づいて個別具体的な苦情の処理のためのあつせんを行なうわけですね。消費生活全般に関する苦情に係る相談と併せて、苦情の処理のためのあつせんを行うのが消費生活センターです。全国にこれが三万五千件を年間取り扱っておりますが、これが七百四十五か所ございます。そして、総務省の電気通信消費者相談センター、これは総務省に一か所です。これは、電気通信サービス利用のトラブルに係る相談を受け付けておりますが、消費者センターとは違つてあつせんは行つていないけであります。

したがつて、例えば電気通信サービスに関する専門的な苦情相談に消費者センターに対する相談があるとその問合せが総務省に来ると、そして対応するであるとか、それから逆に、あつせんを希望する相談者には、今度は私どもから消費生活センターへ紹介すると。このように、相互連携しながら消費者の安全とそして利便を図る、また適切な保護を図るためにそういう仕組みになつていてと御理解をいただきたいと思います。

○寺田典城君　この質問を何回かしているんですね。行政の使命というか仕事というのは、国民にとって分かりやすいことだと思うんです。先ほどから答弁の中で、國民にとって利便であることとか相互に連携するというような話が出ておりました。

それで、地方分権改革の第二次勧告で、これは平成二十年の十二月八日、これをちょっとと読ませていただきました。消費者にとって、國民サービスに関する問合せ先が集約され、専門的な対応が可能となる関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区単位に存在することの利便性もあると

総務省自ら指摘しているわけなんです。

だつたら、総合通信局の消費者相談機能と、電気通信センターと消費者センター、要するに地方のは一本化するべきだと思うんですよ。そして、技術的、専門的なことについては総務省が担えればいいし、連携して処理するそういう体制を、一番要するに国民にとって分かりやすいし利便性があるんじゃないかなと思つんですが、もう少し突つ込んだ答えを出していただきたいと思います。

それで、もう一つ、これができないのかといふことで質問しますけれども、電気通信事業法を総務省と消費者庁の共管にすると。そういう、総務省はどう考えていらっしゃるか。電気通信事業法は、特定商取引並みの規制を入れることについてもどう考えるか。これ二つお聞きしたいと思います。

○政府参考人（吉良裕臣君） お答え申し上げま

す。

電気通信事業法去る、電気通信の健全な発達とそ

残れるかという。あれが市町村合併、三千二百から千八百になつた状況なんですよ。

そのときにはどういうことをしたかといふと、やはり縦割りをなくして、要するにヤドカリ方式というんです。各部が一緒になつてやれることは何であるかとか、ないかとかですね。どこまでも自分の総務省は縦割りでこうだ、消費者庁はこうだと。地方政府からいくとみんな同じなんですよ。要するに、専門的なことはばかり聞くわけじゃないな、専門的なことは一〇〇%もないんですよ。

か事後に確認できない、それから契約の初期の段階での解除希望の苦情相談が多いということから、電気通信サービスの苦情相談の原因、こういうことが原因、傾向になることが明らかになつたところでございまして……（発言する者あり）はい、分かりました。この中で、特定商取引法に規定します再勧説の禁止だと書面交付義務などとケーリングオフなどの消費者保護ルールについても現在検討しているところでございます。

○寺田典成君 要するに、共管になれば消費者者

どもからも説明を受けられていると思うんです
が、一緒にするということは、一体全体、総務省
が持つていて専門性、専門的な知識を擁したもの
を消費者生活センターに置けということになります
ですね。一体いつ来るか分からない、どういう状態
で来るか分からない、消費生活センターというの
は一般的消費生活の相談を受けているわけであり
ますから。これはしかも全国に、各県が、自治体
が運営をして七百四十五か所、全國に網羅されて
いるわけですから、そこが一般的な相談や受付を
し、そしてあつせんも行っているわけでありま
す。

それから国民の利便の確保を図ることを目的としておりまして、この中に公正競争だとか、それから利用者利益の保護等に係る諸規定を置いているということございます。

このうち利用者利益の保護につきましては、電気通信は目覚ましい技術革新によりまして多様なサービスが提供されるという特性を踏まえまして、消費者安全に関する一般法であります消費者安全法とは別に、電気通信事業法において事業者による説明義務たどかるいは苦情処理義務などとの規定を置いておりまして、利用者保護の実現を図っているところでございます。

吉良局長、ひとつ踏み込んで答えてください。
○政府参考人(吉良裕臣君) そういう権限移譲の話につきましては以前にもあつたことがございまして、一つには、高度な専門性を要する内容、専門的な分野が対応することが消費者利益の面からいは合致するというのがある一方で、やっぱり相談窓口が行政区画単位で存在するというようなことの利便性もあるということから、地方自治体へ選択的に移譲することが可能というようなことを提示があつたところでございます。しかしながら。それをどうしても続けていかなきやならないということと自体が私理解できないんですよ。

長官が総務大臣に対して業務改善命令が出すように意見を述べることにもできるわけなんですよ。そして、消費者庁長官は、業者への報告徴収だとか立入検査の権限が与えられればその実態も把握できるし、消費者行政の実効性も上がるわけなんですよ。

消費者庁が共管している業法というのは、御左様のとおり貸金業法だとか割賦法とか宅地建物などとか旅行業法だとか、こういうのあるわけなんですね。なぜ通信だけがやつていいのかというふうなことを、それを全然思考停止するわけにはいかないじゃないですか。どうですか、総務大臣、答えて

私どもの方は、全国で一ヵ所専門的なものに関する相談を受けて、しかも、あつせんが必要であれば消費者生活センターに紹介しているわけで、あつせんが必要な場合は、消費者生活センターに紹介してもらおう。あつせんが不要な場合は、直接、お問い合わせください。

共管という話でござりますか
利用者の苦情相談は増加、高止まりして、その内容も非常に多様化しておりますが、このような状況に的確に、また迅速に対応するためには、電気通信を所管する総務省において、電気通信サービスの特性を踏まえた専門的な観点から利用者の利益の保護を図る必要があるとふうふうこ考えております。

から、これは平成二十五年六月の全国知事会の回答では、電気通信事業の専門性の高さから、国が実施すべき事業等の整理がなされたものでございます。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、委員、これ縦割り行政と役割分担というのは同じことなんですすりません。うまくいっている場合は役割分担と言い、うまくいかない場合は縦割りと言つんですね。ですから、それぞれの専門、つかさつかさがなければ意味がありません。いかに合理的にきちんと役割

消費生活センターに行っているわけなんですよ。おたくの方には、総務省には七%ぐらいなんですよ。そして、そのことが今まで続いているし、改善されないわけなんですよ。ですから、これは全てが、運営というのは国民の税金なんですよ。効率的というか、そういう、機能的というんだつたら、やはり税金の使い方をもっと簡素で分かりやすくする、効率的な行政をすることが当たり前で、定員のスリム化も行うべきだと思うんです。

省がそれぞれの役割を發揮して利用者からの苦情相談に応ずることが利用者利益の保護の觀点から有効であると、こういうふうに考えております。

○寺田典城君 この前もお聞きしましたけれども、まだ踏み込んでいいないんすけれども、私たち、小泉改革のとき、地方交付税二十四兆円から十八兆円ぐらいうまで下げられました。そのときはもう地方は夢中でした、どうやつたら生き

はどう考えるかというのがございました。
いろんな苦情とか相談の実情を踏まえまして、
総務省では、本年二月にICTサービス安心・安
全研究会を設置しまして、電気通信事業法におき
ます消費者保護ルールの見直しについて専門的な
検討を行つていているところでございまして、この研
究会におきまして苦情相談の分析を行いましたよ
うに、代理店による執拗な電話勧誘があることと、
それから電話勧誘による場合個々の利用者の契約
内容について必ずしも書面が交付されていないとい

分担を果たすか。

例えば、さつきの消費者センターと電気の相談センターなんというのは、じゃ、総務省のやつが車めちゃつたら、全国七百四十五か所にそれぞれ専門家を置くんですか。それができないのならば、廿二年はその七百四十五か所の自治体でもつて、廿四でもつて専門家を、専門的な人を囲つてそこでつくるとなれば、結局同じことになつちゃうんですね。ですから、これは共管できるものとそれから分担するものをそれぞれぎりぎりまで考えながら

やつていけばいいというふうに思つております。ですから、特定商取引法と今回のもの、電気の通信法とは、これはそれぞれの役割がきちんと図られれば私はそれでいいと、このように思つてゐるわけあります。

○寺田典城君 昔は幼保一元化というのがありました。いろいろ議論されました。幼児保育も幼児教育も、幼稚園の先生も保育士さんも一緒にやると、簡単に言うと、そういう単純な物の考え方で七百四十五か所だと何だからんだという必要は何もないんですよ。やっぱり一体になつて物を考えることが、消費者も成長するし、消費生活センターの方のレベルも上がるし、おたくの方だつてもつと、総務省だつていろんな情報が入つてくる、国民の要するに行動というか、が分かつてくると、それがなぜ大事にできないんですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 例えば今の幼保一体化は、一元化というのは、元は一体化だつたんですね。保育機能と幼児教育機能は別なんですよ。それを同じところで一元化するから話がおかしくなるのと同じように、分担、それぞれ目的が別々のものは別々のものできちんと維持をさせた上で不合理のないように工夫をしていくのが知恵を使うということだと私は思つております。

○寺田典城君 担当する人同士が幅広く連携することが成長につながるんですよ。縦割りやつちやつたら駄目なんです。そのことを言つているんです。もう一度後でこの件は、時間がないから、突つ込んで聞きたいと思います。公務員部長には七回だか同じこと聞きましたので、今これで二回目なので、まだ序の口だと思ってください。

以上です。

それと、一つ、今度過疎と離島振興についてお聞きしますが、離島振興というのは一九五三年に議員立法しました。宮本常一さんという方がこのことに關わった有名な方なんですが、議員立法の悲しさ、これを運営するほどの機構は省庁の中にほとんどできていなかつたと、昭和二十八年に離

島振興法がスタートしたときですね。したがつて、その施行には容易ならぬ困難を伴つてゐること、それはそれでいいと、このように思つてゐるわけあります。島振興法がスタートしたときですね。したがつて、その施行には容易ならぬ困難を伴つてゐること、それが徐々に明らかになつてきましたと。議員立法といふものはまるで空中の楼閣のようなもので、根の生えていないものであることを知り実に深く考えさせられた。当時の慌ただしさが伝わってきます。

それで、それから六十年、なつてゐるわけですね。それと、過疎法が一九七〇年ですから、できてから四十四、五年ですか、それ、何というか、振興策のもたらした効果、それから、今後、この法律できた場合どういう効果がでてきてくるのか、離島振興と過疎法について担当の方からお聞きしたいと思います。よろしく。

○政府参考人(花岡洋文君) お答え申し上げます。離島につきましては、昭和二十八年の法制定以来、上下水道等の生活基盤あるいは漁港等の産業基盤の整備が進められております。一定の成果を上げてきたものと考えております。しかしながら、委員御指摘のとおり、本土と比べますと、人口が大きく減少する、高齢化が進むということでは、依然として厳しい状況にあると認識をいたしております。

このため、一昨年の離島振興法の改正、これも議員立法でお願いをしたものでござりますけれども、法の目的といたしまして、定住の促進というものを追加しますとともに、新たに離島活性化交付金を創設し、従来のハード面の対策に加えてソフト面の対策に力を入れるようにといふふうにされただところでございます。

国土交通省といたしましては、今後、この交付金を活用するなどいたしまして、戦略產品の開発、その輸送費に対する支援等を行い、産業の活性化、雇用の確保といったものを図りまして、定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

なお、過疎地域におきましては、從来から、生

たところでございます。しかしながら、こちらにおきましても、将来の維持が危ぶまれるような集落が発生するなど厳しい状況にございます。

私どもいたしましては、複数の集落が散在している地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設、機能といったものを歩いて行ける範囲に集めました小さな拠点といったようなものを形成しますとともに、これと各集落をデマンドバス等で結ぶということで集落地域の再生を目指す取組を推進していくかないと考えております。

○政府参考人(関博之君) お答えいたします。が、昭和四十五年に議員立法によつて成立して以来三十五、六年になりますが、この間に、データでいきますと、市町村道の舗装率ですか水洗化率、携帯電話のサービスエリアのカバー率、着実に上昇してきております。

しかしながら、これでは不十分、さらにきちんととした対策をということで、二十二年の法改正におきまして、ソフト分、過疎債にソフト事業の追加がございました、対象として。それに、先般本年度もハード事業の関係で過疎債の適用の拡大などを行われております。私も、こういう法律を各団体の方で活用いただきながら課題を克服していただきたいと思つておりますし、各地域での取組の周知あるいは紹介などに努めているところでございます。

なお、平成二十四年度補正から、過疎の地域等の集落の交付金をつくりました。それによりまして集落対策にも取り組んでいたいしているところでございますし、この交付金は、過疎地域だけではなくて、離島振興法の対象区域も全て対象にしておりますので、離島での取組も併せて支援しております。

いざれにしましても、国土交通省さん、農水省さんなど、関係省庁と連携を図つて取り組んでまいりたいと思つております。

○寺田典城君 もう時間がないのであれなんです

が、簡単な言い方すると、ここ離島振興法六十年間で七割も人口が減少すると。奥尻島なんかは、はつきり言つて、震災二十年後で三千人で、二〇四〇年には千人しかいない、そうすると大きな防潮堤しか残らないと。考え方を変えていかなきやならぬのですよ。

一九七〇年でも六十何年でも、みんな日本が成長しているときなんですよ。もうそれこそ、日本のある面での財政的な限界、成長よりも借金があると考え方をまるつきり変えていかなきや、国土政策局長だつて、それから地域力創造審議官だつて、今の考えではもう先行きないです。私は過疎地に住んでいますから。これは大事な問題なので、農業も含めて、農業の空洞化も非常にあります。二百万人も人が減つています。それから、物づくりでは六百万人も減つていて、六百四十万人も。これは後で、もう一度来週にもありますからお聞きしたいと思います。

せつかくです、糸井会長さんおいでになつてます。まさかそのまま聞かずに帰るわけにいかないので、少し喜ぶようなことを聞きたいと思いますが、会長さん、一連の騒動を受けて、今のお気持ちを率直にお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(糸井勝人君) 率直にお話ししていいんでしょうか。

本当に、一月から始まります、まあ私の記者会見から始まりまして、皆さんに大変御心配と御迷惑を受けたわけですが、その記者会見におきます私の私見につきましては、何回も申し上げておりますが、誠に不適切だったということで取消しもさせていただいたわけでございます。

そして、三月の末に予算を通していただきまして、おかげさまで、私自身、気持ちは落ち込んでおりませんし、今度人事も済ませまして、いよいよ今はNHKの仕事に邁進しているところでございます。

○寺田典城君 この前、自ら起こした騒動の責任についてどう思うかというと、会長の職務を全う

する形で責任を果たしたいと、その趣旨の答えでした。同じような今の答えです。

それで、現場の職員、あなたに付いていくと思

いますか。そこを一つお聞きしたいと思います。

○参考人(糸井勝人君) 職員の話でございますよ

ね。

私は、みんな付いてきてくれるというふうに思つております。時間の関係上、まだ多くの職員とはコミュニケーションが取れおりませんけれども、今からますますそれをしっかりとやつていけば、必ずや職員は信頼してくれているというふうに思つておられます。

○寺田典城君 時間でございます。どうもありがとうございました。

職員の距離感あるということだけはまだ認識していないようなんですが、やはり退任なさることが一番ベターな選択じゃないかなと思います。それを申し述べて、私の質問を終わります。

以上です。

○渡辺美知太郎君 みんなの党の渡辺美知太郎です。当選してからたくさん質問の機会をいたしました。今日は、今までの質問で踏み込みが不十分であることを中心に質問をしていきたいと思います。

(委員長退席、理事二之湯智君着席)

まずは、電波行政について伺います。

周波数割当てで、電波は総務省が監理をし、どの周波数帯をどの事業者に割り当てるか、我が国では比較審査方式を採用しております。この比較審査方式、寡占化が進んでしまった、あるいは恣意的だという意見がありますが、総務省は、比較審査方式、民主党時代に一度周波数オーケーションが導入が考えられましたが、結局元の比較審査方式を続けるということになりました。続ける以上は何か理由があるのかなと、あるいは建前として比較審査方式はこういうメリットがあるから採用しますと、もしそういった理由などがあれば伺いたいと思います。

○政府参考人(吉良裕臣君) 今先生から御指摘の

周波数オーケーションにつきましては、そのメリツトとデメリツトの双方があると、こういうふうに思つております。

落札金回収のために一層の電波の有効利用を図ることが期待されるというよなこととか、あるいは手続の透明性や迅速性が確保できる、それから新規参入や市場競争が促進されるというよなことが挙げられます。

しかしながら、一方で、デメリツトとしましては、高額な落札額の支払によりましてその後の事業運営に支障が発生するおそれがあるというようなこととか、あるいは資金力のある事業者が多くの周波数を落札することによる公正競争上の問題があるとか、それから安全保障上の問題の発生と

いうようなものが挙げられておりまして、近年実施されました海外の周波数オーケーションにおきましても、このようなデメリツトが顕在化したと思われる事例が散見されるところでございます。

このような状況を踏まえまして、総務省といいましては、周波数オーケーションを含めました周波数の割当ての在り方につきまして、電波の有効運用の促進という観点から検討しているところでございまして、直ちに周波数オーケーションを導入することは考えていないところでございます。

それから、今指摘のありました比較審査方式の運用でございますが、電波の有効利用の促進とか無線局免許手続の透明性、迅速性を確保するため、現在採用しております比較審査につきまして改善を行つたところでございます。

具体的には、審査基準につきまして、人口カ

バー率がより大きいことなどが、あるいは既存無

線局の周波数移行費用をより多く負担できるとい

うような客観的な手法を用いること、それから審

査基準への申請者の手続が、申請が適合している

かどうかなどの適合具合につきまして極めて細かく採点するとともに、基準ごとの配点表を事前に

公表する、それから、それぞれの過程におきまし

てパブリックコメントを実施しまして、また、電

波監理審議会に付議した資料を公表するというようなことによりまして手続の透明性を確保して、このような客観的な審査基準に基づく割当て手続の定型化を図ることによりまして手続の迅速性も確保しているところでございまして、総務省としては、周波数の割当てに当たりましては、こ

のように今後とも手続の透明性、迅速性を確保するように取り組んでいきたいと、こういうふうに思つております。

○渡辺美知太郎君 今、海外でもということがあります

りましたが、もちろん、アメリカとか一部企業が高額なオーケーションで潰れてしまつたという件はあります、ほとんどの海外ではやはり周波数

オーケーションが主流になりつつあるので、そ

いつた懸念はあるとは思うんですが、透明性といふ意味ではやはり周波数オーケーションにした方がよろしいのではないかと思います。

この比較審査方式、今、透明性のお話がございました。幾ら透明性を確保といつても、国が管理するという以上はやはりいろいろな疑惑を呼んでしまうのかなというふうに思いますし、あと

ちょっと気になるのは、企業の寡占化ですね。

例えば、名前は実名は避けますが、例えば

A社とかB社とかC社とかがあつて、今年はA

社、来年はB社、再来年はC社、それぞれ周波数

を割り当てていこうという話になつたときに、A

社、B社、C社、それぞれ周波数が渡り合つて

も、例えばA社がC社を買収してしまつて、要

は、公平性というか、結局それじや寡占化になつてしまひますし、全然業界安定という目的は達成されないと思うんですよ。そういう意味でも、是非透明性という意味では周波数オーケーションをしていたときたいなと思つております。

ちょっとと答弁長いので、次の質問をしますね、

じゃ。次は電波利用料について質問をします。

四月十五日の総務委員会でも質問させていた

きました。この電波利用料、二十年で十倍にもなりまして、前回の質問のときに大臣から、この二

十年で無線局数は十八倍と、利用料が大きくなつ

たというのは、それだけ無線局の数が増えて電波利用のそういう範囲が広まつてきたためだとおっしゃっていました。

しかし、この制度の本来の目的はやはり電波の不正の監視だということであります。これやはりよく言わるのが、マンションの共益費に当たるのが電波利用料だということで、例えば、マンションの住民が十八倍増ええて共益費が十倍になつたと。それで、共益費というのは大体みんなが使

う場所の維持管理だと思うんですけど、そういう

たものからどんどん離れて、エレベーターを造つちゃうとか新しいマンションの棟を造るう

とか、そういうのはもう共益費とは呼べないと思つています。

○政府参考人(吉良裕臣君) 今御指摘の、電波利

用料を税として一般財源化すべきというお話をございましたが、もとより電波利用料制度というの

は電波利用料の一部をもう税化させて一般財源化させるなどの意見もあるのですが、これについて

どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(吉良裕臣君) 今御指摘の、電波利

用料を税として一般財源化すべきというお話をございましたが、もとより電波利用料制度とい

うのは、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を受益者である無線局の免

許人に公平に負担していただき制度でございます

が、先ほどございました電波利用料を税として一

般財源化すべきというような意見につきましては、仮にこのような方式に変更した場合は、その

が、先ほどございました電波利用料を負担している免許人の方々の受益と

それから負担の関係が失われることになります。

その場合には、免許人の方々に負担を求める理由がなくなりまして、負担者である無線局免許人の

理解を得にくるものになるんじやないかと、こう

いうふうに考えております。

○渡辺美知太郎君 受益と負担という話がありま

したけど、私ちょっと疑問なのが、前も申し上げましたが、携帯電話の事業が払つているそのほど

んどが例えば地デジの費用を使われている。これ

は、私はそういう意味では受益と負担が一致しないかと思うんですけど、それについてどう思ないます。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げま

す。地上テレビジョン放送のデジタル化によりまして、これは非常に費用が掛かっているわけです。新たに空き周波数が生み出されまして、そこに携帯電話だとマルチメディア放送だと公共プロードバンド移動システム、それからITS等の新たな無線システムの周波数の割当ができる可能性になるという意味で、免許人全体の受益になるという考え方に基づいているものでございます。

○渡辺美知太郎君 今、空き周波数の話がありました。

昨年の十月三十一日付けで会計検査院が指摘しているますが、地デジ化によって空きができたしかし、携帯電話以外の結局、道路交通や安心安全、新たなサービスのこの三つの分野ではまだに有効活用されていないと言わわれております。それについて、何でこれ有効活用されていないのか、それと、今の最新の進捗状況を伺いたいなと思います。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げま

す。平成二十四年三月の地デジ化への完全移行によりまして、従来の地上アナログ放送で使用していた周波数の三分の一を他の用途に使うことになつたわけで、新たな無線システムの導入を進めているところでございます。総務省としては、会計検査院からも指摘ありましたし、想定される利用者に対して機材導入の経費だと導入効果の情報提供を行いまして、システムの異なる導入を促進しているところでございます。

今御指摘のありました進捗状況でございますが、まず、道路交通の無線システムにつきましては、総務省としては、安全な運転環境の整備や渋滞緩和によります環境問題の解消に向けて、安全運転支援システム、それから自動走行システムの

開発を推進しているところでございます。また、安心、安全の無線システムの進捗状況につきましては、平成二十四年度に警察庁が導入して災害現場で活用しております。

今後、更なる導入促進に向けまして、総務省では既存利用者や利用希望者に対する個別相談へ対応だとかセミナー等の機会を通じまして、国や都道府県に想定される利用者に対して導入効果や機材導入経費の情報提供などの取組を行つているところでございます。

〔理事・之湯智君退席、委員長着席〕

それから、最後の三点目の新たなサービスの無線システムの進捗状況でございますが、V-Hi gの周波数を用いましたNOTTVのサービスが平成二十四年の四月から開始しておりますし、また、V-Lowの周波数につきましては、昨年十二月までにV-Lowマルチメディア放送の導入に向けました所要の制度整備を完了しまして、本年二月までの間、ハード事業者の申請受付を実施したところでございます。

総務省といたしましては、アナログ放送の跡地を使ふ無線システムの導入に向けて、引き続き周波数の有効利用に努力してまいりたいというふうに思っております。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げま

す。○渡辺美知太郎君 済みません、答弁はちょっと短めにいただけると大変助かるんですけど、結局、受益と負担の話もありましたが、地デジ化はやつたけど空いている部分がまだ有効活用していないので、是非有効活用ができるようにしていただきたいですし、やっぱり私はこの電波利用料の見直しというのが必要だなと思っております。

ちょっと次の質問に移りたいんですけど、次は携帯電話からの電磁波による健康被害のリスクについて質問します。

二〇一〇年、二〇一一年に総務省が出資している東京女子医科大学の研究で、携帯電話を一日二十分以上使用するユーザーは聴神経腫脿腫瘍、これが耳付近にできる良性腫瘍の一種なんですか

も、このリスクが二・七四倍増えるという発表がありました。私も、携帯電話、一日二十分以上優に使うのでかなりちょっと関心があるんですけど、当時そういった発表があつたんですけど、総務省は国内向けの発表は特に予定していないとコメントしています。その理由をお教えいただけますか。

○政府参考人(吉良裕臣君) 今御指摘の研究発表は、聴神経腫瘍の症例を対象とした研究により調査した結果を更に受託研究によりまして研究者がデータ解析を行つたものでございますが、これ平成二十三年に論文発表されたものでございまして、総務省は、この研究の成果につきましては総務省のホームページで研究報告書を公開しているところでございます。また、電磁波のリスク評価を行つておりますWHOに対しましては、この研究成果を報告しているところでございます。

○渡辺美知太郎君 ちなみに、現在はこの研究やつてないんですね。

○政府参考人(吉良裕臣君) 現在はやつております。

○政府参考人(吉良裕臣君) この研究は今現在は続けておりませんが、この研究につきましては、全体いろんな研究あるんですけど、WHOでも、携帯電話の電磁波リスクにつきましては、携帯電話使用を原因とするいかなる健康影響も立証されていないというような見解ももらつていると聞きましたして、この見解自身は科学的に確定したものではないというふうには思つております。例えば、成人では大丈夫でも、感受性の問題で、お子さんやあるいは妊婦の方によつてはやっぱり差異があると思うんですよ。これまた続けていただいて、しっかりと結果が出たら国民に認知いただきたいなと思います。

ちなみに、これに関連して、携帯電話は端末だけじゃなくて携帯基地局から発せられる電磁波にも健康被害を与える可能性があるという話がござります。日本では、我が国では、国際非電離放射線防護委員会の国際ガイドラインに準拠しているんですけど、海外ではより厳しい基準を設けておられます。例えば、感受性の高い子供には携帯電話の使用を控えるとか、また、基地局では教育施設や病院から一定の距離を置くように呼びかけている例もあります。

これ、総務省としては、この携帯電話の基地局について何か対策などは考えておりますか。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げま

んですよ。

ちなみに、これ、WHOは昨年の五月に、携帯電話の端末へ基地局から発せられる電磁波について発がん性の可能性があると言つているんです。それについてどう思います。

○政府参考人(吉良裕臣君) 電波の安全性におきましては、WHOを中心として国際連携におきまして評価それから検証を行ふ枠組みが構築されておりまして、本研究発表につきまして、WHOにおきまして検証が今行われているというような段階でございます。現時点では科学的には立証されておりませんが、今検証が行われているという段階でございます。

○渡辺美知太郎君 私は、ちょっと放射線とは違うとは言うかもしれないんですけど、低線量被曝について取り組んでいまして、結局、放射線も二百ミリシーベルトより下の基準について今は今のところ分からぬという結果になつてます。

これについても、まだそのリスクが出ているか出でていなか分からぬという段階ですので、これは非研究を続けていただきたいなと思っています。例えば、成人では大丈夫でも、感受性の問題で、お子さんやあるいは妊婦の方によつてはやっぱり差異があると思うんですよ。これまた続けていただいて、しっかりと結果が出たら国民に認知いただきたいなと思います。

ちなみに、これに関連して、携帯電話は端末だけじゃなくて携帯基地局から発せられる電磁波にも健康被害を与える可能性があるという話がござります。日本では、我が国では、国際非電離放射線防護委員会の国際ガイドラインに準拠しているんですけど、海外ではより厳しい基準を設けておられます。例えば、感受性の高い子供には携帯電話の使用を控えるとか、また、基地局では教育施設や病院から一定の距離を置くように呼びかけている例もあります。

これ、総務省としては、この携帯電話の基地局について何か対策などを考えておりますか。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げま

す。

携帯電話の基地局の関係につきましては、総務省といったしましては、携帯電話基地局から発射される電波利用の安全性を確保することを目的とし、電波の人体に与える影響に対しまして十分な安全率を考慮した安全基準であります電波防護指針を策定しているところでございます。この策定された指針に基づきまして、例えば、電波強度の基準値を超える場所に一般の人々が出入りすることができないような安全施設を設置すること等を、電波法令で具体的な防護策を電気通信事業者等に義務付けることによりまして、その安全性が確保されるよう制度整備を行つたところでございます。また、携帯電話の基地局の開設に当たりましては、健康被害に対する懸念を解消することを目的としまして、周辺住民への防護策等の説明を行うよう携帯電話事業者への要請を行つてあるところでございます。

このようないくつかの取組によりまして、私どもとしましては、携帯電話基地局から発射される電波の安全性を確保しているところでございまして、今後とも電波需要が今まで以上に増加することに鑑みまして、これらの取組を充実してまいりたいと、いうふうに思つております。

○渡辺美知太郎君 電磁波による健康被害は是非やはり研究を続けていただいて、先ほどおつしやつたガイドライン、確かにほかの国はやってるんですけど、やっぱりもうちょっと厳しい基準があつてもいいんじゃないかな。やはり、結構これが海外で携帯電話の電磁波についてリスクが叫ばれているのですが、日本の場合は余り言われていないんですね。そういうのに必要以上に騒ぐ必要はないんですけど、是非研究を続けていただきたいなと思います。

じゃ、次、全然変わりまして、平成の大合併の質問をいたします。

平成の大合併は、地方自治体の財政面を考慮した合併であります。経済規模の拡大、あと人口の拡大など行政側のメリット、もちろんうまくい

かなかつた例もあるんですけれども、そういうふうなメリットがあるんすけれども、そういうふうなメリットがあつたのかなと思います。

当時は、サービスは高く負担は低くという標語の下に進められたこの平成の大合併ですが、これ

それから公立病院の統廃合あるいは旧町役場の閉鎖など、住民にとっては結構デメリットが目立つ指摘があります。住民の立場になつてみると、この合併によるメリット、どのようなものがあるか、総務省が把握している見解を伺いたいなと思いますが、住民側のメリットですよ、行政じゃなくて。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、まず、その町の、その地域の自治体の行政効率が良くなるという意味において、結果的にそれは地域住民がその恩恵を被ることになります。

その上で、かつ、私も幾つか行つておりますけど、例えば長崎の対馬などは全島一つの市になつたんですね。それによって島全体が効率的に、しかも統一的な資本整備ができる、また連絡が取れるようになるとか、私の町も、川口と鳩ヶ谷といいますますが、合併しました。やはり規模が大きくなることによつていろいろな住民参加のチャンスが増えます。それから、規模の向上とともにレベルの向上も図られるんですね。そういう中で、住民が満足度が上がつている部分もあるわけ

○渡辺美知太郎君 これは出てくるわけでありまして、やはり少子高齢化、人口減少といった非常に地方圏は厳しい事

件で、住民が満足度が上がつて、それが地元でも大変話題になつております。それで、定住自立構想、今年度から

包括的財政措置ということで特別交付税の拡充が

図られることになりました。この拡充はいつまで行われるのか、あるいはもつともつと場合によつては、金額、今は八千万ぐらいですけど、もつともつと大きくしていくのが、ちょっと方向性だけ

伺いたいなと思います。

○政府参考人(関博之君) お答えいたします。

一方で、やはり合併した旧市町村の自治体のそれぞれ歴史や伝統、文化がありますから、最初のうちに戸惑いがあつたり、それに対する不満があつたりは、これは出でてくるわけでありまして、各自治体の首長さんたちはいかにその新しい合併

した地域の一体性をつくっていくかと、こういうことに腐心をされております。お祭りが始まつたこと、いろいろな社会文化活動が新たな広域的にできました。

さて、これは時間とともに合併は最終的には成果が上がる、そちらのメリットが完全に上回るよう

にしなければいけないわけでありまして、今その努力をされているところだと、このように思いました。

○渡辺美知太郎君 今日初めて大臣から答弁いたしました、ありがとうございます。

合併について、やっぱり、何でしよう、自治体の例えは成果というものは把握しやすいと

思うんですよ、財政の指數とか。ただ、住民レベルまでこれ落とすとなるとなかなか実感が湧かないというか、やはり具体的に、確かに例えばコ

ミュニティーバスが統一化されてすごく行きやすくなつたというのはあると思うんですね。ただ、やっぱりこういった地方自治に関する検証で、各

自治体レベルの検証はもちろんのこと、やはりこの今やっている法制度が一般住民にとってじや具体的にどのようなメリットがあるのかという、そ

こもしっかりと検証をしていただきたいなと思います。

一方で、余りその拡充が大きくなつてきちゃうと、合併のときみたいないわゆる大盤振舞いみたいになつちゃつて、交付税目当てで組み立てられてしまうようにならないように、ちょっと

心配はしておりますけれども、これについては私も是非見守つていただきたいなと思います。

質問を終えます。ありがとうございます。

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。

今日は郵政労働者の問題を取り上げます。

まず、日本郵便株式会社に伺います。

現在日本郵便で働いている方は、正社員、非正規社員、それどれくらいか、お答えください。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたします。

ちょうど定住自立構想は平成二十一年度の全

国展開から五年が経過したところということで、今回中間的な総括をいたしまして、やはり少子高齢化、人口減少といった非常に地方圏は厳しい事

件もございますので、この定住自立構想、さらには地方中枢拠点都市圏、こういう取組を併せま

して地方圏における地域活性化を進めていきたいたいなと思います。

さて、これは時間とともに合併は最終的には成果が上がる、そちらのメリットが完全に上回るよう

きましては、おおむね五年を目途にしたビジョン策定を関係市町村でしていただいておりますの

で、少なくとも新しくビジョンを改定して進めていくところはこれを念頭にビジョンをつくつていただこうと我々も思つております。しばらくの間同じ措置を継続しながら、また、その時点時点

での状況を見て検討を進めてまいりたいと考えてあります。

○渡辺美知太郎君 ちょっとと時間がないので最後

で横の連携を取つて、もし将来道州制が採用されるのであればそれにも生かしていただきたいな

思います。一方で、余りその拡充が大きくなつて

きちゃうと、合併のときみたいないわゆる大盤振舞いみたいになつちゃつて、交付税目当てで組み立てられてしまうようにならないように、ちょっと

心配はしておりますけれども、これについては私も是非見守つていただきたいなと思います。

質問を終えます。ありがとうございます。

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。

今日は郵政労働者の問題を取り上げます。

まず、日本郵便株式会社に伺います。

現在日本郵便で働いている方は、正社員、非正規社員、それどれくらいか、お答えください。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたします。

日本郵便株式会社の社員数は、平成二十五年十一月一日の時点で、正社員は約二十万一千人、期間雇用社員は八時間雇用に換算いたしまして約十二万二千人でございます。

○吉良よし子君 契約社員というのが、月給制と時給制あるということですが、合わせて十二万二千三百五十人ということですね。つまり、郵便会社というのは、その約半数近くを契約社員、つまり非正規によって支えられているということです。先ほどは八時間換算でおつしやいましたけれども、頭数では十八万人の方が非正規として働かれている、裏返して言えば、非正規労働者がいる、強力に推進していきたいということで今年度

から財政措置を拡充いたしました。

この定住自立構想に取り組んでいる団体につ

えます。

では、その契約社員の皆さんとの待遇が今どうなつてているのか。年収ベースで、正社員として契約社員それぞれの賃金が幾らになつていてるか、お答えください。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたします。

平成二十四年度の正社員の平均年収は約六百五万円でございます。非正規社員の平均年収は約二百十七万円でございます。

○吉良よし子君 倍以上の差があるということで、信じられないと思います。特に、日本郵便の場合、職責には違いがあつても実際に行つてゐる仕事の中身はそんなに変わらないと聞いております。

ここで厚労省に伺いますが、同一の使用者に雇用される正規労働者と有期雇用労働者との間の労働条件について、労働契約法二十条は、労働条件の相違が不合理なものであつてはならないと定めていますが、厚労省はこの労働契約法二十条をどのように説明されていますか。

○政府参考人(大西康之君) 今委員御指摘の労働契約法の二十条でございますけれども、私どもでは説明のためのパンフレットを作つておるところ

がありますか。厚労省、お願ひします。

○政府参考人(大西康之君) 労働契約法二十条だと思います。

○吉良よし子君 特に年末年始の手当、正社員には年内であれば四千円、年が明ければ五千円手当があるということですが、契約社員の場合はゼロ

があるというのですが、契約社員の場合はゼロだと、ないというのが基本だというお話を。

改めて日本郵便に伺いますが、賃金以外の労働条件についてです。郵便局は世間と違つて年賀状配達が集中する年末年始、一番の繁忙期だと思いますが、その年末年始の手当は正社員と契約社員でどうなつてているのか。また、早出や深夜勤務の手当についてはどうか。この二点をお答えください。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたします。

正社員と非正規社員の労働条件につきまして

は、それぞれの社員の業務の内容とそれに伴う責

任の程度、配置の変更の範囲、転勤の有無といっ

た人材活用の仕組みや運用の違いを考えることであります。そのほかにも、病気休暇や多くの手当などで正社員と契約社員との間には歴然とした差

が見られます。

厚労省に伺います。今明らかになつたような正社員と契約社員との待遇の格差は労働契約法二十

条に照らして問題があるのではないかでしょうか。

○政府参考人(大西康之君) 委員御指摘の個別の

企業の内容につきましては私どもとしてはなかなか

かちよつと御答弁しにくいところでございます。

一般的な労働契約法第二十条のお話といつこ

とでお答え申し上げさせていただきますと、有期

契約労働者の労働条件と無期契約労働者の労働

条件を比較してその差が不合理であるということを

禁止するというお話を先ほどさせていたいたと

ころでございますけれども、不合理であると認め

られるか否かにつきましては、やはりこういった

方々の労働条件の相違につきまして、私どもとい

たしましては、この職務の内容、例えは業務の内

容とか業務に伴う責任の程度、あるいは人材活用

の仕組みでございますが、こういった職務の内

容がありますか。厚労省、お願ひします。

○政府参考人(大西康之君) 労働契約法二十条に

おきましては、一切の労働条件について適用され

るという、そういうような規定でございます。こ

れにつきまして、これ私どもでは、先ほども御紹介させていただきましたパンフレット、周知用のパンフレットにおきましては、賃金、労働時間などの狭義の労働条件のみならず、労働契約の内容となつてゐる災害補償、服務規律、教育訓練、付隨義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇も含まれるという具合に説明しておるところでございます。

○吉良よし子君 労働条件の一切が不合理に相違することを禁止するというのがこの労働契約法二十条だと思います。

○吉良よし子君 個々の企業とおっしゃいました

ことといたしております。非正規社員の皆さんにつきましては、始業時刻が五時から七時となる刻が二十一時以降となる勤務に四時間以上勤務した場合、一回三百五十円から八百五十円を支給す

ることとなります。非正規社員の皆さんにつきましては、始業時刻が五時から七時となる勤務に一時間以上勤務した場合、終業時刻が二十一時から二十二時となる勤務に一時間以上勤務した場合、一回二百円から五百円を支給することとなります。

○吉良よし子君 特に年末年始の手当、早出や深夜勤務の手当、これは職務の内容とか配置とかではなくて、職務の内容や配置とは関係ない私は例示しているほど、事例を示したんですから、是非そこに対してもお答えいただきたいと思うんですけれども、実際に、一概には言えないということですけれども、そこで働く皆さんであれば同じような、年末年始はです。年末年始の手当、早出や深夜勤務の手当、これは職務の内容とか配置とかではなくて、勤務に一時間以上勤務した場合、終業時刻が二十一時から二十二時となる勤務に一時間以上勤務した場合、一回二百円から五百円を支給することとなります。

○吉良よし子君 特に年末年始の手当、正社員には年内であれば四千円、年が明ければ五千円手当があるということですが、契約社員の場合はゼロ

があるというのですが、契約社員の場合はゼロ

だと、ないというのが基本だというお話を。

また、早出や遅出の場合、深夜勤務の場合でも、正社員は多ければ八百五十円付くけれども、一回に

つき、非正規であれば五百円程度と、大きな差が

あります。そのほかにも、病気休暇や多くの手当

などで正社員と契約社員との間には歴然とした差

が見られます。

厚労省に伺います。今明らかになつたような正

社員と契約社員との待遇の格差は労働契約法二十

条に照らして問題があるのではないかでしょうか。

○政府参考人(大西康之君) 委員御指摘の個別の

企業の内容につきましては私どもとしてはなかなか

かちよつと御答弁しにくいところでございます。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたしました。

日本郵便に伺います。年末年始に、家族を頼み

ず、年賀状配達のために出勤するのは正社員も契

約社員も同じです。その一方には四千円から五千

円の手当、片方は手当を付けない、そういう違い

を設ける合理的な根拠というのがどこにあるので

しょうか。労働契約法二十条に基づいてこうした

出なければならないという同じ条件だと思うんで

す。

日本郵便に伺います。年末年始に、家族を頼み

ず、年賀状配達のために出勤するのは正社員も契

約社員も同じです。その一方には四千円から五千

円の手当、片方は手当を付けない、そういう違い

を設ける合理的な根拠というのがどこにあるので

しょうか。労働契約法二十条に基づいてこうした

不合理な差別はやめるべきなのではないでしょ

うか。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたしました。

先ほど御説明申し上げましたように、正社員と

非正規社員の労働条件につきましては、それぞれ

の社員の業務内容等の違い等を考慮して、労働組合と交渉の上決めておるところでございます。

ただいま御質問がございました年末年始勤務手当について申し上げます。正社員につきましては、年賀状配達のために出勤するのは正社員につきましては、将来にわたつて恒常にこの間業務に従事するということを考慮してこの手当を支給することいたしてはいるものでございます。非正規社員の方々につきましては、有期雇用でありまして、短期雇用を前提としていることからこの手当の支給対象としているものでございます。

○吉良よし子君 将来にわたつて恒常的かどうか

じゃなくて、やっぱりこの年末年始を家族と一緒に

つきましたが、これを支給いたしておりません。ただし、窓口業務組織に所属する月給制契約社員につきましては正社員と同じく支給をいたしておるところでございます。

に過ぎるかどうかということで、それを返上して働いているというわけですから、その手當に差を付けるというのはやっぱりおかしいし、合理的ではないと思います。

このような差別はやめて均等待遇にするべきだ
ということを申し上げて、次に、今年四月から導
入された新一般職について伺います。

転居を伴う転勤はない、その代わりに役職への登用もないけれども無期雇用とするという、いわゆる限定正社員の郵政版とも言えるこの新一般職ですが、その賃金はどのようになっているか、御説明ください。

○参考人(壺井俊博君)お答えいたします。
新一般職の年収につきましては、勤続年数や勤務する地域等によって異なるものでございますけれども、定年退職時の年収水準として四百五十万円から五百十万円程度となるような設計となっております。

○吉良よし子君 先ほど紹介いただいた契約社員の年収は三百二十七万円でしたから、それに比べれば賃金大幅にアップするかのように見えますが、実際にはどうか。

が 遇な三金本しほけ〇

て成る入の千月任者管数　まで

ことなどから住宅手当などの手当がほとんど付かない。そのため、大幅に給料がダウンしてしまったというんです。これでどうして待遇改善だと言えるのでしょうか。おかしいのではないであります。

参考人(壇井俊博君) ただいま個別の事例をおしになつて御質問ございました。ちよつと私ども、年収ベースでこれまで三百万円を超えていました。しかし、新しい給与体系では、先ほどの基給をベースとする限り、四・三か月分の一時、単純に足し算しても年収でも二百八十万円、百万円にも満たない。明らかに賃金の切下げにしているのではないかでしょうか。新一般職が待機として設計をさせていただいておるところであります。

吉良よし子君 年収ベースでとおっしゃいますけれども、先ほど紹介した三十四歳の男性の場合、年収ベースでこれまで三百万円を超えていました。しかし、新しい給与体系では、先ほどの基給をベースとする限り、四・三か月分の一時、単純に足し算しても年収でも二百八十万円、百万円にも満たない。明らかに賃金の切下げにしているのではないかでしょうか。新一般職が待機として設計をさせていただいておるところであります。

更に言うと、非正規の正社員化に必ずしもつながるわけではないということは、今郵政の計画している今後の労働力構成の在り方からも見えてきます。

平成二十五年四月現在、郵便事業で働く人の総数は十七万七千二百人で、うち正社員であるのが理者、役職者、主任、一般とあります。が、管理職者が五千六百人、役職者が三万六千四百人、主に一般が五万八百人となっています。そして、給契約社員が五千人、時給制契約社員は七万六五百人ということですが、これらのこの労働力構成について、日本郵便では、新一般職を取り入れた後の将来あるべき姿をどのように描いています。

参考人(壇井俊博君) 私どもの将来の労働力構成につきましては、以下のよう考え方に基づいています。以下のような考え方に基づいています。

期間雇用社員を含む総体の労働力を算出いたします。その上で、正社員、期間雇用社員の配置領域、域、さらには正社員のうちの地域基幹職、それから今御指摘のございました新一般職の配置領域に応じて、それぞれの社員区分別の必要労働力を算出していくこととしているところでございます。

このような考え方に基づきまして、現在、労働組合を含めた関係機関とあるべき姿について協議をしているところでございます。

○吉良よし子君 算出方法をお示しいただきましたけれども、労働組合に今提案して相談しているところだと。その労働組合に提示されている数字を見せていただきました。それにすると、郵便事業のあるべき姿として提示しているのが、総従業員数は十五万九千五百人に減らしていく、その半数は五千六百人と変わらないと。役職者は五千人減らして三万一千四百人に、主任・一般、つまり現在の基幹職は二万三千人減らして一万八千人に、代わりに新一般職というものが三万五千五百人となり、時給制契約社員、非正規は僅か一人一万マイナスの六万一千七百人をキープしているということであり、結局、正社員について、管理者の数は変えないけれども、それ以外の正社員はより給料が低く昇進も望めない新一般職に大規模に置き換える。全体として給賃金を引き下げていいこうというのがこの制度の狙いになつていて、ではないかと思うんですが、いかがでしようか。

○参考人(壇井俊博君) お尋ねでございますので、新一般職について申し上げさせていただきますと、新一般職というものにつきましては、地域密着をしてお客様や地域に貢献をしたい、こういうう二一ズ、また上位の役職者までは目指さなくてよいフロントラインで業務、営業を一生懸命頑張りたいという二一ズ、また家庭の事情により転居をしたい、伴う転勤は難しい、こういうような多様な働き方への社員の二一ズの高まり等に対応することを目的として、この二〇一四年四月から新たに創設したものでございます。

がなく、担当業務を正社員が従事する標準的な業務に限定した社員区分と、こういふものとして構成いたしているものでござります。

○吉良よし子君 二一、二二に基づいておつしやつてありますけれども、そういうあるべき姿を労働組合へ提示している中では、新一般職を増やす代わりに正社員の方を減らしていくといふ計画が既に示されているということなので、やっぱりそれは改めるべきなのではないでしょうか。やはり、正社員減らしなどのそしりを受けないよう、あるべき姿の数字というのも今後抜本的に見直すべきなのではないでしょうか。

○参考人（壇井俊博君） 先ほど御説明申し上げましたけれども、将来の労働力構成について、取扱業務量に基づく総体労働力、これを算出の上、それぞれの正社員とが期間雇用社員の配置領域、それから正社員のうちでも地域基幹職、新一般職の配置領域、それぞれの社員区分別の必要労働力を算出していくという考え方の下に、現在、労働組合を含めた関係機関と協議をさせていただきているところでござりますので、この点、御理解をいただきたいと思います。

○吉良よし子君 新一般職といつて、あたかも非正規を正社員化するとか待遇改善のように見せかけながら正社員減らしを進めようなどとは絶対にあつてはならないという点を指摘して、最後にもう一つ、自爆営業と言われる問題について取り上げます。

自爆営業、年賀はがきの販売などで過大なノルマを押しつけられて、結局は労働者が身銭を切つて買わざるを得ないという事例なくなりません。この問題は国会でも度々取り上げられてきた問題であり、郵便事業に關わるコンプライアンス・ハンドブックにも不適正営業の禁止うたわれております、実需に基づかない自社の商品の買取りをしてはなりませんと書かれておりました。

こうしていくとも一向にこの自爆営業を根絶できないのはどこに問題があると考えておるでしょうか。

か。日本郵便、お願ひします。

○参考人(壇井俊博君) お答えいたします。

御指摘の実需のない買取りのような行為につきましては、事業本来の実力を過大評価することにつながり、経営判断を誤らすものでございます。したがいまして、従来から決してこれを行わないよう指導してまいつたところでございません。

昨年度の年賀販売に当たりましては、改めてこの協議を経て決定するような指導を行つております。さらに、営業機会が乏しい内務社員につきましては過度な目標とならないように特に配慮を指導した上で、本社において目標設定状況のモニタリングも実施してまいつたところでございます。また、行き過ぎた営業指導等の事例があれば社員から直接申告するよう全社員に周知も行つたところでござります。

当社といたしましては、このような取組を徹底することによりまして、不適正営業の根絶に向けて引き続き指導を徹底してまいる所存でございます。

○吉良よし子君 取組を続けられるということは是非やつてほしいんですけど、その問題の根本に何があるかと、考へているかということを聞いたんですけれども、私自身は、やはりこの自爆営業の根本には、先ほどの正社員と非正規の不合理な待遇格差を土台に身の丈を超えた過大な営業目標を押し付けて、それを評価軸としているという構造的な問題があるのでないかと思つています。

実際に自爆営業をやつた方の話も聞きましたが、昨年末の年賀状のノルマは一人七千枚、暑中見舞い用のかもめーの七百枚、カタログ販売のゆうパックが年間十数個から二十個あると。とりわけゆうパックは人気が悪く、全く売れないのでほ

どんど自分で買つてゐると。とりわけ一生懸命やるものが正社員になりたい月給制の人と上に行きたいために、正社員の人だと考へている。実際に、仕事のことで何かがあると、おまえ正社員になりたいん

だろうと言われて何も言えなくなるという話もありました。

上に上がりなければ営業成績を上げよ。非正規から正社員を目指す人、若しくは正社員でも上の役職を目指す人、さらには郵便局の局長など管理職を目指す人、そのチーム全体の成績が自らの評価に結び付いてしまうという構造 자체が自爆営業を助長しているのではないかと。これを正しながら限りなくならないのではないかと思います。

日本郵政グループというのは、従業員四十万人を超える日本最大の会社です。今、若者を食い潰してもうけを上げるブラック企業、重大な社会問題になつてはいるよう日本最大の会社である日本郵政グループが間違つてもそのようなそりを受けようなことがあつてはならないと思います。

先ほどの自爆営業だとか、若しくは非正規と正規に不合理な格差があるとか、又は、新一般職といいながらも正社員減らしにつなげるような動きがあるとか、そういう実態を見れば、このような状況で労働者が生き生きと働く職場環境と言えるかどうかというのに大変疑問が湧いてくるところなんです。

規に不合理な格差があるとか、又は、新一般職といいながらも正社員減らしにつなげるような動きがあるとか、そういう実態を見れば、このような状況で労働者が生き生きと働く職場環境と言えるかどうかというのに大変疑問が湧いてくるところなんですね。

總務大臣、政府がその株式を保有する日本最大の企業がブラック化するようなことは絶対にあってはならないと思いますが、その点、いかがでしょうか。

總務大臣、政府がその株式を保有する日本最大の企業がブラック化するようなことは絶対にあってはならないと思いますが、その点、いかがですか。

總務大臣、政府がその株式を保有する日本最大の企業がブラック化するようなことは絶対にあってはならないと思いますが、その点、いかがですか。

○國務大臣(新藤義孝君) 職員が張りを持つて、またモチベーションを高めて仕事に邁進するためには、人事制度というのは非常に重要なと見ます。

私は度々郵政に訪れておりますが、むしろ最近皆さんが生き生きとして非常に誇りを持つて仕事を

をしているなということを感じます。それは地方の小さな郵便局に行つてもそうですが、それからKITEなど、あいつたところに行つてもそ

うです。やはり民間となつて、新しい仕事をどんどんとやつて自分たちの会社を伸ばしていくんだと、こういう思いの気持ちが私は顔に表れているということで、それをいつも言つと皆さんもとても喜んでおられます。

もちろん全てが、いろんな課題があることはこれは現実の問題ですから、そういうしたものについては日本郵政が、まずは自分たちがしっかりと取り組んでいたけど、我々はそれを願つていてるわけがございます。

○委員長(山本香苗君) 吉良よし子さん、時間が過ぎております。

○吉良よし子君 是非ブラック化など断じて許さないように政府がイニシアチブを取つていただきよう重ねて申し上げて、質問を終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

それじゃ、NHKの浜田さん、毎回お見えたいたい恐縮でございますが、NHKの本年度の予算案について御承知のとおり、糸井会長の公放送に関する認識の欠如であるとか、あるいはまたNHKが視聴者・国民の共有財産であるという認識の希薄さなどなど、そうした問題から多くの政党が不承認、こういう立場を取りました。

本来全会一致で承認されるべき性格のものがそぞらなかつたことに、私は、会長自身が大きな責任と反省を持つてその後の慎重かつ適切な運営に當たるのかなど、こういうふうに期待もしておつたわけですが、残念ながらそうつていよい。

憾ながら、依然としてそうした姿勢を感じることができるないということについては、先ほど来から何人かの委員の方もまだこの問題を指摘せざるを得ない、こういう状況にあります。

例えば、入社式での極めて不適当な挨拶、従来の慣行を無視した役員人事の決定過程の問題、さらには個々の番組の編集方針に対しての理事会でおかしげな発言などなど、NHKへの多くの国

民の危惧が収まつていない、こういう状況があると思うんですね。極めて残念です。

したがつて、こうした糸井会長の不適切な言動による国民からの厳しい意見が依然として続いている、NHK内のぎくしゃく、こういつた問題を含めて、会長選に当たられた浜田経営委員長自身の率直な今現在の状況についての認識をまずお伺いしたいと思います。

○参考人(浜田健一郎君) 委員御指摘のように、やはり一月二十五日以降、就任会見以後、NHKの中がいろいろ混乱したことはそのとおりだと思いますふうに思つておりますけれども、今、糸井会長以下、収束すべく、新たなスタートを切るべくいろいろ努力をされている最中かなというふうに思つていています。

○又市征治君 答えになつていませんが、後でもう一つ聞きます。

そこで次に、NHKの放送番組の政治的公平性について改めて伺つておきたいと思うんですが、このことについては、二〇〇七年十一月の当総務委員会において当時の増田総務大臣は、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集に当たつては、不公平の立場から、特定の政治的見解に偏ることなく放送番組全体としてのバランスの取れたものであること、これは一つの番組ではなくて当該放送事業者の番組全体を見て判断することが必要だ、こういう旨の答弁をされております。

まず、新藤大臣にお聞きするんですが、このときの増田さんの答弁というものは今現在も政府の見解というふうに理解をしてよろしいかどうかといふことです。あわせて、浜田委員長にも伺いますが、一部の報道によりますと、番組の編集について、先ほども申し上げましたが、理事会で意見対立があつた、むしろ会長が注文を付けたということがありますたと報じられているわけですが、委員長は議論内容は当然把握をされていると思いますけれども、そこで、公共放送としての基本的方向性についてNHK内で意見が食い違う、あるいは従来の政府

見解とは異なる方向性が打ち出されようとする場合に、どのようにこのことについてお考えになるのか、併せてお伺いをいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) 今御質問の、平成十九年十二月二十日、参議院総務委員会での当時の増田大臣の御答弁であります。同じことを聞かれれば同じ答弁をいたします。変更はありません。

そして、答弁をしているこの意味は、一般論としてであります。限られた放送時間等の制約の中で世の中の関心に応える番組を適切に編集していくためには、個々の番組で政治的公平性や論点の多角性を確保することが物理的に困難な場合もあることから、他の時間帯の番組と合わせた番組全体として政治的公平性や論点の多角性を判断する旨を申し上げているわけであります。

一方で、この原則の下で、個々の放送事業者の自主自律の判断に基づいて放送時間等の制約が特段ないケースにおいては、個々の番組で政治的公平性や論点の多角性を確保しようとなめることには、これは放送法四条第一項の規定の趣旨に沿うものであります。

実際に、NHKの放送につきましては、自主的に定める放送ガイドラインにおいて、意見が対立する問題を取り扱う場合には原則として個々のニュースや番組の中で双方の意見を伝えるとした上で、仮に双方の意見を紹介できないときでも異なる意見があることを伝え、同一のシリーズ内で紹介するなど、放送全体で公平性を確保するよう努めている旨が定められていると私は承知をしております。

○参考人(浜田健一郎君) 放送の公平性を担保するための具体的な施策につきましては、執行部で基本的には議論すべきものと認識をしておりま

す。私は、浜田さん、何となくあなたのおつしやつてのこと、どうも他人事みたいに聞こえてしょうがない。やはり監督と執行、車の両輪だとおつしやるが、現実問題としてはその後も混乱が続いているわけですよ。

したがって、これは改めてまたこの委員会でも取り上げてまいりますが、我々は経営委員会の活動についても注意深く見守つていただきたい。このことだけ申し上げておきたいと思います。

○委員長(山本香苗君) 経営委員長、御退席いただいて結構でござります。

○又市征治君 次に、臨時財政対策債の問題について総務省に伺つてまいります。

○委員長(山本香苗君) 経営委員長、御退席いただいて結構でござります。

○又市征治君 临財債の返済、積立金不足と報道されていますが、総務省が昨年公表した平成二十四年度決算に基づく健全化判断比率あるいは資金不足比率の概要では、将来負担率において早期健全化基準以上の団体は二団体であり、都道府県の平均値は二一〇%、市区町村は六〇%となっていま

すから、近い将来償還が帶るとは思ひませんけれども、この点はどう見ておられるのか。

また、この臨財債の返済資金として交付したものが、一時的にでしようが、今申し上げたように、他の目的に使用されるというのは好ましいことではないということでしょう。自治体に対して何らかの注意喚起が行われているのか、あるいは、それは自治体の裁量に委ねる程度の問題だ

か、という認識なのか、改めてお伺いします。

○政府参考人(佐藤文俊君) 临財債の償還方式でありますから、そもそも自治体に十分な財源があ

りませんけれども、一部マスコミ報道によりますと、臨財債の償還金が他に流用され、二十三道府県で三千五百億円不足している。多い自治体では四百二十五億円、少ないところで七億円ということが報じられています。

最初にお尋ねをしますが、臨財債の償還金は交付税でどのように措置をされているのか、そしてこの報道されたような実態を総務省としてどのように受け止めておられるのか、まずこの点からお伺いします。

○政府参考人(佐藤文俊君) 臨時財政対策債の償還額については、地方財政法の規定に基づいて、その全額を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしております。具体的には、各団体の発行可能額を基礎として標準的な償還条件に基づいておりま

なつております。こうした措置を通じて、間接的に基金への積立てを促すようにしておるところ

でございます。

前段の質問で、御承知のとおり、交付税につきましては使途を制限してはならないというのが法律上の規定でありますので、我々のこうした行為はあくまで法律上は助言ということになります。

○又市征治君 臨財債の返済、積立金不足と報道されていますが、総務省が昨年公表した平成二十四年度決算に基づく健全化判断比率あるいは資金不足比率の概要では、将来負担率において早期健全化基準以上の団体は二団体であり、都道府県の平均値は二一〇%、市区町村は六〇%となっていま

すから、近い将来償還が帶るとは思ひませんけれども、この点はどう見ておられるのか。

また、この臨財債の返済資金として交付したものが、一時的にでしようが、今申し上げたよう

に、他の目的に使用されるというのは好ましいことではないということでしょう。自治体に対して何らかの注意喚起が行われているのか、あるいは、それは自治体の裁量に委ねる程度の問題だ

か、という認識なのか、改めてお伺いします。

○政府参考人(佐藤文俊君) 临財債の償還方式でありますから、そもそも自治体に十分な財源があ

りませんけれども、一部マスコミ報道によりますと、臨財債の償還金が他に流用され、二十三道府

県で三千五百億円不足している。多い自治体では四百二十五億円、少ないところで七億円というこ

とが報じられています。

最初にお尋ねをしますが、臨財債の償還金は交

付税でどのように措置をされているのか、そして

この報道されたような実態を総務省としてどのよ

うに受け止めておられるのか、まずこの点からお

伺いします。

○政府参考人(佐藤文俊君) 臨時財政対策債の償

還額については、地方財政法の規定に基づいて、

その全額を地方交付税の基準財政需要額に算入す

ることとしております。具体的には、各団体の発

行可能額を基礎として標準的な償還条件に基づいておりま

す。

放送は放送法にのつとり公正に行われるべきものであり、そのためにはN HKでは自律的に番組基準や放送ガイドラインを作成し、その趣旨に沿つて執行部が放送を行つておるものといふうに認識をしております。

第二部 総務委員会会議録第十八号 平成二十六年五月十三日【参議院】

いつた状況をなるべく早期に実現したいと、このように思つてゐるわけでございます。

○又市征治君 先ほど片山委員からもお話がありまつたが、先日の決算委員会で私は麻生財務大臣

との法人税減税問題について論議をいたしました。私は、この間の経済情勢を見るならば、企

業、特に大企業には資金が十分に蓄積されて、この十六年の間にずっと内部留保はどんどんたまつていく一方、こういう格好だし、そして、一方では企業の七割方は納稅もできない、こういう状況にある、そういうようなことにおいて法人税減税

といふのは経済成長を促すことにならないんではないのか、こういう疑問を呈しました。

これに対して麻生財務大臣も、都合のいい数字だけを見れば日本の法人負担が突出しているよう見えたりするけれども、もつと全体を見ないといけないと。また、法人実効税率を下げるにはその代替財源も必要だと。さらに、本来税の話は十二月になつてからの話で、現在財務省としては調査中なので、法人税減税について六月の骨太方針にその内容がどうなるかなんという段階ではないなどなどと大演説をあの人も打ちましたが。

ところが、一方では、先ほどありましたように、甘利さんは、法人税率の実効税率を五年程度で二〇%台に下げるということを度々海外まで行つて言われた。総務大臣もこれは国際公約になつているとまでおっしゃつたが、これは国内でそんな合意もできていないのに国際公約というの話で、地方税収の部分が落ち込んでいますよといふ問題になるわけありますから、これはむしろ、しっかりとこの法人税の問題に対する対案を示せ、あるいは、もつと言うならば、法定率を上げるよということについて総務大臣としては頑張つてもらわないと。あれあれといったら、残念ながらそれだけが行つてしまひましたなんという話にさせてはならぬという気がするんです。その点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(新藤義孝君) 私は、ますこの日本経済を活性化させる、それから持続的な経済成長を可能とする、そういう成長軌道をつくらなければこの国の未来はないと思つています。そして、一方で、併せて財政再建をこれは果たしていかなくます、その代替財源問題なんというのは全く何も示されてもいない、ちょっと余りにも乱暴ではないかと、こう思ふんですが、その点は、先ほど

は、考え方は、実効税率を下げるということなりとも必要だというお話をお聞きをしました。

しかし、私は一方で、これ意見は全く違つんでないのによつてどこの国もみんな財政危機だと、こう言つている。協調して上げる努力をしたらどうですか、一定水準に、ということを私はすつと主張させていただいたんですが、それはともかくお

ことによつてどこの国もみんな財政危機だと、これがございませんが、国際公約についてはこれは内閣全体会で共有するというふうに思つておりますが、一方で、地方の財政をお預かりする総務大臣といたしましては、これによつて地方財政に穴を開けることは一切まかりならぬと、このように思つておられますし、現実において、今、私たちの地方財政は、プライマリーバランスは黒であります。それは、足りない部分を交付税で補填をしているからであります。

そして、その元々の交付税の原資である法人税が下がり、それから地方の法人課税が下がるわけですから、そうなつた場合には、それを埋めるものがなければ、我々は、政府の方針があつたとしてあります。

そして、その元々の交付税の原資である法人税が下がり、それから地方の法人課税が下がるわけですから、そうなつた場合には、それを埋めるものがなければ、我々は、政府の方針があつたとしても、これは、地方財政に穴を開けたままそれを解することは一切、絶対にいたさないわけでありまして、そこをみんなで工夫をしなくてはならないということだと思います。

ですから、その中にいて、法定率の引上げといふことは、これは総務省の悲願でありますし、こういつたものを行ふことで臨時の特例債に頼ることなく安定的な財政運営ができるんではないかと、これは我々訴えております。まずは経済を再建させて、そうした中からこういった希望をしっかりと実現できるように引き続き取り組んでまいりたいと思いますし、この参議院の総務委員会では、それを応援していただけるということをかつてお話をいただいておりますから、皆様方のそういった応援を背に受けた頑張つてまいりたいと思います。

○又市征治君 私は、この日本経済の問題について言つたならば、やはり、この一九九七年以降、ずっと勤労者の所得が低下をし続ける、一方で

ればいけない、全力でこれを、日本中の理解を得ながらみんなで頑張つていきたいと、このように思つてあります。

その意味において、既に、私が公約したわけですが、ここ三年ほどの間いろいろと論議してまいりまして、どこもがこの法人税を下げる下げますといつて協調してみんな下げてきてる。その

ことによつてどこの国もみんな財政危機だと、こう言つている。協調して上げる努力をしたらどうですか、一定水準に、ということを私はすつと主張させていただいたんですが、それはともかくお

い。 しかし、私は一方で、さっきも申し上げたように、私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化していくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

だから、そこで、さっきも申し上げたように、私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

は、そういう意味で企業の収益は、内部留保もそりましたと、こういう状況だ。だから、今年のそ

れこそ春闘に当たつて総理自らが、企業の皆さん、収益上がつたら賃金を上げてくださいよと言わざるを得なくなつた。つまり、このずっと長年続いたデフレといふものは、結局、個人消費が落ち込んで内需が全く振るわないということで来て

いるということを根本に置いて私は政府の方針もわざるを得なくなつた。

ただ、そこで、さっきも申し上げたように、

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

私は、この法人税を落としたからそれでさあ経済が活性化をしていくと、いう問題よりも、大事なことは、どうやつて国民の懐を肥やして、一面では消費を拡大をし内需が国内で増えるということに取られてきたんだろうと、こう思つてます。

ついては今言つてはいる。

前段、私は、日本の労働者全体の賃金問題について上げなきやならぬと、こう言つてはいる。全く、そういう意味では木を見て森を見ない論議に公務員の場合なつてあるんじやないかと。時期的なずれがあるのかなど。この閣議決定やつたのは去年ですね。そういう点で、これずれているのかなという感じがしないでもありませんけれども。

単に、私は、この公務員の場合でも、財政状況と給与の関係だけではなくて、公務員労働者の賃金が地場賃金にどういう影響を与えて、経済にどんな影響を与えているかということを含めて十分に検討をする必要があるだろうと。そういう点でいうならば、職員団体の意見も十分に聴取しながら合意形成に努める努力もやはりやつてもらいたい、こんなふうに思うし、これまでの中でもそうした話合いというのは行われてきたと思うので、そういう点も、新藤大臣についても御努力方を是非お願いを申し上げたいと、こう思っていますが、この点の見解をお伺いします。

○国務大臣(新藤義孝君) 今、まさに地方団体の代表、それから職員団体の方々、団体の意見、そういうものをよく私どもお聞きしながら進めていかなければいけないと私は思います。

そして、国家公務員の給与において取り組むこととされておりましては、地場賃金をより公務員給与に反映させることであります。その中の調整が必要な部分が出てくるのであれば、それはやらなければいけないということでありますし、高齢層の職員の給与もしかりであります。

国家公務員の給与体系が民間準拠に望ましい形で收めると、その範囲でこれまで地方公務員の方も調整をしていくという、これが基本でありますから、その線に沿つて、また地域経済への影響等も含めて、そういうつもりもろもろ総合的に判断しながら、冒頭申しましたが、地方団体の御意見、そして職員団体等々の御意見も聞きながらこれは適切な回答をできるようにしたいと、このように

考へております。

○又市征治君 先ほどの吉良委員の質疑にもありました、同一価値労働同一賃金ということをこれはやつぱり大事にしてもらわにやいかぬ。公務員といえどもやはり同一労働をやつているわけでありまして、何か地域によつてどんどん格差があるという話はそれは地域手当の話でしよう。やはりこのところはしっかりと押さえています。

きたいと思いますし、改めて申し上げますが、民間には賃金は上げろと、だけれども國、自治体は金がないから給与の削減だなんという話は、これはもう通らない話ということだと思いますので、総務省としても、大局的な見地から、公務員の賃金日本のが經濟活性化という、こういう立場から考えて、だくことも併せてお願いを申し上げて、私の質問は今日は終わりたいと思います。

○主演了君 生活の黨の主演了であります。早速

質問をいたします。

まず、NHKの関係から質問をさせていただきます。

一月二十五日以降のNHKに対する意見の総数、それからその中でも批判的意見の数の推移、まず伺いたいと思います。

もう一つ、それから糸井会長が番組で謝罪をいたしました。これは四月十三日。糸井会長が就任会見などの一連の発言について謝罪と説明をいたしましたと、こういうことでござります。次日の四月十四日ですね、四月十四日の夕方までに二百七十件の意見が寄せられ、うち二百件が批判的な内容であったと、こういうことでございました。で、一ヶ月後、ちょうど今日大体一ヶ月後になるわけですから、それでも一ヶ月後の今日、この会長の謝罪番組への国民からの意見の数の推移、あるいは内容、これも併せてお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(塚田祐之君) お答えいたします。

記者会見のあった一月二十五日から寄せられた視聴者の皆様の意見などの推移ですけれども、記

者会見から二月末までにおよそ二万七千件、その後、三月一か月間でおよそ一万件、四月にはおよそ四千五百件が寄せられました。先週金曜日、五月九日の夕方の時点では、累計でおよそ四万二千七百件の意見などが寄せられております。このうち批判的意見の割合ですが、一月末ではおよそ五七%でしたが、二月末以降はおよそ六五%というふうになつております。

それから、二点目の御質問の、糸井会長が出演した番組が放送されました四月十三日からその翌日、十四日の夕方までについては、委員御指摘のとおり二百七十件の意見などがありました。その後、およそ百四十件の意見などが寄せられています。四月三十日の夕方までにおよそ四百十件として、四月三十日の夕方までにおよそ四百十件というふうになつております。このうち批判的な御意見が四分の三、肯定的な御意見が一割、このほかは問合せというふうになつております。なお、五月に入つてからはこの件についての意見や問合せなどは特段寄せられません。

まず、NHKの関係から質問をさせていただきます。

○主演了君 それでは、今度は経営委員長にお伺いいたします。

四月二十二日、私ども経営委員会がNHKを視察をさせていただきました。その際、実は私は質問をしかけたんですが、何か当日、委員会の直前でもあり答弁は何とか差し控えたいと、こういうふうな回答があつた件であります。

四月十九日、佐賀放送局で開催された視聴者と語る会の概要についてお伺いをいたします。

○参考人(浜田健一郎君) 平成二十六年度の第一回目として、四月十九日、佐賀放送局で開催をしました視聴者のみなさまと語る会には二十二名の視聴者が参加され、様々な御意見や提言をいたしました。

○主演了君 この件については、今の様々な苦情の関係を見ますとまだ収まつていないと、こういふふうに認識せざるを得ないというふうに思つておられます。徐々に受信料の支払率というのも出でくるというふうに思つておられます。その辺を見ながら、また改めて伺いたいなどというふうに思つております。

次、NHKの関連会社について、これは担当の吉国専務理事の方に伺いたいんです。が、関連会社、二十二関連会社ありますね。ほかに二つ厚生福利の団体がありますけれども、二十二の関連会社があるわけですが、その主要な関連会社の設置の必要性とその経営状況、さらには主な関連会社と

内容の詳細につきましては、開催報告書を作成し、近く経営委員会に報告した後、視聴者の皆様にも公開する予定でございます。

○主演了君 ありがとうございます。

地元の佐賀新聞では、糸井会長は放送人としてありまして、何か地域によつてどんどん格差があるという話はそれは地域手当の話でしよう。やはりこのところはしっかりと押さえています。

この佐賀新聞では、糸井会長は放送人として意見も出されたと、こういうふうな報道になつております。

先ほど来のNHKに対する様々な意見、批判的な意見も含めた意見、それからこの佐賀放送局で開催された視聴者と語る会の概要、この辺を考え合わせて、経営委員長として、NHKあるいは経営陣についてこれでいいか、そして経営委員会としてどう対処すべきか、この辺、お考えがあつたならばお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(浜田健一郎君) 当初の発言以降、NHKの職場が混乱をしたということは間違いないことであります。一方で、会長も慣れますと、今新たに経営計画の作成でありますとか、そういう新たな業務に取り組もうとしているところがござりますので、私としては、何とかここは、会長として職場と一体感を図りつつ、新たな公共放送NHKの業務を果たすために邁進していただきたいと

いふうに思つております。

○主演了君 この件については、今の様々な苦情の関係を見ますとまだ収まつていないと、こういふふうに認識せざるを得ないというふうに思つておられます。徐々に受信料の支払率というのも出でてくるというふうに思つておられます。その辺を見ながら、また改めて伺いたいなどというふうに思つております。

次、NHKの関連会社について、これは担当の吉国専務理事の方に伺いたいんです。が、関連会社、二十二関連会社ありますね。ほかに二つ厚生

の役員あるいは職員の交流あるいは派遣の状況がどうなっているか、これについて伺いたいと思います。

○参考人(吉国浩二君) お答えいたします。

NHKの関連団体、トータルとしては二十六団体あります。連結子会社が十三社ということで、この連結子会社の平成二十四年度の決算でいますと、売上高が二千四百二十五億円、利益が六十億円ということです。おおむね堅調な経営状況であります。このうち売上げの多い五社というところでございますが、これは番組制作、放送の関係の会社が三社と、それから電波の送受信とかスタジオの管理などの技術業務を行つてゐる会社が二社でございますが、この売上高は千六百十二億円、それから利益が四十億円で、これは二十四年度ですが、二十五年度についても四社が增收増益という状況でございます。

これらのことですけれども、それぞれの分野でNHKの業務を効率的に補完、支援する役割を担つておりますし、それから、公共放送の質を守るために、その専門性の確保ですね、高い専門性の確保、それから、災害など緊急時に即時に対応できるような体制も求められておりまして、そういうことで、NHKと一緒にになって公共放送の責任を分担しながら使命を達成しているというふうに考えております。

それから、交流の方でございますけれども、N

HKから関連団体に対しましては出向とか転籍ですね、それから関連団体に対して役員を任用するといふような形、また関連団体からNHKへは出向等の人材交流を行つております。こういったN HKから関連団体へ役員や、転籍、出向に当たりましては、N HK職員が培いました知識、経験、人脉を生かして関連団体に技術とかノウハウを移転、継承してもらうことが必要となつております。

そのほか、関連団体の研修へのN HKからの講師派遣のほか、N HKと関連団体の職員合同の研修なども行つて、グループ全体としての人材の育成にも努めております。

○主演了君 実はこの質問の発端は、N HKの職員が、正職員が激減をしているんですね。その関係で、これは連結、連結といいますか、関連会社全てをまとめてN HKを見なくちゃいけない、今後、予算を見るにはそこまで全部広げたもので見ていかなければいけないということの発端でございますので、今後はそういう目で見させていただきます。

○委員長(山本香苗君) 浜田委員長以下、N HKの皆様、御退席してください結構です。

○主演了君 次は、復興についてお伺いをいたしました

復興関係ですけれども、四月二十三日、東日本大震災復興特別区域法の一部改正が全会一致で可決をされたところであります。この法律は、復興整備事業に係る土地収用法の特例の創設などは小規模団地住宅施設整備事業の特例の創設などによりまして、事業用地の確保に道を開いて復興事業の円滑化や迅速化に寄与するといふように考えられております。岩手県はもとより、全ての関係市町村チェックをいたしました。非常に感謝をしているど、こういうことでございます。

○主演了君 ありがとうございました。

もう一点復興について伺いたいんです、被災地における住宅ローン減税についてであります。住宅ローン減税、それぞれの年の控除額は、平成二十六年四月一日、今年の四月一日以降、消費税の増税とともに、一般は年二十万から年四十万、それから被災地の方では年三十六万から年六十万に引き上げられたわけであります。しかし、この被災地の分、優遇されておりますけれども、被災地は復興の途上でもあり、住民の住民税から控除するわけですから、その住民税の控除すべき税額そのものが少ないということになるわけです。枠が広がつても納めている住民税が少なければお伺いをいたしたいと思います。

○副大臣(谷公一君) 委員御指摘のとおり、いわゆる特区法の一部改正が五月一日に公布、施行され、それに基づく基本方針の一部改定が本日閣議決定されました。近いうちに施行通知、具体的な

詳細を、運用を示した施行通知も発する予定にしております。

今御指摘のありましたように、これは現場で現実に活用されることが大変重要であると思つてお

りますので、復興庁といたしましても、国土交通省、総務省など関係省庁と十分連携をしまして、

説明会の開催、また個別の案件に対する具体的な助言などをしっかりと行い、被災自治体における

活用を全面的に支援をしてまいりたいと考えてお

ります。

○副大臣(関口昌一君) 今回のこの法律であります

が、超党派で委員長提案ということです。被災地の主導委員も大変御尽力いただいたということです。

とにかく復興整備事業の障害となつていた用地取得の迅速化を図るなど大きな成果があるかと思

いますが、総務省としても、この復興整備事業を

実際に運営するのは被災自治体の役割であります。人

的、財政的な観点から、復興整備事業に取り組む

被災自治体に対して全力で支援をしてまいりたい

あります。

しかし、これだけでは現実に税金を納めておら

れない被災者には効果がございません。したがい

まして、住宅再取得などに係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置である住まいの復興給付金ということも新たに給付することにしており

ます。現金給付、大体試算をしますと三千万円の住宅で最大九十万円現金給付ということになるよう

算措置をしているところでございます。

○主演了君 ありがとうございます。

もう一点復興について伺いたいんです、被災

地における住宅ローン減税についてであります。

住宅ローン減税、それぞれの年の控除額は、平

成二十六年四月一日、今年の四月一日以降、消費

税の増税とともに、一般は年二十万から年四十

万、それから被災地の方では年三十六万から年六

十万に引き上げられたわけであります。しかし、

この被災地の分、優遇されておりますけれども、

被災地は復興の途上でもあり、住民の住民税から

控除するわけですから、その住民税の控除す

べき税額そのものが少ないということになるわけ

です。枠が広がつても納めている住民税が少な

い、こういうふうなことが考えられるわけであり

まして、減税の効果が薄いのではないかといふふざわしい能力を持つた人材だけを対象にしてお

ります。

○副大臣(岡田広君) 我が国は、世界で例を見な

お伺いをしたいと思います。

○副大臣(谷公一君) 消費税率の引上げによって被災者の住宅再建に支障がないようにすることが大変重要だと思っております。

今委員御指摘のとおり、東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得する場合、最大控除額が三百六十万から六百万、これは過去に例がないと思います。そういう大きな引き上げもされたところであります。基本的には所得税でございますが、所得税から控除しきれなかつた分については住民税から控除する、こういう仕組みで取り組んでいるところであります。

しかし、これだけでは現実に税金を納めておらない被災者には効果がございません。したがい

まして、住宅再取得などに係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置である住まいの復興給付金ということも新たに給付することにしており

ます。現金給付、大体試算をしますと三千万円の住宅で最大九十万円現金給付ということになるよう

算措置をしているところでございます。

○主演了君 ありがとうございます。

次は、過疎対策と高齢化対策ということでお伺

いしたいわけなんですが、過疎対策については先ほど若松委員からもお話をありましたので、これ

ちょっと飛ばさせていただいて、大変恐縮です

が、高齢化対策の方を先に質問をさせていただき

ます。

○主演了君 ありがとうございます。

次は、過疎対策と高齢化対策ということでお伺

いしたいわけなんですが、過疎対策については先

ほど若松委員からもお話をありましたので、これ

ちょっと飛ばさせていただいて、大変恐縮です

が、高齢化対策の方を先に質問をさせていただき

ます。

○主演了君 ありがとうございます。

次は、過疎対策と高齢化対策ということでお伺

いします。

なっています。

一昨年からいわゆる団塊の世代が六十五歳に達し始めたことによりまして、平成二十五年、昨年十月一日の最新のデータでは、現在の総人口に占める六十五歳以上の人口の割合が二五・一%となり、四人に一人が高齢者となっているということ

であります。今後、一層の高齢化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、総人口に占める六十五歳以上の人口の割合は、平成五十二年、二〇四〇年には三六・一%になると予測をされております。

なお、総人口に占める七十五歳以上の人口の割合は現在一二・三%であります、平成五十二年、二〇四〇年には二〇・七%になると予測をされております。

また、東京近郊における七十五歳以上の人口については、一都三県、千葉、神奈川、そして埼玉というところでありますが、平成二十二年、二〇一〇年から平成五十一年、二〇四〇年にかけて約三百二十万人から約六百万人へとおおむね二倍になると推計しております。これが現状であります。

○主演了君 大変な状況になつてゐるというふうに思つております。それで、この高齢化対策と、それから地方公共団体が高齢化に対し果たすべき役割について伺いたいんですが、これは厚労省。

○政府参考人(有岡宏君) お答えいたします。今後、独り暮らし高齢者、あるいは認知症高齢者等が増加する中で、先ほども団塊の世代のお話を出ましたけれども、団塊の世代が七十五歳以上になります二〇二五年に向かまして、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が不可欠であるといふふうに考えておりまして、この過程におきまして、地方公共団体、とりわけ市町村の役割が重要であるといふふうに考えております。これまで様々な取組がなされてきておりますけれども、現在の国会で御審議をいただいております法案におきましては、今後、在宅医療・介護

連携の推進、認知症施策の推進、生活支援、介護予防の充実強化、あるいは地域ケア会議の推進等の取組を強化することとしておりまして、こうした分野におきましても地方公共団体の主体的な取組が重要であるというふうに考えております。

○主演了君 ありがとうございます。もう少し実は詳しくお聞きしたいところなんですが、ちょっと時間の都合上、大変申し訳なく思つております。

このように、超高齢化社会における地方公共団体の果たすべき役割、結構あるわけでありますけれども、この超高齢化社会における地方財政の課題と対応、これあると思うんですが、この辺について総務大臣の考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) あと十年ちょっとで六十歳以上人口が三割を超えるということになると推計されます。そして、この十年間で、今後の十年間で国と地方の公費負担、介護について一・八五倍、医療について一・五倍近くになると、このように予測されているわけであります。したがつて、いかに効率的に財政の無駄を省きつつ必要なサービスを充実させていくかということが非常に重要で、その社会保障の担い手は地方自治体が主に担うことになると思ひます。

ですから、まずは様々な工夫をしてこの効率化、重点化を進めるわけでありますが、加えて、私は、こういったところに徹底したICT化を入れられないかと。先ほども申しましたが、共通基盤に基づくICT化が進むならばかなりの効率が可能ではないかと私は期待をしておりまして、そういった全国の共通のネットワークをつくろうでないかと、こういったことを進めたいと思つて

います。現実に、今、東北では、被災地においてメタディカル・メガバンクというネットワークが始まっています。でも、これは会員制であって、個人の承諾を得るとともに病院がそのネットワークに参加しない限り成り立たないのでございます。ですか

方々がそういうネットワークに入つてくれるこ

とによって効率化、そして重点化ができるわけあります。そういうこれまでのものに加えて新しい取組も工夫しながら、この我々の持続可能な社会というものを見つかりと支えられるようにならなければなりません。

○主演了君 ありがとうございます。

今日は内閣府の方から小泉政務官にも来ていました

マイナンバー法、今まで準備が進められていました。このマイナンバー法、要するに、このマイナンバー法によって、各省庁が保有している個人情報、この各省庁が保有している個人情報は犯罪捜査に使われる可能性があるかどうか、この点、一点に絞つてお伺いをいたしたいと思います。

○大臣政務官(小泉進次郎君) 一点に絞つて御質問をいたしましたので端的にお答えをさせていただきますが、犯罪捜査には利用はできません。

情報提供ネットワークシステムというのもあるんです、こちらの方を利用した情報連携もない、そういうことになつております。

なお、この番号法の中で個人情報保護の観点から特定個人情報の提供、収集を原則禁止をしているが、刑事案件の捜査等において必要な資料を収集する際に特定個人情報が含まれることがあります、刑事案件の捜査等において必要な資料を明申し上げます。

第一は、指定都市制度の見直しに関する事項であります。

この法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るために、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、指定都市制度の見直しに関する事項であります。

指定都市の都市内分権を進めるため、指定都市の区の事務所が分掌する事務については、条例で定めることとしております。また、指定都市は、

条例で、区に代えて総合区を設け、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを市長が議会の同意を得て選任する総合区長に執行させることができることとしております。

また、指定都市及び都道府県の間の二重行政を解消するため、指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行う指定都市都道府県調整会議を設けることとともに、指定都市の市長又は都道府県の知事は、指定都市都道府県調整会議における協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員に意見

は二十条、ここに犯罪捜査という言葉が出ているんですね、実は。ただ、別表第一、別表第二に

例えば警察庁なり警察署というのは入つておらない、その点を確認をいたしかつた、こういういう組が重要なことを考えております。

○委員長(山本香苗君) 本日の調査はこの程度に終わります。

○委員長(山本香苗君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(山本香苗君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るために、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、指定都市制度の見直しに関する事項であります。

指定都市の都市内分権を進めるため、指定都市の区の事務所が分掌する事務については、条例で定めることとしております。また、指定都市は、

条例で、区に代えて総合区を設け、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを市長が議会の同意を得て選任する総合区長に執行させることができることとしております。

また、指定都市及び都道府県の間の二重行政を解消するため、指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行う指定都市都道府県調整会議を設けることとともに、指定都市の市長又は都道府県の知事は、指定都市都道府県調整会議における協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員に意見

を求め、必要な勧告を行うことを求めることがで
きることとしております。

第二は、中核市制度と特例市制度の統合に関する事項であります。現在人口三十万以上とされており、指定の要件について、人口二十万以上とするとともに、特例市制度に関する規定を削除することとしております。これに伴い、経過措置として、現に特例市である市については、これまで特例市が処理してきた事務を引き続き処理することとするほか、その人口が二十万未満であつても、施行から五年間は、中核市の指定を受けることができるとしております。

第三は、新たな広域連携の制度の創設に関する事項であります。

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結することができることとともに、連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、総務大臣等に対し、自治紛争処理委員による紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができることとしております。

また、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長等の名において管理し及び執行することができます。

このほか、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本香苗君) 以上で趣旨説明の聽取は

終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。新藤総務大臣は御退席いただいて結構でござい
ます。

○委員長(山本香苗君) 次に、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

去る四月二十二日に本委員会が行いました日本放送協会の事業運営に関する実情調査のための視察につきまして、視察委員の報告を聴取いたしました。吉川沙織さん。

○吉川沙織君 去る四月二十二日に当委員会が行いました視察につきまして、その概要を御報告申しあげます。

視察委員は、山本香苗委員長、二之湯智理事、丸川珠代理事、若松謙維理事、渡辺美知太郎理事、井原巧委員、石井正弘委員、島田三郎委員、柘植芳文委員、堂故茂委員、石上俊雄委員、江崎孝委員、林久美子委員、藤末健三委員、吉良よし子委員、寺田典城委員、又市征治委員、主演了委員及び私 吉川沙織の十九名であり、東京都渋谷区のN.H.K.放送センターオーにおいて、日本放送協会の事業運営に関する実情調査を行いました。

N.H.K.におきましては、本年一月の新会長就任以降、役員の言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられるなど、信頼が揺らいでいることに鑑み、その信頼回復に向けての取組状況等について、経営委員長や会長を始めとする役員の皆様と忌憚のない意見交換を行うとともに、老朽化が進み、建て替えが検討されているN.H.K.放送センターの現状等について調査を行いました。

視察に当たりましては、番組送出室、8Kス
パーハイビジョン、大河ドラマ収録スタジオ及び国際放送スタジオを拝見いたしました。

まず、番組送出室は、国内で放送する七波の番組を二十四時間途切らすことなく全国に向けて送

り出しているN.H.K.の心臓部であり、セキュリティが最も強化された場所の一つである旨の説明を受けるとともに、放送を継続しつつ設備更新を行った結果、床下にケーブルが幾重にも敷設されている状況等を拝見しました。

次に、8Kスーパーハイビジョンは、二〇二〇年の本放送開始を目指して開発に取り組んでおられ、現行ハイビジョンの十六倍の画素数を持つ超高精細映像を実現する技術は、医療など放送以外の分野への応用も期待されています。今回は、実際に8Kスーパーハイビジョンの映像と音響を体験しました。

また、大河ドラマ収録スタジオは、昭和四十年竣工の最も古い建物にあるスタジオであり、視察時には大河ドラマ撮影中でしたが、手狭な印象を受けました。

最後に、国際放送スタジオは、テレビ国際放送の英語ニュース等を行うスタジオであり、事務スタッフ中五十名弱の外国人があり、緊急報道時の英語での報道等に対応できる人材の育成が課題であること等の説明がありました。

その後、浜田経営委員会委員長、上村経営委員会委員・委員長職務代行者、上田経営委員会委員・監査委員、鈴井会長、堂元副会長及び関係理事と意見交換を行いました。

視察委員からは、新放送センターの建設候補地、建設時期や放送債券の発行等の資金計画の見通し、大河ドラマの題材の選定プロセス、外国籍職員の採用状況と今後の採用方針、N.H.K.ワールドTVのアジアへの特化とマルチコンテンツ対応の必要性、8Kスーパーハイビジョン後の放送技術の展望と今後の2K放送の取扱い、海外への魅力ある放送番組展開のための現地化の必要性、N.H.K.職員の削減と番組制作の在り方、番組送出室のスタッフ構成、佐賀放送局で行われた視聴者のみなさまと語る会の概要、放送文化を守る上でN.H.K.が果たす役割、理事の任命同意に係る経営委

員会を控えた会長の考え方、会長が理事全員から預かった日付が空欄の辞表の返納意思、番組での会長による謝罪発言後の国民からの意見の状況、女性の登用の必要性等について意見が交わされました。

以上が調査の概要であります。

最後に、今回の調査に当たり御協力をいただきました関係各位に対し厚く御礼を申し上げ、報告を終わります。

○委員長(山本香苗君) 以上で視察委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のよう改訂する。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のよう改訂する。

に、「区を」を「区及び総合区を」に改める

第八十六条第一項中「道の方面公安委員会の委員については、」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この項において「指定都

市」という。)の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区内又は総合区の選舉管理委員については当該区又は

総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については」に改め、「副市町村長の下に「指定都市の総合区長」を加え、

同条第四項中「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「管轄区域内」の下に「」と、「市の区及び総合

区」とあるのは「市の区及び総合区、総合区長は係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。」を加える。

第八十九条第一項中「又は副市町村長」を「若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長」に、「同条第三

「項」を「第八十六条第三項」に改める。

による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意を加える。

区」を加える。

第二百五十一條第一項中「本館」を「この館」に改め、「関する審査」の下に「第二百五十二条の二

五十一条第四項】を【第二百五十二条第五項】に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第

五項とし 同条第三項中第七号を第九号とし 第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加え

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の三の

七 二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

第二部 憲務委員会議録第十八号 平成二

6 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにならなければならぬ。

第二百五十二条の四中「並びに審査及び勧告」を「審査及び勧告並びに処理方策の提示」に改める。

第二編第十一章第三節第四款を同節第六款とする。

第二百五十二条の十四第一項中「当該普通地方公共団体」を「当該他の普通地方公共団体」に改め、同条第三項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二第二項」に改める。

第二百五十二条の十六中「当該普通地方公共団体」を「当該他の普通地方公共団体」に改める。

第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に次の一款を加える。

（事務の代替執行）

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならぬ。規定は第一項の場合に準用する。

（事務の代替執行の規約）

第二百五十二条の十六の三 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体

二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法

三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に関する必要な事項

(代替執行事務の管理及び執行の効力)

第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての效力を有する。

第二百五十二条の七第三項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改める。

第二百五十二条の七の二第三項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改め、同項ただし書中「第二百五十二条の二第三項本文」を「第二百五十二条の二の二第三項本文」に改め、同条第六項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改める。

第二編第十一章第二節第二款を同節第三款とする。

第二百五十二条の二を第二百五十二条の二の二とする。

第二百五十二条の六中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改め、同項ただし書中「第二百五十二条の二第一項」に改め、同項ただし書中「第二百五十二条の二

第三項本文」を「第一百五十二条の二の二第三項本文に改め、同条第五項中「第一百五十二条の二第二項」を「第一百五十二条の二の二第一項」に改め二項」を「第一百五十二条の二の二第一項」に改め。第二編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に次の款を加える。

第一款 連携協約

(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前二項の例によりこれをを行わなければならない。

5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。

7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

第二百五十二条の二十第二項中「所管区域」の下に並びに区の事務所が分掌する事務を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項の機関」を区長又は第四項の区の事務所の出張所」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「区の事務所又はその」を「区長又は区の事務所の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 区にその事務所の長として区長を置く。

4 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前二項の規定にかかるわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第八項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めざせて総合区の区域のまちづくりを推進する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたもの)を除く。

5 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く)。

6 総合区の区域に住所を有する者に対する直接に基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。

7 総合区の区域に住所を有する者に対する直接に基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。

8 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

9 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたもの)を除く。

10 総合区長の任期は、四年とする。ただし、市长は、任期中ににおいてもこれを解職することができる。総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。

11 総合区に選挙管理委員会を置く。

12 第百四十二条、第一百四十三条、第一百五十九条、第一百六十四条、第一百六十五条第二項、第一百六十六条第一項及び第三項並びに第百七十五条第二項の規定は、総合区長について準用する。

13 前条第七項から第十項までの規定は、総合区について準用する。

14 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

15 第二編第十一章第一節中第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」というのは、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

16 第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」というのは、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

17 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

18 指定都市の市長

19 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

20 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者

- | | | |
|---|---|---|
| 二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者 | 三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者 | 四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者 |
| 五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者 | 六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者 | 七 学識経験を有する者 |
| 4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。 | 5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該指定都市都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対し、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。 | 6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。 |
| 6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。 | 7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に關する必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。 | (指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告) |
| 7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。 | 8 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に對し、前項までとあるのは「第八項、第九項第二号を除く。」第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に關し必要な事項を公表しなければならない。 | (指定都市都道府県勧告調整委員) |
| 2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め(以下この条及び次条において「勧告の求め」という)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議決を経なければならぬ。 | 3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。 | 4 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告の求めをした指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事が前条第四項の規定により勧告の求めを取り下げたとき又は同条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に對し、勧告の求めがあつた事項に關して意見を述べたときは、その職を失う。 |
| 5 総務大臣は、勧告の求めがあつた場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。 | 6 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。 | 5 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員が当該事件に直接利害關係を有することとなつたときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員を罷免しなければならない。 |
| 6 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。 | 6 第二百五十一条の九第二項、第八項、第九項(第二号を除く。)及び第十項から第十四項までの規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「一人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項第二号を除く。」第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。 | 6 第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて同じ。)が当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれららの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行つ認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を説明するに足りる資料を添付しなければならない。 |
| 7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。 | 8 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に對し、前項までとあるのは「第八項、第九項第二号を除く。」第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に關し必要な事項を公表しなければならない。 | (政令への委任) |

二条の二十一の四第五項」と読み替えるものと

卷之三

（政令への委任） 第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定する

もののほか、第二百五十二条の二十一の三第一

項に規定する総務大臣の勧告に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百五十二条の二十二第一項中「三十万以上」

を「二十万以上」に改める。

第二編第十二章第三節を削る。
第二百五十六条中「別市丁村長」の六、「」旨主

第二百五十六条中「市町村長」の下に「指定都市の総合区長」を加える。

第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十と

する。

第一百六十条の三十七の次に次の二条を加え

第三百六十条の三十八
認可地縁団体が所有する

不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平

成十六年法律第一百二十三号)第二条第十号に規定する支那銀行者をさへ。以て、二〇項二〇

定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。」又は所有権の登記名義人の全てが当該

認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁

団体の構成員であつた者であるもの（当該認可

地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穡かつ必然と占有されてゐる。根ふく

て平穏が公然と占有されていきものは隣りについて、当該不動産の表題部所有者若しくは

所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下

この条において「登記関係者」という。)の全部又

は一部の所在が知れない場合において、当該認可他団体が当該認可他団体を登記名義人として登記する。

本登记回復が三言語で登記回復を多言語名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記

をしようとするときは、当該認可地縁団体は、

総務省令で定めるところにより、当該不動産に
属する賃貸借契約の書面(付表二)を提出せよ。

係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請

を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項

を疎明するに足りる資料を添付しなければなら

一、自核忍丁也。彖曰：本《自核》，勤道之行有二，

三九　　~~當該~~^可地縫曰体が~~當該~~^{不動産を}所有して

(健康保険法の一部改正)	則第十七条第一項
第六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。	第六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第一百八十三条第四項中「区」の下に「又は総合区」を加える。	第一百八十三条第四項中「区」の下に「又は総合区」を加える。
第一百九十六条第一項中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。	第一百九十六条第一項中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。
(船員保険法の一部改正)	(船員保険法の一部改正)
第七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)の一項を次のように改正する。	第七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)の一項を次のように改正する。
第一百三十二条第四項中「区」の下に「又は総合区」を加える。	第一百三十二条第四項中「区」の下に「又は総合区」を加える。
(死産の届出に関する規程の一部改正)	(死産の届出に関する規程の一部改正)
第八条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。	第八条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「添へて」を「添えて」に、「都の区の存する区域及び」を「特別区の区長を含むものとし」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。(学校教育法の一部改正)	第四条第一項中「添へて」を「添えて」に、「都の区の存する区域及び」を「特別区の区長を含むものとし」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。(学校教育法の一部改正)
第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。	第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十条第二項中「二百五十二条の二第二項」を「二百五十二条の二の二第二項」に改める。	第四十条第二項中「二百五十二条の二第二項」を「二百五十二条の二の二第二項」に改める。
(労働者災害補償保険法の一部改正)	(労働者災害補償保険法の一部改正)
第十一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。	第十一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第四十五条中「及び」を「の区長を含むものとし」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。(災害救助法の一部改正)	第四十五条中「及び」を「の区長を含むものとし」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。(災害救助法の一部改正)
第十二条 災害救助法(昭和二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。	第十二条 災害救助法(昭和二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)	第二条中「区の」を「区若しくは総合区の」に改める。
第十二条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。	第十二条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。
第五十四条中「東京都の区の存する区域及び特別区及び区」を「区及び総合区」に改める。	第五十四条中「東京都の区の存する区域及び特別区及び区」を「区及び総合区」に改める。
(戸籍法の一部改正)	(戸籍法の一部改正)
第十三条 戸籍法(昭和二十四年法律第一百二十四号)の一部を次のように改正する。	第十三条 戸籍法(昭和二十四年法律第一百二十四号)の一部を次のように改正する。
第十四条前段中「都の区のある区域においては、この法律中の「」を「」の法律中に「」、「区」区長及び「」を「特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の」に改め、同条後段を削る。	第十四条前段中「都の区のある区域においては、この法律中の「」を「」の法律中に「」、「区」区長及び「」を「特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の」に改め、同条後段を削る。
(消防組織法及び大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正)	(消防組織法及び大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正)
第十四条 次に掲げる法律の規定中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改める。	第十四条 次に掲げる法律の規定中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改める。
一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十四条第三項	一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十四条第三項
二 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第四条第一項	二 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第四条第一項
(検察審査会法等の一部改正)	(検察審査会法等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「区」の下に「及び総合区」を加える。	第十五条 次に掲げる法律の規定中「区」の下に「及び総合区」を加える。
一 検察審査会法(昭和二十三年法律第一百四十七号)第四十七条	一 検察審査会法(昭和二十三年法律第一百四十七号)第四十七条
二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
(平成十六年法律第六十三号)第一百四条(見出しを含む。)	(平成十六年法律第六十三号)第一百四条(見出しを含む。)
三 日本国憲法の改正手続にに関する法律(平成	三 日本国憲法の改正手続にに関する法律(平成

る。

第七百一条の二十四及び第七百一条の六十九中「市の区の事務所の長がそれぞれを「市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれに、市との区の事務所の長が税務署長」を「市の区又は総合区の事務所の長が税務署長」に改める。

第七百三十七条の見出しを「特別区並びに指定都市の区及び総合区に関する特例」に改め、同条第一項中「特別区及び」を「特別区並びに」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の市の区」の下に「及び総合区」を加え、同条第二項中「市の区」の下に「又は総合区」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第二十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改定する。

第三十六条第二項ただし書中「指定都市の区及び「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。

(社会福祉法の一部改正)

第二十五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改定する。

第一百九条第二項中「規定する区」の下に「及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区」を加える。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改定する。

第三十五条第一項中「区」の下に「総合区を含む。以下同じ。」を加える。

(国家公務員災害補償法等の一部改正)
第二十七条 次に掲げる法律の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「行なう」を行ふに改める。

一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)第三十二条
二 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)第二十六条
三 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二

号)第三十条

四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百一十一号)第六十六条

五 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百十一号)第一百四十三条

(土地収用法の一部改正)

第二十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改定する。

第一百四十条中「特別区若しくは」を「特別区又は」に、「若しくは区長を「及び総合区又は区長は」に、「若しくは区長を「及び総合区又は区長及び総合区長」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二十九条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改定する。

第四十六条第七項中「市町村」の下に「特別区を含むものとし、「を加え、「区、特別区のある地にあつては特別区」を「、区又は総合区」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二十九条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改定する。

第四十六条第七項中「市町村」の下に「特別区を含むものとし、「を加え、「区、特別区のある地にあつては特別区」を「、区又は総合区」に改める。

(農地法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「により区」の下に「総合区を含む。以下この条において同じ。」を「又は区長」の下に「(総合区長を含む。)」を加える。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第七条

第三十一条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六十一条

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第七条

第三十二条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六十一条

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第七条

第三十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改定する。

第一百三十六条の三中「本条中「指定都市」を

「この条において「指定都市」と、「同法」を「及び同法」に、「本条中「中核市」を「この条において「中核市」に改め、「及び同法第二百五十二条の二の三第一項の特例市(以下本条中「特例市」という。)」を削り、「中核市又は特例市(以下本条中)を「又は中核市(以下この条において「中核市」という。)」が国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改定する法律(平成二十四年法律第九十六号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条第一号中「第一百三十二条」とあるのは、「第百十四条」とする。

二号)第二百二十九条第二項

九 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十

二号)第二百二十九条第二項

第八十六条第五項中「区」の下に「又は総合区」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第三十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改定する。

第一百三十六条の三中「本条中「指定都市」を「この条において「指定都市」と、「同法」を「及び同法」に、「本条中「中核市」を「この条において「中核市」に改め、「及び同法第二百五十二条の二の三第一項の特例市(以下本条中「特例市」という。)」を削り、「中核市又は特例市(以下本条中)を「又は中核市(以下この条において「中核市」という。)」が国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改定する法律(平成二十四年法律第九十六号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条第一号中「第一百三十二条」とあるのは、「第百十四条」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う調整規定期)

九 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十

二号)第二百二十九条第二項

九 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十

第三十三条

七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第一百四号)第六十二条

八 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第十六条

九 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十

二号)第二百二十九条第二項

九 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十

第三十九条 次に掲げる法律の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。	年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。
一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百四条	第二条中「第二百五十二条の二十の区」の下に「及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区」を加える。
二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(平成六年法律第百十七号)第四十八条	(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一一部改正)
三 原子爆弾被爆者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)	第四十三条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。
四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)	第十六条第一項中「指定都市の区の下に「若しくは総合区」を加え、「その」を「これらの」に、「あわせた」を「併せた」に改める。
五 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第十一条第一項及び第二十五条第三項	(住民基本台帳法の一一部改正)
(宅地造成等規制法の一一部改正)	第四十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第四十条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第一百九十一号)の一部を次のようにより改定する。	第三十八条第一項中「区」を「区及び総合区」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。
第三条第一項中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第三項の特例市(以下「特例市」という)」を削り、「中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。	(都市計画法等の一一部改正)
第七条第一項及び第十一条中「中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。	第四十五条 次に掲げる法律の規定中「指定都市」を「指定都市又は」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。
(宅地造成等規制法の一一部改正に伴う経過措置)	(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項)
第四十一条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項、第七条第一項及び第十一条の規定の適用については、同法第三条第一項中「又は同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。)又は地方自治法の一一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二十九条第一項	第四十八条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。)及び地方自治法の一一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市)を削る。
(都市計画法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百八条	第四十九条 地価公示法(昭和四十四年法律第十九号)の一部を次のように改定する。
二 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条の二第四項	第七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「都の特別区の存する区域にあつては特別区」を「特別区を含むものとし」に、「当該市の区」を「当該市の区又は総合区」に改める。
三 事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第五十五条第一項	(電気通信事業法の一一部改正)
(都市計画法等の一一部改正に伴う経過措置)	第五十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六条)の一部を次のように改定する。
第四十六条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「指定都市又は」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。	第一百三十条第四項中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。
(雇用保険法の一一部改正)	(市民農園整備促進法の一一部改正)
第五十条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)第五十五条第一項中「及び」を「の区長を含むものとし」と改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「又は求職者給付又は」を「又は求職者給付	第五十四条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四条)の一部を次のように改定する。
(住居表示に関する法律の一一部改正)	第十二条第二項中「指定都市」を「指定都市若しくは」に改め、「若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。
第四十二条 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。	(市民農園整備促進法の一一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の市民農園整備促進法第十二条第二項の規定の適用については、同項中「指定都市若しくは」とあるのは「指定都市」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第五十六条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第五十七条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

(政党助成法の一部改正)

第五十八条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指定都市の区」の下に「又は総合区」を加える。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正)

第五十九条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

正

第二十条の三第三項中「同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正)

第五十八条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第十二条の三第三項の規定の適用についても、同項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(大深度地下水の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第六十条 大深度地下水の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条中「若しくは区長」を「及び総合区又は区長及び総合区長」に改める。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十一条 次に掲げる法律の規定中「又は区長の下に若しくは総合区長」を加える。

第十六条第一項第一号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

第五十九条中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「区」を「区及び総合区」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第六十三条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四号)第一項第五号の下に「(電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律の一部改正)

第六十四条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四号)第一項第五号の下に「(電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律の一部改正)

第六十五条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四号)第一項第五号の下に「(電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律の一部改正)

第六十六条 次に掲げる法律の規定中「区」を「区及び総合区」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六十七条 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、同条第一号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律」と、同条第一号中「出張所又は」を「出張所」に改め、「その出張所」の下に「又は同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所若しくはその出張所」を加える。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

一項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)

第六十八条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第九条の規定の適用については、同条中「又は地方自治法」とあるのは「地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条第一項第一号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

第五十九条中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律の一部改正)

第六十六条 次に掲げる法律の規定中「区」を「区及び総合区」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六十七条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六十八条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六十九条 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、同条第一号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律」と、同条第一号中「出張所又は」を「出張所」に改め、「その出張所」の下に「又は同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所若しくはその出張所」を加える。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第七十七条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三」を「及び第二百五十二条の二十二」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市(第二十八条第二項において単に「特例市」という。)」を削る。

第二十八条第二項中「中核市若しくは特例市」を若しくは「中核市」に改める。

第七十三条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成五年第四項及び第二十八条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」と、法律第五条第一項中「中核市」とあるのは「中核市若しくは施行時特例市」とする。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)

第七十四条 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市(第三項において「特例市」という。)を削り、同条第三項中「中核市

及び特例市」を「及び中核市」に改める。(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

の改正規定中「同項第七号」を「同項第九号」に改める。

第七十五条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律の一部を改定する施行時特例市(第三項において「施行時特例市」と、同条第三項中「及び中核市」とあるのは「中核市」とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第七十六条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第十八条第五項中「により区」の下に「総合区を含む。以下この項及び次条第六項において同じ。」を、「又は区長」の下に「(総合区長を含む。)」を加える。

第十九条第六項中「又は区長」の下に「(総合区長を含む。)」を加える。
(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十七条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)附則第二条に規定する施行時特例市(第二十八条第二項において「施行時特例市」とあるのは「中核市」という。)又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)附則第二条に規定する施行時特例市(第二十八条第二項において「施行時特例市」とあるのは「中核市若しくは施行時特例市」とする。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)
第七十三条第一項中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市(第三項において「特例市」という。)を削り、同条第三項中「中核市

及び特例市」を「及び中核市」に改める。(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

の改正規定中「同項第七号」を「同項第九号」に改める。

第七十五条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律の一部を改定する施行時特例市(第三項において「施行時特例市」と、同条第三項中「及び中核市」とあるのは「中核市」とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第七十六条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第十八条第五項中「により区」の下に「総合区を含む。以下この項及び次条第六項において同じ。」を、「又は区長」の下に「(総合区長を含む。)」を加える。

第十九条第六項中「又は区長」の下に「(総合区長を含む。)」を加える。
(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十七条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「公の施設並びに」を「公の施設」に改め、「その出張所」の下に「並びに同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所及びその出張所」を加える。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
第三十四条のうち、地方自治法第二百五十二条第三項第六号の改正規定中「同条第三項第六号」を「同条第四項第八号」に改め、同項第七号

平成二十六年五月二十八日印刷

平成二十六年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K